

大日本監獄管理法便覽

34
C
76
06
禁電子式複写

037342-000-9

CZ-765-06

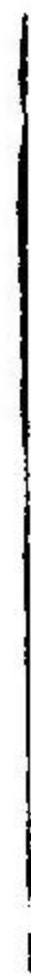
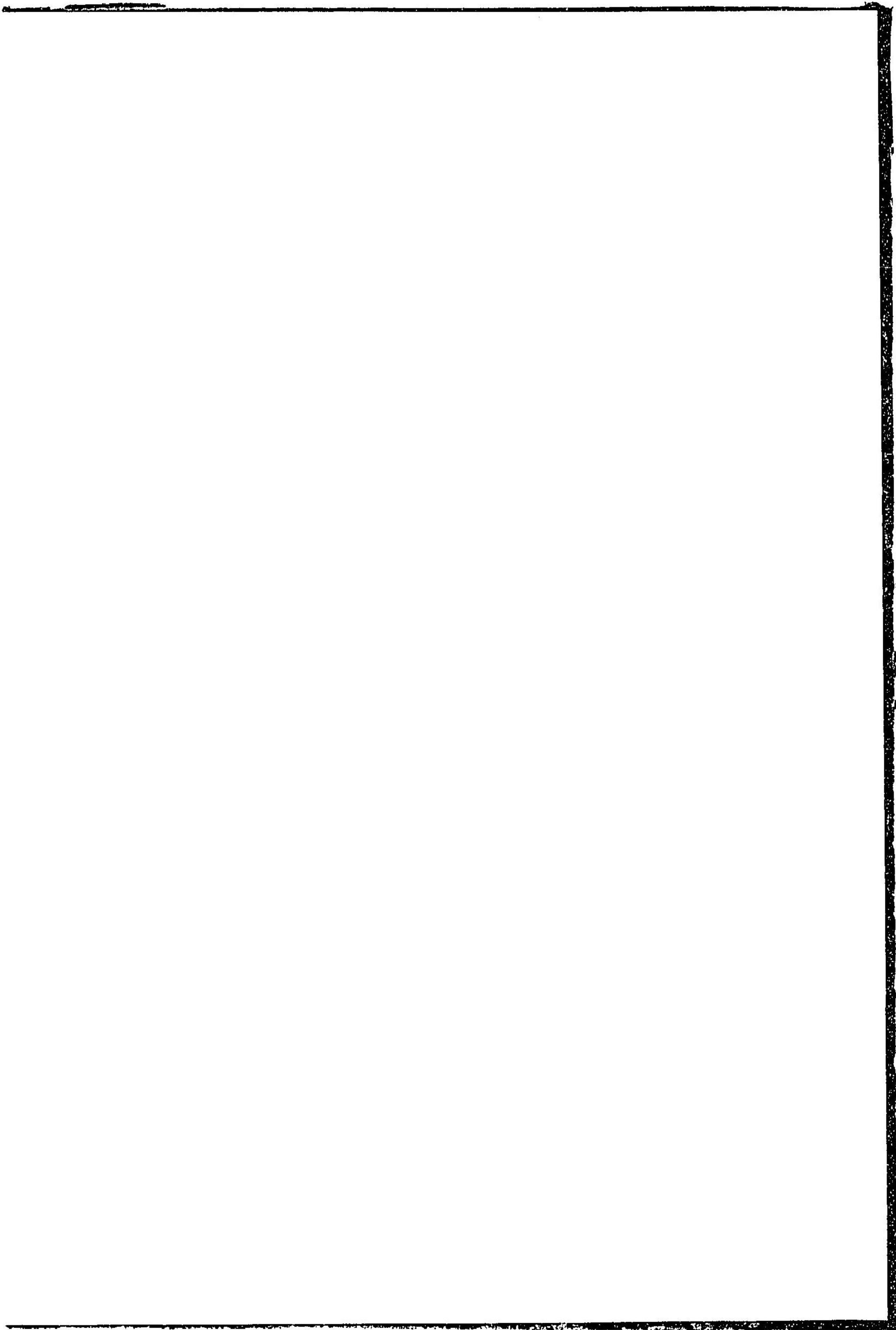
大日本監獄管理法便覽

笠原 正進 / 著

M27

BBT-0182





12-11-2012

777H-68

高松地方裁判所豫審判事從七位小川正治君顯字
神奈川縣典獄從七位小河滋次郎君序文
香川縣典獄從七位田中義達君序文



新舊對照

獄務必携

日本監獄管理彙覽 完

附 釐頭泰西監獄管理法拔要

香川縣省守部長笠原正進纂著

CZ
765
06

9-245

墨田 氏印

行 刊



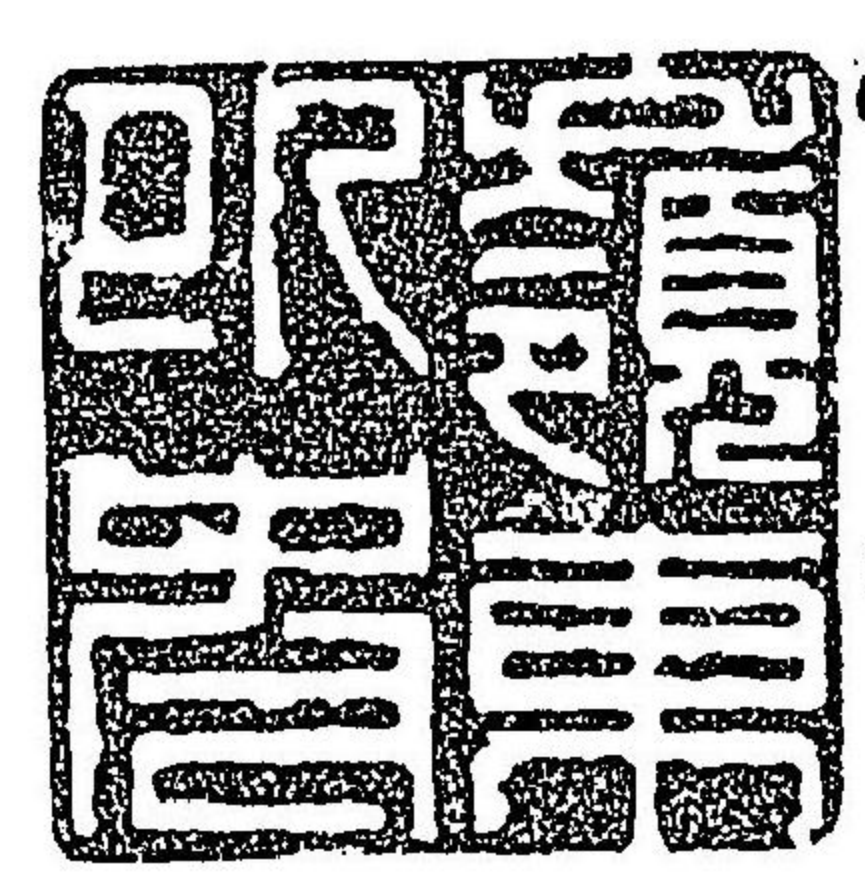
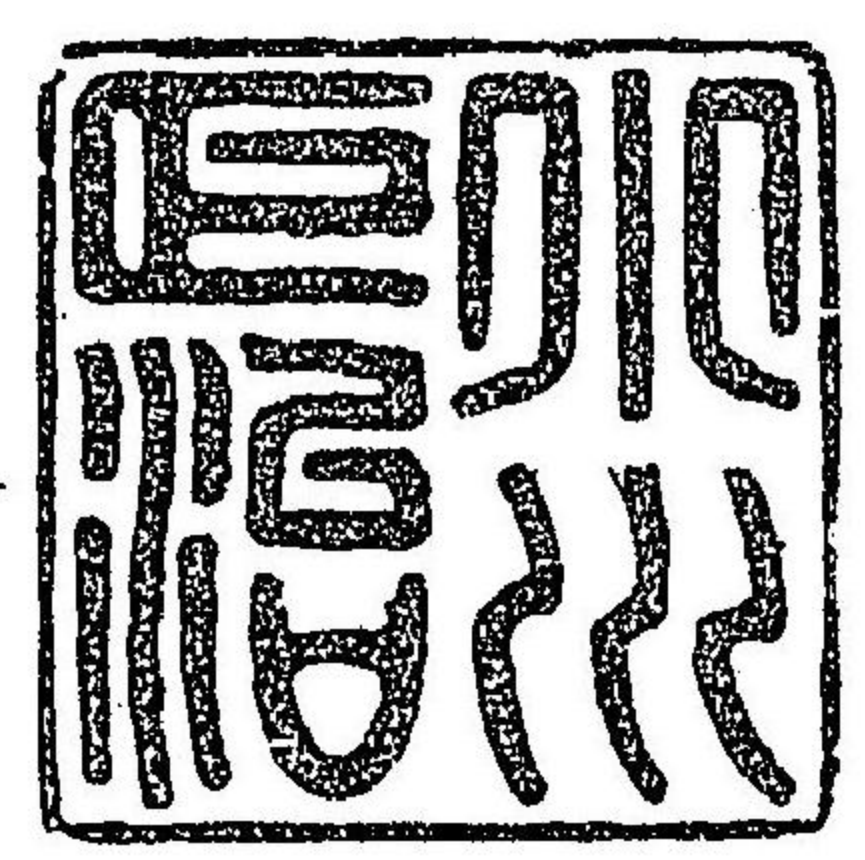
和

和



甲午六月

嶺東道人題



序

雖有良材雖具美石無建築設備功夫則結構壯
嚴不可得而望也監獄諸法規亦然彼金科玉條
汗牛充棟不啻而歐其適實應用之方便則止箇
箇不張不弛法文已矣頃者正進君笠原氏編著
大日本監獄管理法便覽求序於余余淺學不能
應而一受閱之規畫井然脈絡貫通東西今古學
說拔粹抄純旁索簡易猶指掌頗得肯綮矣真是
管理上功夫治獄法要訣裨益于斯道實不鮮少
也僅以是代序云爾

甲午六月

岳洋居士識

序

余獄務を香川縣に奉して高松にあり一日看守部長笠原君
來りて余寓を訪ふ談偶獄事に及ぶ君乃一書を出して余に
示し且序文を徴せらる受けて之を披けば則我邦古今の監
獄制度を網羅し且泰西各國の監獄法規をも拔要抄録し彼
此對照分編列章詳密遺す所なく一目瞭然指掌の如し苟も
司獄の職を奉する者の坐右一日も欠ぐべからざる良書な
り夫れ方圓の器具ハ必規矩を待ち而後成る獄務を整理せ
んとするにハ必監獄法規に由らざるを得ず此法規に由り
此獄務を整理せんとするも古今内外の制度沿革を明にし
參酌操縱其宜きを得るに非ざれば則實施適用治獄の績を
奏し而我正明の貨を賛くこと能はず嗚呼司獄の務も亦
難き哉笠原君大に此に見る所あり其身劇職に在るも眠食
の時を短くして此書を纂集す治獄之人此書に由り熟讀講

究奉して以て規矩と爲せば則事に其肯綮を得て獄務を操
縱整理すること之を掌上に運らすべし余夙に君が守る所
あり以て其力を盡し見る所あり以て其事に従ふを知る今
此書を披き一ハ則君が心を用ゐる深くして我正明の化を
賛くることの大なるを欽し一ハ則治獄吏人が最も至便の
良規矩を得たるを喜ばなり是を序とす

明治廿七年七月

田中義達識

緒言

温古知新と普く社會事物の改良を誘發する適確の金言也我の治獄の事亦然と温古からすんと以て奎運日新の今世紀に於る監獄事業の發達進歩を得て望むべきは非ざるかと余此金言に杖り曩日公務の閑暇を偷み筆を既往に染め題して監獄則新舊比較在監人に對する賞罰一覽表と之を監獄協會雜誌に投じ其卷末を汚せしむるのあはれ然るに其學友ハ余に書を送りて其鴻益を賛ふ頻に其簡易に過ぐるを惜み寧ろ歩武を竿頭に進め簡便なる監獄管理法を編著し以て實務家を益し併せて獄事を研究するをの又將に從事せむを欲するもの、爲に世に公にせむ事を需む余亦其意なきは非ずや雖や如何せむ淺學無識加ふるは身繁務の職に在り毫も其閑暇なき然るを親愛忠實ある學友の勸告に以て是等些事

いふへきにあらは勇我鼓し思我焦し愈茲は監獄の狂夫
やあて研鑽の魁鬼やあてて以て其勸告の厚意に添むや
欲し終は一書我編製したて題して大日本監獄管理法便
覽を謂蓋し余が此編我爲すの目的ハ操縦自在治獄の難
衝に當る者の萬一の補益やあさん而已余や淺學菲才書
中載せる所疎漏誤脱其肯綮我誤て聚集の足ざる讀者敢
て之我咎むる勿き須く據て以て獄制沿革の一斑我知て
治獄の至難我了はるの資やならは當に余の榮光は及な
らは實に編者の勞亦空からざる也

明治甲午六月於玉藻城外旅舎

笠原正進識

凡例

- 一 本書は余の劇務之餘暇を偷み現行監獄則及施行細則並は看守及監獄傭人分掌例を基礎とし順次楷段を五段に區分し初段を泰西監獄法抜要とし其第二段我維新前は監獄法とし其第三段我初世の監獄法とし其第四段を中世の監獄法とし其第五段を現世の監獄法とし之を適切なる索引我施し猶其五段にある各本條の傍側は刑法及刑法附則の主刑執行に關する條目を摘發參照し以て司獄官諸士の獄務研鑽の便に供せ
- 一 本書初段は掲ぐる處の泰西監獄法ハ重し獨逸監獄法は探て問々英、佛、露、普、白耳義、等の事例及諸説を抜粹引証せしをのぞ
- 一 本書の索引ハ之れを數字及イ、ロ、ハ別やなし一目瞭然見易せらしむ故は大日本監獄管理法便覽を命名せ
- 一 本書の附録として昔時よて現世に至る迄の戒具及罰具の圖式等其他必要ある諸統計表或ハ現時施行せる處の囚人身分帖に關せ

囚ノ待遇及遇 刑事被告人待遇 懲罰並ニ科罰權 ノ所在 懲罰法 書信及接見ノ目的 書信ノ檢閲並ニ接 見ノ注意 看守長ノ職務 看守ノ職務 授業手ノ職務 女監取締ノ職務 (佛) 佛國監獄沿革ノ 大略 佛國監獄用郵便切 手(千八百七十三年三月廿日內務省令) 佛國死刑執行法 (白) 白耳義死刑執行法	第五 入浴期 第六 雜費 未已決病監 懲役 已決監 食堂 女監 懲治監	第三 老幼 第四 婦女 第五 役法 第六 刻限 第七 年限 第八 賞罰 第九 書信 第十 食料 第十一 衣衾 第十二 工錢 疾病附死亡 處刑 官員 雜則	第四編 第一章 教誨 第二章 賞譽 第三章 懲罰 附則 獄吏程度分掌及雜則 雜則 書記 看守長 看守 教誨師 醫師 授業手 押丁 女監取締	教誨師ノ職務 第三章 醫師ノ職務 第四章 女監取締ノ職務 第五章 押丁ノ職務 第六章 授業手ノ職務
--	--	---	---	---

(普) 普魯士死刑執行 法 (英) 英國死刑存廢論 歐洲中死刑ヲ保 持スル國 歐洲中死刑ヲ廢 弛シタル國 死刑ニ代フルノ 刑罰 無罪者ヲ死ニ就 カシムルノ恐ヲ 說 殺人罪ヲ犯ス者ハ 瘋癲者ニ多キ事 (露) 露國ノ死刑附特 別裁判				
--	--	--	--	--

泰西監獄法提要

昔監獄法
以維新
以前

初監獄法
明治
五年頒
布

中監獄法
明治十
四年頒
布

現世監獄法
明治二
十二年
勅令

(獨) 監獄ノ定義

監獄トハ刑事ノ
審問ヲ遂クル爲
メ或ハ國權ヲ以
テ正當ノ言渡ヲ
受ケタルモノ、
自由刑ヲ執行ス
ル爲メ或ハ警察
ノ取締上一時社
交ヲ絶ツテ職業
ニ習熟セシムル
爲メ若クハ不規
律ナル家庭ノ教
育ニ代ツテ公ケ
ノ教育ヲ強行ス
ルガ爲メニ人民
ノ自由ヲ牽制ス
ル所ノ官舎ヲ指
シテ之ヲ稱ス
國家ノ法規
凡ソ人類ノ相集
リ社會ヲ組成シ

第一編
第一章
緒論

吾國固圉ヲ設ク
ル厥始得テ知ル
可カラズ惟紀元
以來刑ヲ用ユル
ト史ニ見ルモノ
神武天皇即位ノ
年即チ紀罪名若
干條ヲ定メ其輕
重ニ從ヒ贖物ヲ
徵シ其チシテ神
明ニ誓テ援除シ
惡ヲ去リ善ニ遷
ラシム若キ元惡
大慈愍終悛ムル
ナキモノハ物部
氏ニ命シ之ヲ戮
セシム物部氏甲
兵ヲ掌ル
崇神天皇即位千

(本法ノ起因)

明治四年中歐羅
巴洲ノ獄制ニ倣
ヒ我獄制ヲ改正
スルコトアラント
ス而シテ英國所
轄ノ香港支那新
嘉坡印土地方ノ
人種ハ我國人ト
均シク粒食ヲ以
テ性命ヲ保スル
モノニシテ且萬
國人民ノ輻湊ス
ルトコロナルニ
付其拘禁ノ方法
ニ基カハ必ス其
宜キニ適スルノ
議アリ因テ政府
ヨリ英國代理公
使アタムス氏ニ
依頼シ特ニ囚獄
權正小原重哉及
屬官二名ヲ香港

第一編
第一章
汎則

(イ) 第一條 監獄ヲ別
テ左ノ六種ト爲
ス
(一) 留置場 裁判所
及警察署ニ屬
スルモノニシ
テ未決者ヲ一
時留置スル所
トス但時宜ニ
由リ拘留ノ刑
ニ處セラレタ
ル者ヲ拘留ス
ルコトヲ得
(ホ) 二監倉 未決者ヲ
拘禁スルノ所
トス
(ト) 三懲治場 懲治人
ヲ懲治スルノ
所トス

(イ) 第一條 監獄ヲ別テ左ノ
六種ト爲ス

(ロ) 一集治監 徒刑流刑及
舊法懲役終身ニ處セラ
レタル者ヲ拘禁スル所
トス
參照
(刑一七) 徒刑ハ無期有期ヲ分タス
島地ニ發遣シ定役ニ服ス
有期徒刑ハ十二年以上十
五年以下ト爲ス
(ハ) 二仮留監 徒刑流刑ニ處
セラレタル者ヲ集治監
ニ發遣スル迄拘禁スル
所トス
參照
(刑附九) 徒流ノ囚ヲ發遣スルハ才
判ヲナシタル地ノ監獄管
理長官ヨリ内務卿ニ上申
シ其命令ヲ待テ發船ノ地

五ニ共同ノ生活
 ナ爲シ一致ノ生
 業ヲ營マント欲
 セハ社會即チ共
 同一致ノ團體ヲ
 保全センカ爲メ
 ニ各個人ノ意思
 行爲ヲ限制スル
 所ノ規矩トナリ
 準繩トナルモノ
 ナカルヘカラス
 此各個人ノ意思
 行爲ヲ限制スル
 規矩準繩ヲ名ツ
 ケテ國家ノ法規
 ト曰フ

犯罪ノ定解
 若シ各個人ノ意
 思行爲ニシテ此
 國家ノ法規ニ服
 従スルヲ欲セ
 ス之レニ背戾シ
 爲ニ社會ノ成立
 ナ保ツニ必要ノ
 具タル規矩準繩
 ナ破リタル者即

十即紀元五百七
 十三年
 武植安彦出雲振
 根ヲ誅シ履中天
 皇即位ノ元年
 (即紀元千六十年)
 仲皇子ノ謀反ヲ
 平ケ其黨阿曇連
 濱子等ヲ捕フ其
 罪死ニ當ス特ニ
 詔シテ死シ宿メ
 之ヲ鯨シ從タル
 モノハ行使ニ供
 スト之レ有リ既
 ニ犯罪者アルト
 キハ之ヲ禁固ス
 ルノ處ナカル可
 カラサルハ事理
 ノ當ニ然ルヘキ
 トコナリ然レ
 ハ則チ固圍ノ事
 史ニ明文ナシト
 雖モ必ス其設ケ
 アルヲ推シテ知
 ル可シ其明文ア
 ルハ 清寧天皇

新嘉舖ニ派遣シ
 兩地ノ未決監懲
 役場植民所ノ方
 法ヲ問ハシム即
 チ是監獄則及圖
 式ノ因テ成ルト
 コロナリ

緒言
 獄トハ何ソ罪人
 ナ禁錮シテ之ヲ
 懲戒セシムル所
 以ナリ
 獄ハ人ヲ仁愛ス
 ル所以ニシテ人
 ナ殘虐スル者ニ
 非ス人ヲ懲戒ス
 ル所以ニシテ人
 ナ痛苦スルモノ
 ニ非ス
 刑ヲ用ユルハ己
 ナ得サルニ出ツ
 ナ得サルニ出ツ
 國ノ爲メ害ヲ除
 ク所以ナリ獄司
 欲テ此意ヲ體シ
 罪囚ヲ遇ス可シ

四拘留場 拘留ノ
 刑ニ處セラレタ
 ルモノヲ拘留ス
 ルノ所トス
 五懲役場 懲役ノ
 刑及禁錮ノ刑ニ
 處セラレタルモ
 ノヲ拘禁スルノ
 所トス
 (ロ)六集治監 徒刑流
 刑及禁錮ノ刑
 ニ處セラレタ
 ル者ヲ集治ス
 ル所トス
 北海道ニ在ル
 本監ハ徒刑流
 刑ニ處セラレ
 タル者ヲ集治
 ス
 (キ)第二條
 監獄ハ內務卿ノ管
 轄ニ屬ス
 但陸海軍ノ管轄ニ
 屬スルモノハ此限
 ニ在ラス

ニ護送ス可シ
 (一)二地方監獄 拘留禁錮禁
 獄懲役ニ處セラレタル
 者及婦女ニシテ徒刑ニ
 處セラレタル者ヲ拘禁
 スル所トス
 參照
 (刑一八) 徒刑ノ婦女ハ島地ニ發遣
 セス内地ノ懲役場ニ於テ
 定夜ニ服ス
 (ホ) 四拘留監 刑事被告人ヲ
 拘禁スル所トス
 (ハ) 五留置場 刑事被告人ヲ
 一時拘留スル所トス
 但警察署内ノ留置場ニ
 於テハ罰金ヲ禁錮ニ換
 フル者及拘留ニ處セラ
 レタル者ヲ拘禁スルヲ
 ナ得
 (ト) 六懲治場 不論罪ニ係ル
 幼者及瘡啞者ヲ懲治ス

犯罪ナリ
 犯罪ハ人民何レ
 ノ階級ニ屬スル
 者タルヲ問ハス
 何人ト雖モ(年
 令男性女性職業
 身分及宗教ニ論
 ナク)之ヲ行フ
 者ナリ此社會ノ
 犯罪人ヲ區別ス
 ルヲハ多年間世
 ノ職者之ヲ研究
 セシカ其中最モ
 單簡ナル者ハ一
 時犯者ト慣習犯
 者トニ分ツニ
 在リ
 一時犯者トハ善
 良ナル性質ヲ有
 スルニモ拘ハラ
 ス薄弱ナル腦力
 ヲ有スル無分別
 ノ儕輩類ヲ云フ
 彼ノ窮迫ノ爲ノ
 窃盜ヲナスカ如

即位ノ四年即紀
 元千
 百四 十天皇親カ
 ヲ囚徒ヲ錄スト
 云ニ始リ厥後仁
 賢天皇即位ノ四
 年即紀元千五百
 十一年の巨蚊島
 穗菰君罪アリ皆
 獄ニ下リテ死ス
 孝德天皇大化二
 年即紀元千六百
 ヲ行ヒ諸國ニ流
 人及獄中ノ囚皆
 放捨ス等歴々史
 書ニ見ヘタリ文
 武天皇大寶元年
 即紀元千三律例
 百六十一一年迄
 ヲ撰定スル迄テ
 囚獄ノ方法漸ク
 備ル故ニ今獄制
 沿革微畧ヲ作ル
 大寶元年ヲ以テ
 始メトス
 文武天皇大寶元

(イ) 綱領
 獄ニ七大綱アリ
 日興造口繫獄日
 懲役日疾病附死
 亡日處刑日官員
 日雜則其詳ナル
 一ハ條目ニ悉ス
 興造十二條
 第一條
 規模
 監獄ハ市街ヲ隔
 テタル空闊高燥
 ノ地ヲトシ其區
 域ヲ大ニスヘシ
 圖式ニ見ユル所
 ノ各庭園中縱橫
 ノ小徑ニ砂石ヲ
 布キ左右ノ餘地
 ニ藥草及美化佳
 實アルノ艸木ヲ
 雜植シ罪囚ナシ
 テ心神ヲ怡ハシ
 新鮮ノ氣ヲ吸入
 セシメ且販賣ノ
 一利ト爲ス(各

(リ) 第二條
 集治監ハ內務卿之
 ヲ直轄ス留置場監
 倉懲治場拘留場懲
 役場ハ警視總監又
 ハ府縣知事(東京
 府)縣令之ヲ管現
 ス
 (一五) 第四條
 此獄則ハ特ニ陸海
 軍ノ獄則ヲ以テ處
 スヘキモノニ適用
 スルヲ得ス
 (ヌ) (ル) 第五條
 內務卿ハ毎年其所
 屬官吏ヲシテ各監
 獄ヲ巡閱セシムヘ
 シ
 警視總監府知事縣
 令ハ毎年三四次所
 轄ノ監獄ヲ巡閱ス
 ヘシ
 裁判官檢察官ハ時
 々其裁判所ニ屬ス

參照
 (刑七九) 罪ヲ犯ス時十二才ニ滿タ
 サル者ハ其罪ヲ論セス
 但滿八才以上ノ者ハ情狀
 ニ因リ滿十六才ニ過キサ
 ル時間之ヲ懲治場ニ留置
 スルヲ得
 參照
 (刑八〇) 罪ヲ犯ス時滿十二才以上
 十六才ニ滿サル者ハ其所
 爲是非ヲ辨別シタルト否
 トヲ審案シ辨別ナクシテ
 犯シタル時ハ其罪ヲ論セ
 ス但情狀ニ因リ滿二十才
 ニ過キササル時間之ヲ懲治
 場ニ留置スルヲ得
 (第二項)
 (略ス)
 參照
 (刑八二) 瘡啞者非ヲ犯シタル時ハ
 其罪ヲ論セス但情狀ニ因
 リ五年ニ過サル時間之ヲ
 懲治場ニ留置スルヲ得

キ又タ之ニ属ス
慣習犯者トハ犯
罪ヲ以テ殆シト
一ノ職業カ若ク
ハ一ノ專業ノ如
ク思惟シ苟モ犯
罪ニ由リテ利益
ヲ得ルノ機會ア
ラハ忽チ之レニ
乘シ犯罪第二ノ
性トナルカ如キ
者ヲ云フ
犯罪ノ文化ノ發
達ニ伴隨スル所
以
刑事統計表ノ吾
人ニ示ス所ニ依
リテ之ヲ見レハ
犯罪ハ文明ノ進
歩ト共ニ漸次發
達増殖スルモノ
、如シ是レ文化
非常ニ進歩スレ
ハ秩序ヲ重シ
風紀ヲ尊フノ觀
念從テ高マリ社

年(即紀元千三
百六十一年)
律例ヲ撰定シ四
獄司ヲ置キ刑部
省ノ管轄スルト
コトヲナス其ヲ
シテ罪人ヲ禁囚
シ徒役功程及配
決ノ事ヲ掌ラシ
ム
正一員 正ハ司ノ長
官ヲ云フ
佑一員 佑ハ次官
ヲ云フ
大令史一員
少令史一員
物部四十員
(物部氏世々兵
刑ヲ掌リシカ本
宗已ニ衰ヘ其部
屬僅ニ囚獄斷非
ノ事ヲ主當スル
者ヲ云フ)
物部丁二十員
(囚獄ヲ守ル者
ヲ云フ)
凡禁囚死罪ハ枷
紐
(械ノ頸ニ在ル

ノ位置構造方法
圖式第一號及附
圖ニ見ユ
凡ソ監獄ヲ構造
スルニ其制都鄙
大小ノ別アリト
雖モ皆石造スヘ
シ若シ其地石ニ
乏シケレハ煉火
石ヲ代用ス只其
制ノ堅牢ナラン
ヲ要ス隅角房口
子門ノ左右上下
等ハ必ス石ヲ用
フヘシ檻格ノ如
キハ鍊鐵ヲ用フ
守卒看守所ノ制
ハ圓形室ヲ獄舍
四通ノ中央ニ設
ケ一洞視シテ
障蔽ノ弊無ラシ
ム此レ守卒ヲ省
減スルノ法ナリ
詳ニ圖ニ悉ス
四周牆屏ノ制悉
ク石造スヘシ或

ル監倉ヲ巡閱スヘ
シ府縣會議員ハ臨
時其府縣監獄ヲ巡
閱スルコトヲ得
(一六)第六條
在監人ト稱スルハ
未決已決ノ者及ヒ
第十九條第三十條
ニ記載シタル者ヲ
云フ
(二三下)第七條
在監人ヨリ司獄官
吏ノ處置ニ對シ若
シ情苦ヲ訴ヘント
ズルトキハ第五條
第一項第二項ニ記
載シタル官吏巡閱
ノ際封書又ハ口述
ヲ以テ申告スルコ
トヲ得
第二章
監倉ノ規程
第八條
司獄官吏在監人ヲ
管束スルハ一ニ和

(チ)第一條
監獄ハ内務大臣ノ監督
ニ属ス
(リ)第三條
集治監 北海道ニ在ル
留監ハ内務大臣之レヲ
管理シ其他ノ監獄ハ警
視總監北海道廳長官府
縣知事 東京府 之ヲ管理
ス
(ヌ)第四條
内務大臣ハ隨時監獄巡
閱官ヲシテ各監獄ヲ巡
閱セシムヘシ
警視總監北海道廳長官
府縣知事 東京府 毎
少クトモ一回所轄ノ監
獄ヲ巡閱スヘシ
裁判官ハ時々其裁判所
管轄内ニ在ル拘置監ヲ

會ノ安寧ヲ保維
スルニ必要ナル
法律モ亦タ此觀
念ニ伴フテ制定
セラル、ノ必要
ヲ生シ各個人ノ
意思行爲モ益々
狹隘ニ愈々究屈
ニ制限セラル、
ヲ免レヌ而シテ
他ノ一方ニ於テ
ハ文化ノ進歩ニ
從ヒ社會ノ懸隔
著シク貧者ハ富
者ヲ忌ミ愚者ハ
賢者ヲ嫉ミ卑賤
ハ高貴ヲ憎惡ス
ルニ至ル嫉妬ハ
終ニ欲望ヲ生シ
欲望ハ即チ法規
ヲ破ルノ誘因ト
ナル文明ノ發達
ハ民産ヲ騷リテ
少數者ノ掌裏ニ
湊合シ多數者ヲ
シテ爲メニ貧困

ヲ枷ト云フ足ニ
在ルヲ紐ト云フ
及流罪以下ハ紐
ヲ去ル杖罪散禁
(唯其出入ヲ)年
(禁スルノミ)年
八十以上十才以
下及廢疾懷孕侏
儒ノ類ハ死罪ヲ
犯スト雖モ亦散
禁議請シテ減等
スヘキ者重キハ
杖禁 (械ノ杖ニ
フ) 輕キハ散禁
疾病ノ者醫藥ヲ
給ス病重キ者ハ
枷紐ヲ脱シ去リ
其家一人獄ニ入
テ待養スルコト
ヲ聽ス
(エ)囚死シテ親
戚ナキモノハ皆
開地ニ殮埋シ榜
ヲ其上ニ立テ姓
名ヲ記シ仍ホ本
属ニ下ス(仍ホ

ハ煉化石ヲ代用
ス高サ三四間内
外近邊ニ竹樹等
ノ攀援スヘキ者
ナキヲ要ス牆頂
或ハ圓形或ハ三
角稜ニ作ル其上
ニ破裂ノ體片ヲ
布植シ踏越スヘ
カラサラシム
(續)片ヲ植ル法
三和土ヲ用フ
三和土ハ上好
ノ石灰一分煉
化石灰一分河
砂二分又一方
ニ上好ノ石灰
ト赤土或ハ河
砂ト等分坭植
シテ之ヲ用フ
獄ノ内外渾テ汚
物ナキヲ要ス先
ツ土地ノ高低ヲ
量リ各處水道ヲ
穿テ能ク濼水ヲ
疏通シ每舍ノ雨
霑及日用ノ水渣
ヲ送テ遠地ニ致

平ヲ秉リ罰例ニ照
シテ犯則者ヲ決責
スルノ外恣ニ責罰
スルコトヲ得ス
(二六)第九條
典獄看守長ハ日夜
不時ニ監房ノ内外
ヲ視察シ或ハ物件
ヲ查閱シ其他囚徒
ノ傲惰ヲ生シ脱越
等ノ事ナカシム
ルヲ要ス
(ヲ)第十條
新ニ入監スル者ア
ルトキハ典獄先ツ
拘引狀拘留狀收監
狀又ハ處刑宣告書
等ノ文書ヲ查閱シ
テ之ヲ領シ其領収
ノ證ヲ引致シ來タ
ル者ニ交付ス其文
書ナクシテ引致セ
ラレタル者ヲ入監
スルコトヲ得ス
未決者ノ中共犯人

巡視スヘシ
檢察官ハ時々其裁判所
管轄内ニ在ル監獄ヲ巡
視スヘシ
(ル)第五條
府縣會議員ハ臨時其府
縣所轄ノ監獄ヲ巡見ス
ルコトヲ得
(ヲ)第六條
新ニ入監スル者アルト
キハ典獄先ツ令狀又ハ
宣告書ヲ查閱シテ之ヲ
領シ其領収證ヲ引致シ
來リタル者ニ交付シタ
ル後入監セシムヘシ其
文書ナクシテ引致セラ
レタル者ヲ入監セシム
ルコトヲ得ス
參照
(刑四九)刑期ヲ計算スルニ一日ト
稱スルハ二十四時ヲ以テ

ニ陥ラシメ機械力ノ進歩ハ人力ヲ節シテ多數職工者ノ生業ヲ奪ヒ加之生計ノ程度ハ漸次騰貴シテ一方貧ヲ得ルノ道ハ愈々限縮ス經濟上ノ究亡ハ終ニ殺伐無智耽酒破壞の家族生活惡教育等ノ結果ヲ招來スルニ至ル是故ニ財產ニ對スル犯罪ハ益々其地歩ヲ擴張スルヲ見ル其他又生計ノ程度高マリ物價騰貴資産ヲ得ルノ道漸ク困難ナルニ從テ結婚モ亦タ容易ナラス爲メニ彼ノ情慾ハ勢ヒ正經ヲ脱シテ横道ニ入り終

本屬ニ下ストアノハ親戚アルモ知ルヘシ(五三)婦人ノ獄ニ在ル男夫ト其所ヲ異ニス産月ニ臨ムモノハ責保出ルヲ聽ルス死罪ハ産後滿二十日流罪以下ハ産後滿三十日并ニ即チ追禁ス死罪ヲ犯ス者ニシテ子ヲ産シ家口ノ付スヘキナケレハ近親ニ付シテ收用セシム近親ナキモノハ四隣ニ付ス若シ養テ子ト爲ント欲ルモノアレハ異姓ト雖モ之ヲ聽ルス凡死罪ヲ犯シテ禁ニ在ル者惡逆以上ニ非サレハ

シ周牆外ト雖モ死水ノ溝渠ヲ置クヘカラス獄中ノ濕氣ヲ防ク所以ナリ(水道ヲ法石或ハ煉化石ヲ用フ三和土ヲ以テ其縫隙ヲ塗ル)獄舎ノ制ハ樓二層若クハ三層ナルヘシ每層ノ中央ニ登降ノ梯階ヲ設ケ左右數十房ヲ區別シ一房一囚ヲ法トス然レモ已チ得サレハ一房ニ五人ヲ容ル(以上奇數ヲ用ヒテ偶數ヲ用ヒス其狹狭ノ一有テ防クナリ)其食事ノ所夜具等ハ之ヲ每層ノ一隅ニ設

アルキハ其監房ヲ別異シ談話通聲ヲ禁シ法廷ニ引致ノ時モ同往セシムルヲ得ス已決囚ハ第十六條ニ記載シタル差別ニ從ヒ其ノ監房ヲ別異ス

第十一條 入監ノ婦女乳兒三未ヲ携帶セント請フ者アルトキハ之ヲ許ス

第十二條 新ニ入監スル者アルトキハ名籍ノ樣本ニ照シ其要領ヲ詳録シ一小房内ニ於テ通身ヲ搜檢シ利器其他ノ物件ヲ夾帶スルヲ拒クヘシ懲治人ハ監舎ニ入ルキモ亦大同シ

刑五〇 刑ハ裁判確定シタル后ニ非サレハ之レヲ執行スルコトヲ得ス

刑五一 刑期ハ刑名宣告ノ日ヨリ起算ス若シ上訴ヲナシタル者ハ左ノ例ニ從フ

一 犯人自ラ上訴シテ其上訴正當ナル時ハ前判宣告ノ日ヨリ起算ス若シ其上訴不當ナルキハ後判宣告ノ日ヨリ起算ス

二 檢察官ノ上訴ニ係ル者ハ其上訴正當ナルト否トヲ分タス前判宣告ノ日ヨリ起算ス

三 上訴中保釋ヲ得又責付セラレタル者ハ其日數ヲ刑期ニ算入スルコトヲ得ス

刑五二 刑期限内逃走シ再ヒ捕ニ

ニ風俗ニ對スル犯罪ヲ組成スルニ至ル文化ノ發達進歩ニ伴ヒ各個人モ亦タ自主自由ノ念勃興シテ禁スル能ハス擬テハ終ニ國權ニ對シ公益(公ノ秩)ニ對スル犯罪トナリ結テハ誹謗ノ罪トナリ或ハ身体毀傷罪ヲ形成スルニ至ル是故ニ文化ノ發達スルヤ之レニ伴隨シテ益々増殖スル所ノ犯罪ヲ防遏防止スルノ方法ヲ發見スルコトニ盡力セサルヘカラス

刑罰 秩序アル社會ハ其自存ヲ保全セ

(惡逆)ハ八虐ノ一ニシテ祖父ノ謀殺シ伯叔父姑兄姉外祖父母夫ノ父母ヲ殺スモノヲ云フ(父母ノ喪ニ遭ヒ婦人ハ夫ノ喪及祖父母ノ喪ニ重テ承ル者)孫ニシテ母ノ后ヲ水ルモノヲ云フ(ハ皆七日ノ休暇ヲ給フテ哀ヲ發セシム流徒ノ罪ハ二十日(八三)凡獄皆席薦ヲ給ス殘筆及兵及柺棒ノ類並ニ入ルヲ得ス長官(囚獄司ノ正ヲ云フ)十五日毎ニ一タヒ獄囚ヲ檢ス長官ナキハ次官

房ノ四壁皆墁土ヲ塗リ塵埃ヲ滯メス且光線ノ反射ヲ生セシム一囚ノ房一丈立方ト爲ス(英人ニ一人ノ房立方尺一チナラヤレハ康健ニ害アリト言フ)然レモ一房ニ三人五人ヲ容ル、モノハ之ニ準シ對的ス

二層三層ノ床ハ堅牢ノ板ヲ用フ最下ハ土床ニシテ石或ハ煉化石ヲ用ヒ三和土ナニ埴シテ埴實スヘシ

凡衆犯盡ハ出シテ各工役ニ就ケ日暮各其房ニ入レ閉鎖ス每房容ル者ハ其臥具ト

(三二)第十三條 總テ監房ニ入ル、物品ハ典獄一々之ヲ精檢シ危險ノ虞アルモノハ一切之ヲ禁スヘシ

第十四條 總テ入監人ノ携有スル財貨物件ハ悉ク點檢シテ其名數ヲ簿冊ニ記載シ典獄一々證印シテ之ヲ領置シ釋放ノ時還付スヘシ但點檢ノ際隱匿セシ貨物ハ沒收ス

若シ其領置ノ貨物ヲ以テ親屬ヲ扶助シ其他正當ノ費用ニ充ント請フトキハ之ヲ許ス

(第十五條) 在監人書籍ヲ看シト請フキハ新聞紙及時事ノ論說ヲ記

シ一月ト稱スルハ三十日ヲ以テシ一年ト稱スルハ曆ニ從フ

受刑ノ初日ハ時間ヲ論セズ一日ニ算入シ放免ノ日ハ刑期ニ算入セス

刑ハ裁判確定シタル后ニ非サレハ之レヲ執行スルコトヲ得ス

刑五一 刑期ハ刑名宣告ノ日ヨリ起算ス若シ上訴ヲナシタル者ハ左ノ例ニ從フ

一 犯人自ラ上訴シテ其上訴正當ナル時ハ前判宣告ノ日ヨリ起算ス若シ其上訴不當ナルキハ後判宣告ノ日ヨリ起算ス

二 檢察官ノ上訴ニ係ル者ハ其上訴正當ナルト否トヲ分タス前判宣告ノ日ヨリ起算ス

三 上訴中保釋ヲ得又責付セラレタル者ハ其日數ヲ刑期ニ算入スルコトヲ得ス

刑期限内逃走シ再ヒ捕ニ

就キタル者ハ其逃走ノ日數ヲ除キ前後受刑ノ日ヲ計算ス

刑期限内再ヒ罪ヲ犯スニ因リ刑ヲ宣告シタル時ハ先ツ其定役ニ服ス可キ者ヲ執行シ定役ニ服セサル者ヲ後ニス若シ初犯再犯共ニ定役ニ服スル刑ニ該ル時又ハ共ニ定役ニ服セサル刑ニ該ル時ハ先ツ其重キ者ヲ執行ス(第二項) 略ス

第七條 在監ノ婦女其子ヲ乳養セント請フキハ其齡滿三才ニ至ル迄之ヲ許ス

第八條 新ニ入監スルモノ、携有スル財貨物件ハ典獄悉ク點檢シテ之ヲ領置スヘシ

第九條

シカ爲メニ各個
人ノ意思行爲ヲ
制限シテ常ニ秋
毫ノ微ト雖モ其
制限ヲ越ルヲ許
サス犯ス者アレ
ハ之ヲシテ社會
ノ法規ニ服從セ
シメンカ爲メ強
制法ヲ以テ之ヲ
制遏ス刑罰ト稱
スルモノ即チ是
ナリ

(佐チ)之ヲ檢ス
凡獄囚ニ衣糧薦
席醫藥ヲ給シ及
獄舎ヲ修理スル
ノ類皆賦贖等ノ
物ヲ以テ其用ニ
充ツ無キトキハ
官物ヲ用ユ
諸國亦タ囚獄ヨ
リ其國司ノ管轄
スル處トス一ニ
囚獄司ノ法ノ如
シ凡疑獄ハ皆刑
部省ニ職ス刑部
省決スル能ハサ
ルモノハ大政官
ニ申ス大政官特
ニ法律ニ明カナ
ラサル者ヲ差シ
テ之ヲ巡視セシ
ム其使者ノ至ル
トコロ獄囚ノ柳
柵鋪席及疾病糧
餉ノ法ノ如クナ
サハル者ヲ檢閱

大中小ノ三桶ト
ノミ(器ニシテ
蓋アリ以テ惡臭
ヲ防ク中桶ハ水
ヲ盛ル以テ飲料
ニ供ス小桶ハ睡
器毎朝之ヲ出シ
テ自ラ其汚穢ヲ
洗滌ス)他物ヲ
入ル、コヲ許サ
ス
(ホ)第二條
未決者ノ監
獄ノ制及運動
場ヲ設ク等他ノ
獄舎ニ異ラス只
未決者ハ已決者
ト相交ルヲ禁ス
ルノミ
凡浴場炊所圍圍
所等ノ制ハ一小
屋ヲ運動場中ニ
建テ内ニ煉化石
ヲ壁ミ壁ヲ築キ
以テ中分ノ界ト
ス

載スルモノヲ除キ
脩身又ハ營業ニ必
要ナルモノ、ミチ
許スヘシ
(レ)第十六條
已決囚ハ各刑名ニ
從テ其監房ヲ別異
シ又其中ニ就テ左
ニ記載シタル者ヲ
別異ス
一十六歳未滿ノ者
ト滿十六歳以上
ノ者
二滿十六歳以上二
十歳未滿ニシテ
再犯以上ノ者ト
同上ノ年齢ニシ
テ初犯ノ者
三初犯ノ者ト再犯
以上ノ者
(四)第十七條
要犯疑獄ニ係ル者
ヲ拘禁スル未決監
ニ於テハ其氏名ヲ
呼ハス番號ヲ以テ
之ニ換フヘシ但着

水火風震等非常ノ變災
ニ際シ監獄圍内ニ於テ
避災ノ手段ナシト考定
スルキハ典獄ハ其狀況
ニ依リ在監ノ囚人懲治
人及刑事被告人ヲ他所
ニ押送シ其災ヲ避ケシ
ムヘシ若シ押送スルノ
違ナキキハ一時之ヲ解
放スルコトヲ得
解放ニ遭ヒタル者ハ其
時ヨリ二十四時以内ニ
監署又ハ警察署ニ其旨
ヲ申出ヘシ
(刑七六)本屬長官ノ命令ニ從ヒ其
職務ヲ以テ爲シタル者ハ
其罪ヲ論セス
(刑七八)水火風震ノ際官吏囚人
ノ監禁ヲ解クコトニ意ヲ囚
ヲ死傷ニ致シタル者ハ隊
打創傷ノ各本條ニ照シ一
等ヲ加フ

ルニ設クル處ノ
モノ即是ナリ
刑罰ノ執行法ノ
變遷
刑罰執行ノ方法
ハ文化ノ度ニ從
ヒ時ト場所トニ
依リテ又一定ナ
ラス昔時及今日
ト雖モ尙未開國
ニ於ケル刑ノ種
類ハ多クハ慘忍
ナル施体及生命
ニ對スル刑ニシ
テ單ニ絶滅反唯
一ノ脅嚇ヲ以テ
其目的トナセリ
彼ノ窮盜者ヲ罰
スルニ腕ヲ斬ル
カ如キ(刑肉)又ハ
微罪者ヲ罰スル
ニ死刑ヲ以テシ
タルカ如キ又ハ
慘虐ナル自由刑
ヲ執行シタルカ
如キ分ハ開明ノ

ス以上囚獄ノ事
職籍ニ見ユルモ
ノ僅ニ此ニ止ル
(五)凡流移ノ
人妻妾アルハ必
ス相隨ハシム
流移人路ニ在レ
ハ皆程糧ヲ遞給
ス糧ヲ請フ毎ト
ニ停留スルコト
日ヲ過クルヲ得
ズ其配所ニ至リ
居作スル者並ニ
糧ヲ給ス
流移人路ニ在テ
婦人子ヲ産スル
モノアレハ休暇
二十日ヲ給フ家
女及婢ハ七日
流移人配所ニ至
リ六年以後ハ仕
官スルヲ聽ル
唯反逆謀坐加テ
犯シ及反逆特ニ
死ヲ免シテ配流
セシ者ハ此限ニ

其一半ヲ炊所
餘ノ一半又之ヲ
分チ二ト爲ス一
ヲ浴場トシ一ヲ
廁圍ト爲ス(炊
夫ハ未決者伍ヲ
結ヒ輪番シテ食
ヲ作ル)警獄條
ニ見ユ)又別ニ
浴場ヲ設クルモ
可ナリ炊所浴場
共ニ煉化石ヲ以
テ之ヲ製スヘシ
(火災ヲ戒
ム故ナリ)
食堂ハ別ニ之ヲ
設ク若シ別ニ之
ヲ設ケサレハ之
ヲ運動場中ニ食
セシムルモ亦可
ナリ兩日ニハ之
ヲ獄舎ノ簷下ニ
食セシムルヲ便
宜トス
(二)第三條

衣ノ外襟ニ白布ヲ
縫着シ其番號ヲ墨
書シ監房ノ出入ス
ル毎ニ白布ヲ以テ
覆面シ當眼ノ所ニ
小孔ヲ穿チ其犯者
ヲシテ共ニ拘禁ノ
身タルヲ窺探スル
ヲ得サラシム
(ト)第十八條
放恣不良ノ者ヲ懲
治場ニ入レ矯正婦
善セシメント其尊
屬親ヨリ願出ルル
ハ第二十條第一項
ノ例ニ照シテ處分
スヘシ
矯正婦善ノ爲メ懲
治場ニ入ルヘキ者
ノ年齢ハ滿八歳以
上滿二十歳以下ヲ
限リトス
(ト)第十九條
懲治人ト稱スルハ
左ニ記載シタル者

(刑二八〇)前二條ニ記載シタル官
吏又ハ護送者囚人ニ對シ
飲食衣服ヲ屏去シ其他苛
刻ノ所爲ヲ施シタル者ハ
三月以上三年以下ノ重禁
錮ニ處シ四圓以上四十圓
以下ノ罰金ヲ附加ス
依テ囚人ヲ死傷ニ致シタ
ル時ハ隊打創傷ノ各本條
ニ照シ一等ヲ加ヘ重キニ
從テ處斷ス
(刑二七九)司獄官更程式規則ヲ遵
守ヒスシテ囚人ヲ監禁シ
若クハ囚人ヲ出獄セシム
可キノ時ニ至リ之ヲ放免
セサル者ハ亦前條ノ例ニ
同シ
(タ)第十條 滿期ノ者ヲ放釋
スルハ其滿期ノ翌日午
前十時ヲ過クヘカラス
(レ)第十一條 囚人ハ各罪質
ニ從テ嚴ニ其監房ヲ別
異シ其中ニ就キ年齡ニ

進歩ト共ニ漸ク其迹ヲ社會ニ絶ツニ至レリ(死刑ノ公行梟首ノ如キ)彼殘酷ノ刑或ハ執行罪ヲ法ハ之ヲ以テ犯戡滅スルニ非シテ偶々以テ助長セシムル者ナリ斯ノ如キ刑ハ犯罪者ヲ遷善スルニ非ラスシテ却テ之ヲ醜化セシムル者タルヲ免レヌ

自由刑ノ主義 今代ノ自由刑ハ其主義トスル所全ク古代ノ主義ト異ナル犯罪者ニ對シテ法律ヲ以テ其自由權ヲ剝奪スル所以ノ者ハ何ソ曰ク彼レ犯罪者ハ國家

アラス 流徒居作ノ者ハ幾内ハ京師ニ送リ在外ト本處ノ役ニ供ス婦人ハ縫作及春ニ配セシム皆軟若クハ監柳ヲ着ケシム(軟ハ弱ヲ以テ云)加フルヲ云)刑アレハ脱スルヲ聽ルス流移人ノ祖父母父母從テ路ニ在テ喪亡スルトキハ休暇ヲ給フコト日家口ノ死スアレハ三日家人奴婢ハ一日流移人未タ配所ヲ達セテ而シテ祖父母父母世帯ニ在テ喪スルモノハ(配所ニ從ハサルヲ云フ)世帯ヲ聞クノ地ニ於テ休暇三日

已決者ノ監 得囚懲役場ニ出テ工ニ服スル者嚴ニ其疆域ヲ區別シ未決者ト往來混淆スルヲ許サス 已決者ノ監制ハ未決者ノ監ト異ナル無シ但暗室一二ヲ每層ノ旁ニ造テ獄法ニ違ヒ或ハ伴テ疾病ト稱スルモノヲ懲ス暗室中ニ鐵鋼孔ヲ穿テ空氣ヲ通シテ光線ヲ通セス 第四條 食堂 食堂ハ每獄ノ下層ニ設ク長飯案及ヒ長椅子ヲ置ク彼囚ヲシテ會食セシム若シ其食堂ナキ者ハ之

チ云フ 一刑法第七十九條 第八十二條ニ從ヒ懲治場ニ留置スル幼年ノ者及瘡癩者 二尊屬親屬情願ニ由テ懲治場ニ入レタル者 (ト)第二十條 前條第二款ニ記載シタル懲治人ハ戶長ノ證票ヲ具スルニ非レハ入場ヲ許サズ但在場ノ時間ハ六ヶ月ヲ一期トシ二年ニ過クルヲ得ズ 入場ヲ請ヒシ尊屬親ヨリ懲治人ノ行狀ヲ試ル爲メ宅舍ニ帶任セント請フトキハ其情狀ニ由リ之ヲ許スヘシ (ソ)第二十一條

從ヒ左ノ如ク別異ス 一滿十二才以上十六歲未滿ノ者 二滿十六才以上二十歲未滿ノ者 三滿二十才以上ノ者 四滿十六才以上二十才未滿再犯ノ者 五滿二十才以上再犯ノ者 第十二條 懲治人ハ左ノ年齡ニ從ヒ其監房ヲ別異ス 一滿八才以上十六才未滿ノ者 二滿十六才以上二十歲未滿ノ者 三滿二十歲以上ノ者 第十三條 刑事被告人ハ各罪質ニ從テ其監房ヲ別異シ其中ニ就キ年齡

ノ法規ニ依テ制限セラレタル自由ノ範圍ヲ超ヘテ其意思ヲ濫用シタルヲ以テナリ自由刑ニ處セラレタル所ノ者ハ自由ヲ剝奪セラルノ外健康ヲ害シ或ハ生命ヲ傷毀セララルカ如キヲ有ヘカス其他又自由剝奪中ニ於テ享有シ得タルヘキ者ハ凡ヘテ之ヲ附與セラレサルヘカラス然レモ彼レ受刑者ハ嚴正ナル強制法ニ服從シ且國家ノ權威ハ之ヲ制遏シ尙又常ニ其社會ノ存立ヲ保ツニ必要ナル法規ノ下ニ制壓シテ止マ

ヲ給ヒ哀ヲ發セシム其役ニ任テ而シテ父母ヲ喪スル者(父母ノ從ハサルト)ハ(附録)ハ 休暇ヲ給ヒ五十日哀ヲ學ケシム二等視ハ七日以上流徒人ノ事ヲ記ス其詳細ノ事ヲ得テ知ル可ラス 薄和天皇天長元年(即紀元千四年百八十四年)檢非忒ノ職ヲ置キ衛尉ノ人ヲ以テ之ヲ補シ(衛尉ノ人ハ左右兵衛左右衛門ノ督佐尉ナリ)刑獄ノ事ヲ掌ラシム是ヨリ以後刑部省ハ唯空衛ヲ持スルノミニテ其權ヲ

ヲ運動上役場中ニ食セシム若シ犯人ノ混淆ヲ忌ムモノハ食堂ナリ(附録)炊室ハ前門ト門トノ間ニ設ク守兵所ト相對ス兩舍共ニ玻璃ヲ用ヒ守兵ノ坐シテ炊夫ノ動作ヲ洞視シ失火ヲ警メ不法ヲ監督スルニ便ニシ別ニ守兵ヲ置ク費ナ省ク但炊夫ハ役囚ヲ用フ故ニ一獄丁ヲシテ日ニ炊室ニ在テ之ヲ監視セシム 前門ヨリ中門ニ至ルノ間若干間アリ右ヲ獄司ノ宅トシ次ヲ炊室トシ左ヲ副司ノ

懲治人ハ左ノ年齡ニ從ヒ其居房ヲ別異ス 一十六歲未滿ノ者 二滿十六歲以上二十歲未滿ノ者 三滿二十歲以上ノ者 再ヒ懲治場ニ入ル者ト同上ノ年齡ニシテ初テ入場スル者 (ラ)三十八)第廿二條 在監人ヲ他監ニ移ストキハ其名籍又ハ處刑ノ宣告書其他必用ノ文書及領置ノ貨物ヲ具シテ送致スヘシ其發遣ノ途中ニ在テノ行狀ハ押送官吏之ヲ記述シテ典獄ニ知會スヘシ 在監人ヲ裁判所又ハ他監ニ押送スル

ニ從ヒ左ノ如ク別異ス 一滿十二才以上十六才未滿ノ者 二滿十六才以上二十歲未滿ノ者 三滿二十歲以上ノ者 第十四條 地方監獄拘留監懲治場ノ一區畫内ニ在ルモノハ墻壁ヲ以テ之レヲ區畫スヘシ 第十五條 凡ソ監獄ハ男監女監ノ別ヲ嚴隔スヘシ 第十六條 囚人及刑事被告人ヲ裁判所又ハ他監ニ押送スルキハ男ト女トヲ分テ時宜ニヨリ戒具ヲ用フルヲ得但懲治人ニハ戒具ヲ用ヒス 第十七條 定役ニ服スヘ

サルモノナルコトヲ表示シテラレサル可カラス彼受刑者ハ社會法規ノ必要止ム可カラサルモノトノ確認ヲ起シ又他日放免ノ後ニ於テ能ク國家ノ法規ヲ以テ定メタル範圍内ニ於テ其恢復シタル自由ヲ運用シ得ルカ爲メニ監獄内ニ在リテハ獄則ヲ以テ定メテレタル緊縮狹隘ナル範圍内ニ管束養成セラレサルヘカラス

脅嚇主義ノ弊
脅嚇主義ハ最モ古クシテ最モ多クノ歴史ニ富ム其歴史ノ吾人ニ示ス所ヲ以テ之

シ故ニ囚獄司亦檢非違使ノ隸屬ノ如シ
大寶元年囚獄ノ法ヲ定メテヨリ以來後鳥羽天皇文治二年ニ至ル迄凡四百八十五年間時ニ沿革スル所アリト雖モ大率テ大寶ノ制ヲ以テ標準トナシ其間聖武天皇天平三年(即紀元千三百九)車駕京中ヲ巡幸シ獄前ヲ經過シ囚人悲吟叫呼ヲ聞キ意之ヲ懲賜シ使テ遣シ犯狀輕重ヲ覈シ恩ヲ降シテ悉ク死罪以下ヲ免シ且衣服ヲ賜ヒ其レヲシテ自新セシムル事アリ

宅ト爲シテヲ守兵所ト爲ス
(九七)第五條
浴場
浴場ノ多少ハ監獄ノ大小ニ由リ二三乃至五六トス毎日犯人ヲシテ役畢テ浴ニ就カシム夏ハ水冬ハ湯

未決者ノ監ハ每舍ニ浴場ヲ置ク(各房接續舍ノ一方ニ設ク)
浴場石或ハ煉化石ヲ以テ之ヲ造リ失火ヲ防ク焚夫亦タ犯人ナルヲ以テナリ

(附錄)
各獄ノ井ハ每井桁ニ堅牢ノ鐵網ヲ蓋フ以テ各犯ノ投沒ヲ防ク網中ニ通流ノ孔ヲ

トキハ戒具ヲ用ヒ男ト女ヲ別ツヘシ但懲治人ハ戒具ヲ用ヒス
(三八)第廿三條
典獄ハ看守及看守ヲシテ常ニ在監人ノ行狀ヲ録サシメ賞罰ヲ行フノ考據トナスヘシ

(一)第廿四條
賞表ヲ與ヘタルハ賞譽簿ニ其氏名及賞詞ヲ記載シ覆奪シタルトキハ之ヲ刪除スヘシ但其實罰ヲ行ヒタル旨ヲ囚徒ニ示スハ第廿六條ノ例ニ依ルヘシ

(四六)第廿五條
特赦アリタルルハ速ニ其旨ヲ內務卿ニ申報スヘシ
(四七、四八)第二十六條

キ囚人ノ作業ハ每囚ノ體力ニ應シテ之ヲ課シ一日ノ科程ヲ定メテ服役セシムヘシ但科程ノ標準ハ內務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

(刑一九)徒刑ノ囚六十歳ニ滿ル者ハ通常ノ定役ヲ免シ其體力相當ノ定役ニ服ス

(刑二〇)流刑ハ無期有期チ分タス島地ノ獄ニ幽閉シ定役ニ服セス

有期流刑十二年以上十五年以下ト爲ス

(刑附一〇)徒刑ノ囚ハ島地ニ於テ便宜ニ從ヒ獄外ノ役ニ服セシムルヲ得

第十八條 左ニ記載シタルル日ハ服役ヲ免ス

一月一日 元始祭
孝明天皇祭 紀元節
春季皇靈祭 神武天皇祭

ハ單ニ脅嚇主義ニ依ルノ結果ハ勳モスレハ則チ殘虐トナリ酷薄トナリ偶々以テ犯者ノ眞性ヲ臭化シテ益々危險ノ人物ニ陥ラシムルヲ免レ

矯正主義ノ弊
單ニ矯正主義ニ依ル結果ハ紀律立タス威嚴學ヲ一面行刑機關ノ微弱トナリ一面囚人ヲシテ偽善ヲ仮粧セシムルニ至ルヲ免レ

行刑ノ主義並ニ其要件
單ニ脅嚇ニ倚ラヌ又矯正ニ偏セス矯止ト脅嚇ノ中道ヲ採リ再犯

リ又仁明天皇嘉祥二年(即紀元千五百〇九)京師ヲ巡幸シ一舍前ニ至ル間テ其囚獄司タル事ヲ知リ即チ恩賜ヲ下シ悉ク獄中ノ囚人ヲ免スル事アリト雖モ皆一時ノ特旨ニ出ルモノニシテ固ヨリ定率トナス者ニ非ス

後鳥羽天皇文治二年(即紀元千八百四十六)源賴朝ヲシテ征夷大將トシテ總追捕使ヲ兼シム是ヨリ厥後朝廷政刑ノ權ヲ擧ケテ征夷大將軍ニ委ス故ニ檢非違使モ亦遂ニ有名無實ニ

穿テ以テ水ヲ汲ム瓶縋亦鐵鎖ヲ用ニ隙メ切斷シテ擧ニ紐スル防

第六條
運功場
未決者ハ懲役ヲ命セス故ニ時々獄中ニ出テ遺遊シ花樹ニ灌キ藥劑ニ培ヒ以テ其身體ヲ養フ已ク者ハ毎日服役功作運賃以テ其筋骨ヲ健ニス兩日ニハ各獄中ニテ運動ヲ爲シム

第七條
懲役場
罪已ニ決シ懲役ニ服スル者ハ各般ノ工業ニ因テ役場ヲ異ニス飲食ノ如キモ亦工業ニ從テ直ニ

特政ヲ受ケタル者アルルハ免役日若クハ日曜日ノ午後ニ在テ他ノ囚徒ノ集メ其旨ヲ聽カシメ仍ホ之ヲ揭示スヘシ

(四七)第廿七條
仮出獄ヲ許サレタモノニハ其證票ヲ與ヘ警察官傳ヲ以テ其居住セントスル地ニ押送ハヘシ

監署ニ領區セシ金錢ハ出獄者ニ携帶セシメス其金圓ヲ録シテ共ニ其地ノ警察官(石井法第廿六條)ニ送シタル官吏)ニ送致スヘシ

第二十八條
仮出獄ノ囚ヲ交タル徒刑囚ノ者其刑期間ハ典獄ニ於テ營業ノ方法ヲ

秋季皇靈祭 神嘗祭
天長節 新嘗祭
十二月三十一日
父母ノ喪ニ遭フ者ハ三日免役ス

(#)第十九條 無定役囚ニシテ監獄圍内ニ於テ自ラ作業ヲ爲サント請フキハ之ヲ許シ作業ノ種類ハ典獄ニ指指定ス刑事被告人モ亦之ニ準スルヲ得

(刑附一) 流刑囚幽閉中獄内ニ於テ自ラ工業ヲ爲サント請フ者アレハ典獄之ノ許ス可シ

(刑附一七) 禁獄輕禁錮ノ囚獄内ニ於テ自ラ工業ヲ爲サント請フ者ハ典獄之ヲ許ス可シ

(ノ)第二十條 懲治人ニハ毎日五時以内農業若クハ

防遏ノ最終ノ目
的ヲ達スヘシト
ノ主義其勢力ヲ
占ムルニ至レリ
行刑ノ要件ト認
ムヘキ者ハ行刑
ハ至正且嚴正タ
ルヘシト云フ事
是ナリ蓋シ至正
且嚴正ノ刑ヲ組
織スルノ要素ニ
シテ刑ニ脅嚇的
ノ性質アルハ此
要素アルカハナ
リ此至正且嚴正
ナル行刑法ヲ待
テ初メテ刑ノ恐
ルヘキ苦痛ノ物
タルヲ知知セ
シムルヲ得ヘキ
ナリ爰ニ所謂恐
ルヘキ苦痛ナル
者ハ實ニ緊縮ナ
ル制限ノ中ニ在
テ存ス則チ囚人
チシテ秋毫モ自

歸ス
源賴朝府ヲ鎌倉
ニ開キシヨリ北
條氏其臣屬ヲ以
テ朝廷ノ官爵ヲ
受ケ世々其政權
ヲ執ル後堀河天
皇貞永元年(即
元千八百)北條
泰時八日四十八
條ヲ定メ(式目
例ノ類)鎌倉ノ
外別ニ應テ京都
ノ六波羅ニ設ケ
並ニ刑獄ノ事ヲ
掌ラシム此ニ至
テ海内ノ形勢一
變シテ刑獄ノ方
法復タ大實ノ制
ノ如キ能タハス
後醍醐天皇延武
元年(即紀元千
九百九十
年)既ニ北條尚

役場ニ食ス
(十)第八條
女監
女監ハ建築ヲ別
ニシ男監ト相接
セズ其往來ヲ峻
拒ス懲以場運動
場浴場廁場炊場
等ノ如モ亦他監
ト同クセス
第九條
病監
病監ハ最高燥ノ
地ヲトス可シ監
中唯ハ決已決ノ
囚ヲ區別スルノ
ミニシテ各囚ノ
房ヲ區畫セス窓
戸ヲ寬廣シ生氣
ヲ流シシ四外ニ
清潔ノ遊園ヲ開
キ花卉ヲ植テ以
テ病囚ノ逸觀ニ
供ス
(十)第十條

指示シ其來署ヲ要
スルキハ召喚スル
ヲ得
第二十九條
在監人中能ク獄則
ヲ守ル者ヲ擢テ傳
告者誘工者トナス
傳告者ハ官吏ノ命
令ヲ在監人ニ傳ヘ
シメ誘工者ハ工場
ニ在テ服役者ヲ勸
誘セシム但傳告者
誘工者ハ滿六ヶ月
以上其用務ヲ繼續
セシムルヲ得ス
傳告者及ヒ誘工者
ハ必ニ在監人ニ使
役シ若クハ凌辱ス
ルノ所爲アルヲ許
サス
第三十條
刑期滿限ノ后頼ル
ヘキ所ナキ者ハ其
情狀ニ由リ監獄中
ノ別房ニ留メ生業
ヲ營マシムルヲ

工藝ヲ教ヘ力作セシム
ヘシ
(オ) 第二十一條 役場ハ男女ノ
別ヲ嚴隔シ仍ホ定役囚
無定役囚懲治人ノ役場
ハ各別ニ之ヲ設ケ其中
ニ就キ丁年以上ノ者ト
未丁年者ヲ區別スヘシ
(ク) 第二十二條 定役ニ服スヘ
キ囚人現役一百日ヲ經
レハ始メ各自ノ工錢
ヲ料定シ之ヲ十分シテ
重罪囚ニハ其二分輕罪
囚ニハ其ノ四分ヲ與ヘ
餘分ハ監獄ノ費用ニ供
ス
無定役囚懲治人及刑事
被告人ニシテ作業スル
者ノ、工錢ハ之ヲ十分
シテ其六ヲ與ヘ其餘分

己ノ意思ニ由テ
運動スル能ハサ
ラシムルヲ獄則
ノ命スル處ハ嚴
重ニ之ノ違奉セ
シムルヲ整然タ
ル紀律及ヒ始終
タル清潔ヲ保持
セシムルヲ秩然
タル日課ノ下ニ
動作セシムルヲ
並ニ獄則ノ規定
ニ背戾シタルキ
ハ一步モ後借ス
ルヲナク峻嚴ニ
之ヲ責罰スルヲ
等ハ何レモ皆恐
ルヘキ苦痛タル
ノ要義タラスン
ハアラサルナリ
分房制ノ旨義並
ニ其効果
第一
犯罪的分子ノ相
湊合スルヲ防遏
シテ罪惡傳播ス

時ヲ誅シ黨其恣
ク平ク是ニ於テ
政刑ノ權再ヒ朝
廷ニ復ス決斷所
ヲ皇城ノ都方門
外ニ置キ訟獄ヲ
聽理セシメ大事
ハ天皇親カラ記
録所ニ臨テ之ヲ
裁決ス殆ント將
サニ大實ノ舊典
ニ復セントス而
ノ未タ幾ハクナ
ラスシテ復政權
ヲ足利比ニ委ス
是ヨリ以テ封婭
ノ勢漸ク成リ兵
亂相踵ク織田氏
足利氏ニ代リ豐
臣氏ハ織田氏ニ
代リ延ヒテ徳川
氏ニ及ヒ後陽成
天皇慶長八年
(即紀元二千二
百六十二年)徳
川家康征夷大

懲治監
此監界區ヲ別
キ他監ト上來セ
シメス罪囚ノ遇
スル他監ニ比ス
レハ稍寬ナルヘ
シ
二十才以下懲
滿期ニ至リ惡心
ホタ凌ラサル者
或ハ貧窮營生ノ
計ナク再ヒ惡意
ヲ狹ムニ嫌アル
モノハ獄中ノ之ヲ
懇諭シテ長ク此
監ニ留メテ營生
ノ業ヲ勉勵セシ
ム(二十一)才以
上ト雖モ逆
意殺心ヲ決ム者
ハ獄中ヨリ裁判
官ニ告ケ尙(平
此監ニ留ム)平
民其子弟ノ不良
ヲ憂フルモノア
リ此監ニ入ン
テ請フモノハ之

得
(タ) 第三十一條
刑期滿限ノ者ヲ解
放スルハ滿期ノ翌
日午前第十時ヲ過
ヘカラス
(五四) 第三十二條
死刑ノ執行ハ午前
第十時ヲ過ルヲ得
ス其執行中ハ看守
ヲシテ嚴ニ刑場ノ
門戸ヲ護ラシムヘ
シ
其遺骸ハ死相ヲ驗
シタル后仍ホ二分
時ヲ過サレハ埋葬
若クハ下付スルヲ
得ス
(五六) 第三十三條
刑死者又ハ死亡者
アルトキハ其年月
日時ヲ記シ典獄ヨ
リ本籍ノ戸長及近
地ノ親屬若クハ故
舊ニ通知スヘシ

ハ監獄ノ費用ニ供ス定
役ニ服スル囚人ニシ
テ科程外ノ作業ヲ爲ス時
ノ工錢モ亦之ニ準ス
(刑二四) 禁錮ハ禁錮場ニ留ムシ重
禁錮ハ定役ニ服シ輕禁錮
ハ定役ニ服セス
禁錮ハ重輕ヲ分タス十一
日以上五年以下ト爲シ仍
ホ各本條ニ於テ其長短ヲ
區別ス
(刑二五) 定役ニ服スル囚人ノ工錢
ハ監獄ノ規則ニ從ヒ其幾
分ヲ獄舎ノ費用ニ供シ其
幾分ヲ囚人ニ給與ス但現
役百日以内ハ給與ノ限リ
ニ在ラス
(刑二六) 懲役重禁錮ノ囚ハ便宜
ニ從ヒ獄外ノ役ニ服セシ
ムルヲ得
(刑附一八) 服役限内更ニ罪ヲ犯シ
再ヒ定役ニ服スル者後判
ノ刑期百日以内ハ工錢ヲ
給與セス

弊ナカラシメシ
ト欲スルニ在リ
第二 犯罪者ヲシテ全
ク其自由權ヲ消
滅シ去リタルヲ
ラ感知セシメ之
ニ依テ以テ刑ノ
至正土義ノ目的
ヲ貫徹セシメン
ト欲スルニ在リ
第三 矯正感化ノ効力
ヲシテ充分ニ其
効果アラシメン
ト欲スルニ在リ
分房制ノ効果ハ
或囚ノ爲ニハ
靜肅及寂寥ハ之
ニ居ルヲ久シク
レハ却テ爽快ヲ
感知スルニ至ル
ヘク或囚人ノ紀
律ノ交際ニ
爲メニハ四方堅

將軍トナリ豊臣
氏ニ代リ政刑ノ
權ヲ握ル源頼朝
ヨリ徳川家康ニ
至ルマテ凡ソ四
百十年間囚獄ノ
事載指ニ存セス
故ニ得テ考フ可
カラス
第二章
第一節
緒言
後陽成天皇愛長
八年(即紀元二
千二百六
十三)徳川家康
征夷大將軍ニ任
セシヨリ以來囚
獄ノ事ヲ記セル
書籍屢々火災ニ
罹ルヲ以テ詳細
得テ知ル可カラ
スト雖モ其僅カ
ニ存スルモノニ
就テ獄舎(獄舎
内方

ヲ聽ス
凡輕囚ヲシテ書
籍ヲ習讀シ工業
ヲ練熟セシメ能
ク艱苦ヲ忍ビ改
心シ以テ才藝ヲ
成人モノハ拔擢
シテ監獄ノ下吏
トスルヲ聽ス
平民罪ヲ已シ贖
罪スヘキ者無力
ニシテ情實贖ス
ルヲ能ハサルモ
ノ、實決シテ懲
及スル如キハ此
監ニ入ル
脱籍ノ無産後籍
シカタク者ハ本
刑懲以テ限ル
シ后ハ皆此監ニ
移シ罪囚ト區別
シテ工習價セ
シメ獨立活計ノ
目途ヲ立然ル后
本人至ミノ地へ
入籍セシム(工

其監者ニ領直シタ
ル貨物ハ概屬ニ下
付ス若シ親屬ナキ
トキハ遺族ヲ附置
シタル故出ニ之ヲ
下付ス但死者ノ身
ニ纏ヒタル衣服ハ
此限ニ在ラス
親屬地ニ在テ物
品ヲ送付スルニ入
費ヲ要スルモノハ
其物價ヲ收買シテ
代價ヲ送付スルヲ
得但送費ハ親屬
ノ自辨トス
若シ其物件ハ代
價ノ交シヘキ者ナ
キトキハ之ヲ沒收
ス
(マ)第三十四條
在監人逃走スル者
アル時限置ノ貨物
ハ前條ノ例ニ依テ
處分スヘシ但沒收
ハ逃走ノ日ヨリ滿
一ケ年ヲ經ルノ后

(刑附一九)囚人ニ給與スル工錢ノ
額ヲ定メ之ヲ交付シ及ヒ
領置スル方法ハ監獄ノ規
則ニ從テ
(ヤ)第廿三條 前條ニ依リ作
業者ニ與フヘキ工錢ハ
典獄之ヲ領直スヘシ
(マ)第廿四條 囚人懲治人及
刑事被告人逃走シ監署
ニ領置ノ貨物アルキハ
逃走ノ日ヨリ滿一ケ年
ヲ經テ之ヲ受クヘキ者
ナキハ、監獄懲罰ノ用
ニ充ツ刑死者死亡者ノ
領置貨物ニシテ受クヘ
キ者ナキキモ亦同シ
(刑一四八)囚徒ヲ看守シ又ハ護送
スル者囚徒ヲ逃走セシメ
タル時ハ亦前條ノ例ニ全
シ
(刑一五〇)看守又ハ護送者其懈怠
ニ因リ囚徒ノ逃走ヲ覺ラ

壁ヲ以テ圍繞セ
ラレタル狹隘ノ
一室ニ屏居シテ
孤獨寂寥絶テ眼
目ヲ宇宙ノ事物
ニ注クヲ能ハス
至正峻嚴ナル規
律ノ下ニ在リテ
坐作進退スルノ
苦痛ハ實ニ殆ン
ト堪ユ可カラサ
ル程ニ感識スヘ
ク從テ一層刑ノ
苦痛ヲ増加スル
ニ至ル故ニ孤獨
寂寥ノ爲メニハ
囚人ヲシテ勢其
既往ノ事跡ヲ追
懷スルニ至ラシ
ム可ク又自然其
父母妻子ノ飢餓
ニ迫ルノ慘狀ヲ
應想スヘク此一
念ノ勃起スル隣
間ハ人ヲシテ
(如何ニ極惡無

法其職員ノ
之ニ附記ス
遇待(衣食其他
スルコト)疾病
付記ス(疾病
囚員尙場流移ノ
六門ヲ分チ之ヲ
記スルコト左ノ如
シ
獄舎
家康ノ將軍ニ任
セラレシ始メ江
戸ニ獄舎ヲ設ク
ルノ地今ノ常盤
橋門外ノ水濱ニ
在リ厥后靈元天
皇延寶年間(其
年ナルヲ詳カニ
セス然レモ延寶
凡八年ニシテ元
百三十三年ニ當
ル第四世將軍徳
川家綱ノ)小傳
時ナリ)馬街ニ移ル

ニ凍達スレハ他
囚第一等ノ工錢
從テ
第十一條
寬役場
場中ニ田畝ヲ關
キ衆役ヲシテ蔬
菜ヲ播種シ或ハ
牛羊豚雞ヲ畜養
シ或ハ牛乳ヲ搾
リ羊酪ヲ製シ或
ハ總囚及動物ノ
糞溺ヲ取テ田畝
ヲ培養ス
寬役場ハ獄外使
利ノ地ヲ擇テ之
ヲ設ク其制ハ尋
常民舎ニシテ四
周ニ垣牆ヲ設ル
ノミ其役徒ヲ遇
スル最寬裕ナル
可シ
凡犯人癡疾及ヒ
盲人其他服役中
疾病ニ罹リ殘疾

ニ非レレハ之ヲ處
分スルコトヲ得ス
領置ノ工錢ハ第五
十七條ニ照シテ處
分スヘシ
(ヨ)第三十五條
監獄ノ近境ヨリ發
火シテ罹災ノ虞
アルトキハ司獄官吏
其形勢ヲ量リ在監
人ヲ他所ニ押送シ
其災ヲ避シムヘシ
水火風震其他激甚
ナル變災ニ際シ在
監人ヲ押送スルノ
違ナキトキハ要犯
疑獄ニ係ル者ヲ除
クノ外一時解放ス
ルヲ得
第三章
監獄ノ構造
第三十六條
留置場監倉懲治場
拘留場懲役場ハ每

サル時ハ二圓以上二十圓
以下ノ罰金ニ處ス
若シ重罪ノ刑ニ處セラレ
タル囚徒ニ係ル時ハ三圓
以上三十圓以下ノ罰金處
ス
(ケ)第二十五條 囚人及懲治
人監督ニ領置ノ貨物ヲ
以テ其父母妻子ノ扶助
及正當ノ費用ニ充ント
請フトキハ典獄其事情
ヲ取糺シテ之ヲ許可ス
ヘシ
刑事被告人ニ係ルトキ
ハ當該裁判官ノ允許ヲ
經ヘシ
(フ)第二十六條 囚人及懲治
人ノ衣服臥具ハ之ヲ貸
與ス但拘留囚ハ自衣ヲ
着用スルコトヲ得
(コ)第二十七條 刑事被告人

道ノ輩モ(イ)懺悔ノ良心ヲ蘇生セシムルノ機會ニシテ此瞬間ノ時ハ彼囚人ヲシテ必ス其心ニ一ノ疑向ヲ發セシムルナラン疑向トハ何ソ曰ク他ナシ余ヲシテ若シ翻性改悟スル所ナクハ遂ニ如何ナル悲境ニ陥落スヘキヤト云フ事是ナリ

(一八) 囚人ノ待遇及遇囚ノ要義
(一九) 遇囚法ニ關スル主要ノ原則ハ囚人ヲ適當ニ離隔スルニアリ即先ツ罪年及及其性質男女並數等凡ヘテ集同排異ノ旨義ニ由ツテ

ニ至ル者ハ尋常役ヲ執ラシメス皆此場ニ入ル休暇日各囚ヲ獄内ニ召シ整列シテ獄司ニ見ヘシム
若シ此場ヲ監獄場中ニ設クルトキハ之ヲ石造ニシ火災ノ憂ナカラシム
第十二條 官署
官署ハ中門内ニ設ケ囚人ノ出入必ス其舍前ヲ過ルヲ要ス其廣狹ノ如キハ適宜ニシテ可ナリ
獄司以下毎日出席シテ事ヲ執ル退出ノ后ハ書記官及警各一名輪番宿直ス

府縣ニ置キ集治監ハ適當ノ地ニ之ヲ置クモノトス
留置場監倉懲治場拘留場懲役場一區畫内ニ在ルモノハ牆壁ヲ以テ之ニ區畫スヘシ
(三十七條) 未決監已決者及懲治場ハ男監女監ノ別ヲ嚴劃スヘシ
甲ノ監房ニ在ル者ト乙ノ監房ニアル者ト彼是交談シ又ハ物件ヲ交通スルノ便ヲ得サラシムヘシ監房ノ鑰匙ハ其製式ヲ同シクシ甲乙通用スルヲ要ス
(五九)(六〇) 第三十八條 密室ハ監倉ニ設ケ他人ト交通スルヲ

ノ衣服ハ總テ自辨トシ臥具ハ之レヲ貸與ス若シ臥具ヲ自辨セント請フ者アルキハ之ヲ許ス赤貧ニシテ衣類ヲ自辨スルコト能ハサル者ニハ之レヲ貸與ス
(二十八條) 囚人及徵治人一人一日ノ食糧
一 下白米十分ノ四七分乃至八分ノ六七分乃至八分ノ最モ強キ作業ニ服スル者
一 同 五合乃至六合
一 同 作業ニ服スルモノ
一 同 四合 作業ニ服セサルモノ
一 同 三合 十才未滿ノ幼者
同 菜 金壹錢以下
地方ノ便宜ニヨリ粟稗黍薯ノ類ヲ以テ麥ニ代

適正離隔スルニアリトス而シテ其之ヲ離隔スル所以ノモノハ蓋シ個人的待遇ノ主意ヲ貫徹セシメンカ爲ナリ
各囚人ニハ監獄内ニ於テ遵守スヘキ事項即チ爲スヘキコト爲スヘカラサルコトヲ精密ニ規定スル所ノモノ則チ教令又ハ獄則若クハ監内取締規則ト稱スルモノヲ制定スルコトヲ要ス而シテ此規則ハ明瞭ニ且平易ニシテ何人ニテモ容易ニ之ヲ了解スルニ便セシメ且ツ之ヲ印刷シテ各監房ニ交付若クハ揭示

南北町奉行其隸屬(即興)二人ヲシテ其署ニ直シ一切囚獄ノ事ヲ檢察セシム
其他病監ニツ(俗ニ之ヲ稱シテ溜ト云)一ハ淺柳千束村ニ在リ善七郎ナル者世々之ヲ守ル一ハ品川驛ニ在リ松右衛門ナル者世々之ヲ守ル中御門天皇享保七年(即紀元一八七二年)千三百八十二年第八世將軍徳川吉宗ノ時始メテ之ヲ置ク一ハ疾病門ニ(記)又本所松坂街ニ獄舎アリ(代官)管轄スル部民ノ死罪ヲ禁ス(ル處)馬喰町

未決者緊獄中ノ則目左ノ如シ
一 懲役ニ命セス
一 獄次ヲ著セス
(一) 工業ヲ營マント請フ者ハ之ヲ聽シ且其器械ヲ貸シ與フ若シ其人罪ナキニ決スレハ獄ニ中營ム處ノ工錢ハ悉ク之ニ與フ只器械ノ損價少許ヲ官ニ收ムルノミ若シ罪アルニ決スレハ從前ノ工錢ハ前例ニ從テ之ヲ給シ爾后ハ懲役ノ例ニ入ル一其親戚ヨリ衣食ヲ贈與セント請フモノアレハ之ヲ聽ス但シ食物ハ醫ヲシテ檢

ヲ得サラシムヘシ
監室ハ已決監ニ設ケ時ニ空氣ヲ通セシメ毫モ光線ヲ通セシメサルヲ要ス
密室監室ハ一室一人ヲ限トス
(二)(三) 第卅九條 接見室ハ監舎ノ首部ニ設ケ其壁面ニ方三尺ノ口ヲ開キ之ニ縱横ノ格子ヲ嵌メ格子ヨリ三尺許ヲ距ク柵欄ヲ設ケ在監人ハ格子内ニ立シメ外人ハ格子外ノ柵欄ニ倚ラシムヘシ但懲治人ノ接見室ハ此例ヲ用ヒス
(六六) 第四十條 燈火ハ監房外ニ置キ障碍スルノ虞ナカラシムヘシ

用スルコトヲ得麥粟稗黍等ニ乏シキ地方ニ於テハ内務大臣ノ認可ヲ得テ下白米ノミヲ給スルコトヲ得
刑事被告人も亦前項ニ準ス但自費ヲ以テ食物ヲ購求セント請フトキハ之レヲ許ス
(二十九條) 定役ニ服スル男囚ノ髮ハ常ニ之レヲ短剃シ鬚鬚ハ常ニ剃除セムシ
定役ニ服スル女囚ノ梳髮ハ膏ヲ用ヒテ裝飾スルコトヲ許サス
(三十條) 囚人及懲治人ニハ教誨師ヲシテ悔過遷善ノ道ヲ講セシム
(三十一條) 囚人十六歲

シ置クモノトス
 遇囚ノ要ハ嚴格
 ナラサル可ラス
 然レモ又公正且
 慈仁ノ趣旨ニ展
 ルヘカラス雪待
 苛遇ハ之ヲ嚴禁
 スヘシ違フ者ハ
 之ヲ嚴罰スヘク
 行刑ノ目的ハ矯
 正ノ點ヲ省察シ
 テ規律及秩序ニ
 一致スル所ノ方
 法ヲ以テ囚人ノ
 健康ヲ保全スル
 ヲ要ス

代官署ノ管轄ス
 ル處ニ係ル官代
 ハ當時地方官ノ
 稱ニシテ馬喰町
 代官ハ江戸近郊
 ノ地ヲ支代官
 配スル者
 其隸屬(即チ)手附
 ヲシテ之ヲ監守
 セシム(其如クメ
 ノ年月)テ置ク
 ナラス
 法廳凡五曰ク評
 定所曰ク町奉行
 所曰ク寺社奉行
 曰ク勘定奉行曰
 ク火附盜賊改役
 所(將軍光祿隊
 長ヲシテ放
 火若クハ盜賊ニ
 係ル犯人ヲ追捕
 スルヲ兼スル
 者世之ヲ加
 フト云フ)
 右ノ五法廳ヨリ
 罪囚ヲ小傳馬街
 獄舎ニ押送スル

査セシメ衣服ハ
 包藏物ヲ嚴査ス
 (ユ)一書信ハ囚
 ノ情願已チ得サ
 ルコトアレハ獄司
 裁判官ハ商議シ
 テ之ヲ禁ス
 一監中日没後ハ
 談話ヲ聽ス
 一裁判官其輕罪
 ナルヲ察スレハ
 其親戚若クハ故
 舊兩人以上ニ保
 責シ証書ヲ納シ
 メテ其家ニ還ス
 但証書ニハ若シ
 囚人遁逃スレハ
 律法ニヨリ罰ヲ
 受ク可キコト書
 載ス
 一裁判官其重罪
 ナルヲ察スレハ
 事毎ニ指揮シテ
 嚴密ニ極メシム
 一重典ニ處スル

(六)第四十一條
 死刑場ハ監獄ノ一
 隅ニ設ケ牆壁ヲ以
 テ外見ヲ防クヘシ
 第二編
 第一章
 役法附期限
 (ム)第四十二條
 定役ニ服スル者ノ
 作業ハ刑名ニ因テ
 之ヲ斟酌シ毎月一
 日ノ科程ヲ定メテ
 服役セシム滿十二
 歳以上十六歳未滿
 ノ者滿六十歳以上
 及病后ノ疲勞若ク
 ハ身軀ノ虛弱ニ因
 リ勞作ク勝ヘサル
 者ハ體力ニ應シ作
 業ノ科程ヲ寬恕ス
 若シ已ムヲ得ス外
 役ニ服セシムル時
 ハ鐵鎖ヲ用ヒテ二
 囚毎ニ聯絆シ笠ヲ

未滿ノ者及懲治人ニハ
 毎日四時以内讀書習字
 算術ヲ教フヘシ
 (キ)第卅二條 囚人懲治人及
 刑事被告人現行ノ法律
 命令書ヲ看ント請フキ
 ハ之レヲ許ス
 囚人及懲治人書籍ヲ看
 ント請フキハ修身宗教
 教育及營業ニ必要ナル
 モノニ限り之ヲ許ス
 刑事被告人書籍ヲ看
 ント請フキハ總テ之ヲ許
 ス但領置外ノ書籍ハ當
 該裁判官ノ承認ヲ經ヘ
 キモノトス
 新聞紙及時事ノ論說ヲ
 記スルモノハ前二項ノ
 例ニアラス
 (ニ)第卅三條 囚人其親戚故

ノ紀律ヲ保持ス
 ルニ必要ナルコ
 ヲ以テ其限度ト
 ナスヘキナリ苟
 モ紀律ノ許ス限
 ハ特ニ身上ノ關
 係ニ適當スル所
 ノ便利ヲ與ヘ且
 其撰擇ニ從ヒ作
 業ニ從事スルコ
 トヲ許シ大ニ讀書
 ノ制限ヲ寬舒シ
 臥具ノ自辨ヲ許
 シ自費ヲ以テ善
 良ノ食物若クハ
 協合ニ依リ滋養
 品及少量ノ酒精
 飲量ヲ用ユルコ
 ヲ許容スヘシ
 (參考)能ク個人
 的ノ關係ヲ省察
 シ場合ニ依リテ
 ハ或ハ特ニ新聞
 紙ノ看讀ヲ許シ
 或ハ房内ノ喫烟
 ヲ許スコトアリ

井ハ鎖輪ヲ管ス
 ル獄吏(即同)人
 監証書ニ照シ其
 囚人ヲ獄舎内ノ
 内檻ト(俗ニ内
 外檻ト)鞆ト云
 ノ間ニ在ル通路
 ノ所ニ立タシメ
 獄丁ヲシテ其衣
 服ヲ脱セシメ金
 錢及類發火具筆
 墨ヲ隠藏スルヤ
 否ヤヲ檢査ス其
 解禁ノ時モ亦押
 送セシ法廳ヨリ
 ノ出監証書ニ照
 シ之ヲ出ス
 囚中才幹アルモ
 ノヲ選ミ一房毎
 トニ名主一名ヲ
 置キ又同房中ヨ
 リ十一名ヲ選ミ
 之ヲ役付ト稱シ
 名主ニ副ス並ニ

ノ罪ナシト雖モ
 其人奸猾且屢法
 ヲ犯シテ悔サル
 者ハ之ヲ處スル
 一他ノ輕ト同シ
 カラス亦事毎ニ
 之ヲ嚴ニス
 (二〇)一各囚毎
 朝其居ル所ヲ掃
 蕩スヘシ
 一食糧ハ五人ヲ
 一連ト爲ス内一
 人炊事執ル五人
 輪炊五日ニシテ
 初メニ復ル(未
 決)
 監及炊場石造ヲ
 ヲハハ輪炊法ヲ用
 ヲ若シ火災ノ恐
 レアラハ合炊配
 與法ニ從
 フ可シ
 懲役十二條
 第一條
 常人懲役
 常囚罪已ニ決ス
 レハ先ツ重鎖ヲ

用テ晴雨ヲ其面ヲ
 掩ハシム但外役ノ
 囚徒ハ一組十人以
 上十五人以下ト定
 メ看守一人押丁二
 人以上ヲシテ之ヲ
 監セシム外役ノ囚
 徒道路往來スル時
 ハ務メテ他人通行
 ノ妨ト爲サ、ヲシ
 ムルヲ要ス
 (七三)第四十三條
 毎日囚徒ヲシテ役
 ニ就カシムル際ハ
 悉ク之ヲ監房外ニ
 整列セシメ看守長
 及看守點檢ヲナス
 ヘシ歸監セシムル
 時モ亦同シ
 (ウ)第四十四條
 左ニ記載シタル日
 ハ服役ヲ免ス父母
 ノ喪ニ遭フ者モ亦
 一日免役ス

(メ)第三十四條 囚人及懲治
 人ノ發スル信書又ハ外
 人ヨリ送り來ル信書ハ
 典獄之ヲ檢閱スヘシ若
 シ書中不正不良ニ涉リ
 又ハ其改悛ヲ妨クルモ
 ノト認ムルハキ之ヲ發
 贈付與スルコトヲ許サス
 但刑事被告人ニ係ル信
 書ハ總テ當該裁判官ノ

(一)懲罰並ニ科罰權ノ所在
懲罰ハ監獄ノ紀律ニ服從スルヲ欲セサル囚人ニ向ヒ強制シテ服從スルニ至ラシムルヲ以テ目的トス懲罰ハ多數ニシテ且多種ナルヲ要ス蓋囚人ノ個人的ヲ省察シ且其犯則ノ輕重ニ從ヒ適當ナル處分ヲナスノ必要アル所以ナリ

其房罪囚ノ暴行ヲ戒ム(俗ニ之ヲ牢名云フ)輕重罪ノ囚人ヲ一房内ニ雜禁シ輕罪囚ヲシテ重罪囚ノ情狀ヲ察知セシムルヲ揚屋ニ禁スル罪囚ヲ法廷ニ引出ストキハ之ヲ轎子ニ乗セテ押送ス
(ヨ)獄舎近傍ニ火ヲ失シ將ニ獄舎ニ延燒セントスルトキハ揚屋敷ニ禁スル者逆罪ヲ犯ス者(逆ハ其主若クハ父母及子ヲ殺シ婦其夫ヲ殺)疾病スル者皆轎子若クハ草蓆ニ昇キ

着シ第五等ノ役ヲ執シム一百日ヲ經過スレハ第四等ニ進メ輕鎖ヲ着ク四等ノ限ヲ經過スレハ第三等ニ進メ兩鈐ヲ着ス三等ノ限ヲ經過スレハ第二等ニ進メ片鈐ヲ着ス二等ノ限ヲ經過スレハ第一等ニ進メ戒具ヲ脱ス但監外出役ノ日諸囚皆長鎖ヲ用ヒ二人一連ト爲ス(重鎖長鎖ヲ用ル方圖式第三號ニ見ユ)

一月一日一月二日 元始祭
孝明天皇祭 紀元節
春季皇靈祭 神武天皇祭
秋季皇靈祭 神嘗祭
天長節 新嘗祭
十二月三十一日 第四十五條
囚徒ノ專習スヘキ工業ハ授業手若クハ工業手等ノ囚ヲシテ之ヲ導カシム其刑期一年以下ノ者ハ習熟シ易キ工業ヲ授ルヲ要ス(第四十六條)
定夜ニ服セサル囚徒ト雖モ典獄之ヲ勸誘シテ其將來ノ生業ヲ計リ攝生又ハ親屬扶助ノ爲メ

(ミ) 第三十五條 囚人懲治人及刑事被告人ニ接見セント請フ者アルキハ典獄ノ立會ヲ以テ之ヲ許スヘシ但典獄ニ於テ形跡ノ疑フヘキコトアリト認ムルキハ之ヲ許サルヲ得
前項ノ場合ニ於テ重罪裁判所ニ移スノ言渡ヲ受ケタル者ハ裁判官渡アル迄辨護人ヲ除クノ外其現在地ノ裁判所長ノ允許ヲ受クヘク密室監禁者ハ當該裁判官ノ允許ヲ受クヘシ
(シ) 第三十六條 囚人懲治人及刑事被告人疾病ニ罹ルトキハ病狀ノ輕重ヲ

ル場合ニ於テハ如何ナル懲罰ヲ科スルヤヲ定ムルハ一ニ典獄ニ於テ之ヲ決スヘキモノナルヲ以テナリ故ニ他ノ官吏ヲシテ懲罰ヲ決定セシメ典獄ハ唯之ニ向ヒ承認ヲ與フルノミカ如キハ決シテ事態ノ宜ヲ得タルモノニ非ス懲罰ヲ科スルニ就テ先ツ原則トシテ確保セサル可ラサル所ノモノハ懲罰ハ紀律ノ毀傷ヲ防クカ爲ニ必要ナルヲ待テ始メテ之ヲ科スルニ在リト云フ是ナリ蓋ニ懲罰ヲ弄スルカ如キコトアル

便宜ノ地ニ避ケシム自餘禁囚ハ火獄ニ及フニ至テ即時解放シテ之ヲ本所回向院ニ避ケシム(回向院ニ火ヲ避ケシムルハ中御門大皇享保七年即紀元二千三百八十二年第八世將軍德川吉宗ノ三時ニ始ル)三日以內ニ投歸スルヲ命ス其投歸スル者ハ獄署ヨリ當初之ヲ押送セシ法庭ニ具申シ其法廳本罪ヲ寬宥ス逆罪ヲ犯ス者ハ此限ニ在ラス
(一)反獄越獄脫監或ハ相殺揚スルヲ除ク外禁囚ノ暴行若クハ犯則ハ獄署ニ於テ

殊難ト名ク殊難人ヲ分テ上中下三級ト爲異能妙技アル者ハ直ニ上級ニ進ム次ナル者ハ之ヲ中級ニ置ク又其次ヲ下級ト爲ス(分級ハ物價ニ本ツク醫ヘハ一日間ニ價一圓ノ物ヲ製スル者ヲ上級ト爲シ七十五錢ヲ中級ト爲ス)下級ト爲ス(下級ハ兩鈐ヲ用フ中級ハ片鈐ヲ用フ上級以上戒具ヲ脱但長ク下級ニ居ル者ト雖モ常人懲役ノ第四等ノ限ヲ經レハ片鈐ヲ用ユルヲ中級ノ例ノ如シ第三等ノ限ヲ過レハ下級中級共戒

勞作セント請フニ至ラシムルヲ要ス其工業ノ種別ヲ定ムルハ典獄ノ指示ニ依ル
未決監ニアル者坐作ノ業ヲ爲スサント請フトキモ亦同シ
(ノ) 第四十七條 懲治人ニハ教誨ニ充ル爲メ服役時間表ニ準シ七時ニ過キサル時間休憩時農業者クハ工藝ヲ教ヘ力作セシムヘシ
時限 第四十八條 未決者及ヒ定夜ニ服セサル已決囚ハ毎時日出ノ頃ニ起床シ各其監房ヲ掃除シ畢リ喫飯セシム又毎日一時間以

(エ) 第三十七條 囚人懲治人及刑事被告人死亡シタルキハ典獄看守長醫師ノ立會ヲ以テ之ヲ檢視シ監督ニ於テ速ニ其本籍ニ通知スヘシ其遺骸ハ親屬若クハ故舊ノ之ヲ請フモノニ下付ス但死亡后二十四時以內ニ在テ其下付ヲ請フ者無キトキハ監署ニ於テ之ヲ假葬シ其姓名ヲ記シタル木榜ヲ立ツヘシ
刑死者ハ死相ヲ驗シタル後仍ホ五分時ヲ過サ

リ且其親屬ノ關係等ニ至テハ之ヲ詳知スルノ必要アレハナリ
接見ハ首坐ノ戒護官吏ヲシテ之ニ立會ハシムルモノトス此官吏ハ看守長ヲ適當トス立會官吏ハ瞬間時モ接見者ト囚人トノ間ヨリ眼ヲ放ツトテ許サス常ニ嚴重ニ看察スルヲ要ス好相宜ノ仕切アルニモセヨ管ニ立會者ハ其談話ヲ聞クノミナラス尙其容姿ヲ偵察スルヲニ深ク注意ヲ要ス其談話ハ立會官吏ニ理會シ得ル用語ヲ用ヒシメ外

テ燭ヲ持セシメ内檻ト外檻トノニ間仕ル通路ヲ巡察ス
(ス) 毎月一次町奉行禁囚ヲ檢察ス又監察若クハ徒監奈小監察臨時ニ禁囚ヲ檢察ス
(ラ) 揚坐敷若クハ揚屋ニ禁スル罪囚ヲ法庭ニ押送スル時轎子ノ扛夫ハ小僧馬ノ街ヨリ通鹽街ニ至ル迄ノ地主ニ毎歲一千人ヲ課シ之ニ充ツ其數滿ルハ官之ヲ雇フ囚人ノ糧米等ヲ搬運ノ費ハ小傳馬第一街ヨリ第三街ニ至ル迄ノ地主ニ課

化石等ノ調土及ヒ耕耘ノ類ナリ
(煉化石製造諸器圖式第五號及附圖)
(六八) 第三等木上竹工 藤上鍛工 石上桶上瓦上履上及皮車工 織上ノ類ニシテ一課專業ヲ許ス
第二等
第三等ト同シ但其長技ヲ以テ他囚ヲ教授セシム或ハ之ヲ炊夫門番(中門番)等ニ使用ス
第一等
第二等ト同シ但此限ヲ滿レハ放免ス
輕懲役ハ老幼婦女ヲ役ス掃洒洗

ルモノ、工錢ハ十分シテ其三分ヲ監署ニ収メ其七分ヲ與ヘ定役ニ服スル囚徒ニシテ當日ノ科程ヲ畢リテ仍ホ作業スルモノ科程外ノ工錢モ又同シ
(フ) 第五十二條 第十九條第一款ニ記載シタル懲治人ニシテ其尊屬稅ヨリ衣食費ヲ自辨スル者ハ其工錢ノ全分ヲ與ヘ衣食費ヲ自辨スルヲ能ハサル者及第三十條ニ記載シタル者ハ工錢ノ内ヨリ衣食費ヲ扣除シ餘分ハ之ヲ與フ
(七八) 第五十三條 在監人ニ與フヘキ工錢ハ監署ニ留置シ毎月ノ首ニ於テ

キ者アルキハ典獄ヨリ内務司法兩卿ニ上申シ其許可ヲ受クヘシ
(ス) 第四十一條 賞表ヲ有スル囚人ハ其監房ヲ區別シテ尋常囚人ト別異シ賞表ノ多寡ニ應シテ優遇ヲ爲スヘシ
(一) 第四十二條 囚人獄則ヲ犯スキハ其輕重ヲ量リ左ノ例ニ從テ處罰ス
(二) 屏禁 晝夜他ノ監房又ハ役場ト隔絶シタル監房ニ獨居セシメ服役時間坐作ノ役ヲ課ス
(三) 減食 一日ノ食糧ヲ二合乃至三合ニ減シ鹽湯二品ノ外菜ヲ與ヘス
(四) 三閤室 閤室ニ入レ一日ノ食糧ヲ二合乃至三合

國語ノ如キハ凡テ之ヲ禁ス若シ其談話ニシテ不都合ナル事項ニ涉ルトキハ直ニ接見ヲ中止スヘシ若シ又囚人ノ身上ヲ知ルニ足ル有益ナル事項ヲ見聞シタルハ直ニ其旨ヲ典獄ニ通知スルカ又ハ時宜ニヨリ上等司獄官會議ニ於テ之レヲ陳述スヘシ
看守長ノ職務
看守長ノ主タル職務ハ看守ノ上長官トシテ戒護ヲ管督統理スルニ在レハ書類事務ノ如キハ成ルヘク必要ノモノニ限テ之レニ任

シ獄舎外ノ堰埒(即チ) 聖溝(即チ) 等ハ本銀第一街ヨリ第四街迄ノ地主ニ課シ之ヲ修繕セシム犯由若クハ梟首臺ノ費用ハ材木第一街ヨリ第八街ニ至ル迄ノ地主ニ課ス其他獄舎等ハ官費ヲ以テ建築若クハ修繕ス
(ラ) 獄舎周圍内ノ掃除及平民ノ囚人ヲ押送スル丁夫ハ獄署ニ屬スル非人トハ平民ヲ以テハ齒セサル者ヲ以テ之ニ充ツ一日雇錢三百文刑屍若クハ病屍ハ屠人團頭(即チ) 多頭

洋裁縫紡織陶繩製樂養雞豚牧牛羊ノ類ナリ(陶繩ニ簡便器械アリ圖式第六號ニ見ユ) 四等五等ハ監外ノ重役ト名ス之ヲ外役ト名ク三等ニ進メハ監内ノ輕役ニ服ス之ヲ内役ト名ク内役ノ中又ノ類ヲ分ツテ要ス例ハ竹上十人ヲ一連トシ同所ニ工作セシム籐工織工ノ類モ亦然リ
愚鈍ニシテ工藝ヲ教ユヘカラサル者ハ四等ノ限ヲ經過スト雖モ猶外役ニ服セシム(外役者ノ一ム)

其前月ノ總計金額ヲ本人ニ知シムヘシ
(七六) 第五十四條 各種ノ工錢ハ其地普通ノ僱工錢ノ準トシ各自ノ技能ニ應シ一日若干錢ト定ムヘシ
第五十五條 監署ニ留置ノ工錢ハ本人ノ請ニ由リ親屬ニ贈與スルヲ許シ又ノ書籍其他必要ノ物品及第六十九條ニ從ヒ食物ヲ購ヒ之ヲ給スルヲ得
第五十六條 在監人死亡シ監署ニ留置ノ工錢アルトキハ第三十三條ノ例ニ照シテ處分スヘシ
(マ) 第五十七條

(五) 第四十三條 囚人十六才未滿ノ者及懲治人獄則ヲ犯ストキハ其輕重ヲ量リ左ノ例ニ從テ處罰ス
(六) 一獨慎 晝夜一室ニ獨居セシム
(七) 二減食 一日ノ食糧ヲ二合乃至三合ニ減ス
獨慎ハ七晝夜以内減食ハ三日以内トス
(八) 第四十四條 減食若クハ閤室ノ罰ニ處スヘキ者アルキハ醫師ヲシテ診視セシメ身體ニ妨ナキ

シ爲メニ主要ノ職務ヲ欠クカ如キヲナカラシムルヲ要ス戒護事務ハ看守長ノ本務ナレハ徴細ノ點ニ至ル迄注目シテ囚人ヲ遇制スルノ秘決ヲ了得セサル可ラス能ク囚情ニ貫通シ戒護ノ事務ニ熱達シ表面ニ顯ハレサル幾多ノ寄計詐謀ハ巧ミニ秋毫ノ微ヲ穿ツテ之ヲ計發スルノ鑒識ナカシムルハカラス故ニ看守長ハ多年戒護ノ職務ニ經驗アルモノ者ナルヲ要ス

(一三四) 看守ノ職務 看守ハ苟クモ依リシテ彈左衛門ナリ者ニ命シ其部下ノ者ヲシテ小塚原刑場内ニ瘞埋セシム

第六條 刻限 囚人曉第六字ニ起キ各自ノ便器唾壺水桶ハ洗濯シ畢リ喫飯ス第七字ニ就ク第十一字ヨリ放役休息ス午後飯後第一字再ヒ役ニ就キ第五字ニ至ル服役ノ時限八字間ト爲ス五字終罪ノ后浴シ飯シ六字房ニ入り閉役ス但五月朔日ヨリ七月晦日ニ至ルノ間午後第二字迄放役シ夕第六字終役ノ限ト爲ス

在監人若シ逃走シタルキハ已決囚ノ工錢ハ之ヲ沒收ス未決者及懲治人ノ工錢ハ其親屬ニ下付ス親屬ナケレハ之ヲ沒收ス

第九十五條 無期徒刑ノ囚人重罪ヲ犯シ若クハ逃走シ又ハ獄舎獄具ヲ毀壞シ又ハ暴行脅迫ヲ爲シタルキハ一年以上五年以下其他ノ輕罪ヲ犯シタルトキハ一月以上一年以下兩脚又ハ一脚ニ鈇ヲ施シ仍ホ鐵丸ヲ屬シタル鐵索ヲ其鈇ニ貫キ腰間ニ繚帶セシメ繚帶ノ所ニ下鍵ス其監房ニ在ルモ晝間ハ仍ホ之ヲ施スモノトス

佑備頗ノ念ヲ抱キ不正不法ニ涉ルカ如キ舉動アル可カラズ遇囚ノ要ハ嚴正ニアリ所謂嚴正トハ嘲罵侮辱遊待ノ謂ニアラス是等ノ事偶々以テ囚人ニ對スル官吏ノ威嚴ヲ損傷スルモノナリト知ルヘシ秩序及ヒ紀律ノアル所ハ一步モ僞借スル所ナクシテ服行セシムルヲ是レ即チ嚴正ノ純義ナリ看守若シ囚人ノ違令犯行ヲ發見シタル

右揚坐敷チ罪囚ニ給ス 飯 汁 鹽菜 右ハ一人ニ付一日ニ玄米六合(精白ニシテ五合五勺トナス) 錢百文(德川氏ノ始ハ十五文后)ヲ以テ之ニ充ツ

第一日ニ四次曉第六字后朝飯ノ時第十一字休役ノ時第一字再入房ノ時ト爲ス

第五十九條 北海道ニ在テ集治監ハ每歲三四次官吏ヲ派出シ第二款ノ例ニ從ヒ押送シタル徒刑流刑ノ囚徒ヲ受取ヘシ

若シ再ヒ重罪ヲ犯シタルキハ五年以上十年以下前項ノ例ニ照シテ處罰ス

ルニ授業手ハ成
ルヘク看守中ヨ
リ之ヲ撰仕スヘ
シ

(一八九)女監取
締ノ職務
女監ノ戒護ハ凡
ヘテ婦女ヲシテ
之レニ任セシム
ルモノトス若シ
大監獄ニ於テ男
監ニ於ケル看守
長ノ如キ官職ヲ
必要ナリトセハ
宜シク女監取締
ノ上長ヲ設置ス
ヘシ普國ニ於テ
ハ女監取締(看
守)ニ要スル資
格ハ男看守ト等
シク又身体強壯
品行方正ニシテ
年齢ニ富ミ且ツ
相當ノ教育ヲ受
ケタル者ナルヲ

冬時ハ綿衣一領
(淺葱色ノ木綿
ヲ以テ製ス)
ヲ給ス但シ入禁
ノ時着用セシ衣
服襪履スルニ至
ラサレハ之ヲ給
セス

(七)囚人ノ親戚
故舊ヨリ衣服襪
帶若クハ食物紙
手巾錢(月六
文ヲ以テ限トシ
テ三次ニ致サシ
ム)ヲ送致セン
トスル者ハ當初
其罪囚ヲ押送セ
シ法廳ニ願出共
許可ノ証書ヲ得
テ之ヲ監者ニ送
致タシム

毎月ノ一日ニ禁
囚一人ヘ一ヶ月
間受用ノ紙白葉
ヲ給ス(惡俗ニ

勉ムルヲ他囚ニ
勝ル者ハ第一等
期限ノ半ヲ過キ
放免スル特典ア
リ(特典ニ處ス
ル可キ者ハ獄
司具狀シ裁判官
ニ告ケ其許可ヲ
經テ之ヲ)但徒
罪以下年限短キ
モノハ此典ヲ施
サス

終身懲役ノ者ハ
一等ニ進ムノ后
三年ヲ經ルニ非
レハ特典ヲ施ス
ヲ聽サス

罪囚ヲ罰スルハ
則アリ一日杖填
二日監等三日鐵
九四日擔重五日
暗室六日懲鞭

第一則杖填
鐵棒ヲ兩足ニ緊
鎖シテ付立セシ
ム其時間ニ半日

獄衣ノ外襟ニハ白
布ヲ縫着シ之ニ番
號ヲ墨書スヘシ
(八三)第六十七條
在監人ニ貸與スル
衣類雜具
通常服
一單衣
一裕
一綿入衣
一襦袢
就役服
一單短衣
一裕短衣
一綿入短衣
一襦袢
一襦引
一襦具
一蒲團
一蚊帳
一莞起
一枕
一帶長三
一帶長二
一褲長三
一褲長二

リテ名籍ニ其要項ヲ詳
錄シ仍ホ房內揭示ノ事
項ヲ說示スヘシ

第三條 各監房ニハ在監
人ノ遵守スヘキ事項ヲ
揭示シ傍訓ヲ施シ解シ
易カラシムヘシ其事項
左ノ如シ

(一八)一 在監人ハ互ニ和順
ヲ主トシ常ニ教令ヲ
謹守スヘシ

(一九)一 教誨聽聞ノ席ニ就
クモハ慎テ容止ヲ正
フスヘシ 刑事被告人ヲ
ニハ此ノ
項ヲ除ク

(二〇)一 毎朝常用ノ諸器具
ヲ清潔ニシ之ヲ排列シ
テ點檢ヲ受ケ及席壁廁
圈等ヲ掃除スヘシ

(二一)一 窻壁若クハ物件ヲ

要ス
(佛)佛國監獄治
革ノ大畧
佛國監獄ノ制度
タル現下漸ク進
歩シ着々改良ノ
途ニ就キシト雖
トモ昔日ニ在テ
ハ世人一般ニ監
獄ノ何物タルヤ
其本質ヲ知ラザ
リシヲ以テ殆ン
ト度外ニ抛棄シ
敢テ之ヲ顧ル者
ナカリキ餘ニ千
七百十七年ノ頃
ハ國內ニ在ル監
獄ヲ分テ國半貴
族半僧徒半ノ三
種トシ僅ニ九十
坪以內ノ獄舎ニ
三百乃至四百ノ
囚徒ヲ入レ置タ
レハ監內狹隘ニ
シテ各囚自由ニ
坐スルヲ得ス

云フ紙ナル者
ナリ若シ紙成ヨ
リ送致スル紙ア
レハ其數ヲ照シ
給與ノ紙數(一
テ名紙)ニ
房毎ニ白紙(曲
尺三寸強長二尺
厚三歩俗ニ之
ヲキメト云)
鐵筆(木柄三分
其形雖ノ如ク俗
ニ之ヲキメ)各
一俵ヲ給ス牢名
主之ヲ管シ囚人
情ヲ陳スルヲア
ラントスルトキ
ハ其百ナ名主ニ
副スル役付ノ者
即鐵筆ヲ以テ白
版ニ書シ之ヲ看
守ノ吏ニ致ス看
守ノ吏之ヲ改寫
シテ獄署ニ致ス
(九七)禁囚ニ浴
湯ヲ聽ス正月二

終日ノ別アリ凡
ソ獄則チ犯シ輕
キ者ハ此罰ヲ用
ユ(棒填ノ用ユ
ル法圖式第
八號ニ
見ユ)

第二則 監等
第一則ノ罰ヲ受
ケ改心セサル者
本等ヲ監シ次等
ノ役ヲ執シメ五
十日ヲ過キテ本
ニ復ス(監ハ一
年第四等ノ期限
ヲ百日トシ本等
ニ在ル三十日ニ
シテ監等セラル
者ハ第五等ノ
役ニ服スルヲ五
十日ニシテ再ヒ
本等ニ復シ通計
八十日トス又本
等ノ役ニ服スル
通計百日ニシテ
第三等ニ進ム餘
ハ類シ)但シ五
等ノ者ハ等ノ監

一 手巾
一 笠
以上ノ貸與品ハ地
方ノ便宜ニ依リ之
ヲ對的取扱シ淋濯
綴シテ其用ニ充ル
ヲ得

(五)第六十八條
在監ハ一人一日ノ
食糧
一 下白米十分ノ四
一 抄割麥十分ノ六
七台
強キ力業ニ服スル
者
一同 五台
輕キ力業ニ服スル
者
一同 四台 上役ニ服
及滿十歲以上ノ
未決者
一同 三台 十歲未滿
ノ幼者
一 菜金壹錢五厘以
下
地方ノ便宜ニ依リ

汚損シ不淨器ノ外ハ唾
ハキ及貯水ヲ濫用スヘ
カラス

(二二)一 房外ニ出タル時ハ
他人ト手ヲ交ヘ又ハ
濫リニ交談スヘカラ
ス

(二三)一 夜間ハ最モ鎮靜ヲ
主トシ說話發聲又ハ
濫ニ起步スヘカラス
但晝間ト雖モ放歌喧
噪又ハ高聲ニ誦讀シ
又隣房ヘ通聲交談ス
ヘカラス

(二四)一 許可ヲ得サル物品
ヲ監房ニ置キ或ハ勝
負ヲ爭ヒ若クハ賭博
類似ノ遊戲ヲナシ或
ハ他人ニ汚辱ヲ被ラ
シメ猥褻ニ涉ルカ如

從テ其所遇上殘
酷ヲ極メタルヨ
リ在監者ノ痛苦
ハ云フ計リナク
之カ爲メ遂ニ囚
徒ノ憤激ヲ來シ
千七百二十三年
破獄ノ暴舉ニ及
ヒ當時之ヲ鎮壓
セントスルモ多
クノ勢力兇暴ナ
ルト獄舎ノ建築
粗惡ナルトニ因
リ防禦上頗ル困
難ヲ極メ止ムコ
ト得スシテ多數
ノ囚徒チ力殺ス
ルニ至リシト云
フ此時代ニ在テ
ハ繫獄ナル者ハ
則チ刑罰ナリト
ノコトハ更ニ注
意セシテ唯ダ
囚徒ノ脱亡ヲ防
クコトノミ汲々
トシ其他ノ事ハ

月十一月十二月
八月ニ三次三月
四月九月十月ハ
月ニ四次五月六
月七月八月ハ月
ニ六次トス(費
用囚人一人ニ付
銀一分六厘ト定
ム)

(九八)毎歲七月
十三日病囚ヲ除
クノ外衆囚ヲ圖
庭ニ出サシメ
監繩ニテ建シ
(監繩ニテ建シ
獄吏位ニテ刺
シム凡刺工ハ四
囚ニ一名トス
盛夏ハ各房ニ圖
扇ヲ給ハ且囚人
ヲシテ毎日頗次
ヲ以テ外庭ト内
庭トノ間ニ出テ
涼ヲ納レシム

スヘキ無キヲ以
テ第三則ノ罰ニ
擬ス

第三則
鐵丸兩手ヲ伸ヘ
重サ二貫五百目
乃至二貫目ノ鐵
丸或ハ他物ヲ具
掌上ニ置キ洋時
一ニ字間長サ五
六十間ノ地ヲ往
來セシム

第四則
擔重兩石或ハ兩
水桶ノ重サ十八
貫乃至二十貫
ノ物ヲ一荷トス
其來ノ距離及時
間ハ上條ニ同シ

(四)第五則閻室
囚人ヲ閻室ニ入
レ飯水ノミヲ給
シ人ト言語ヲ接
スルヲ許サス七
晝夜ヲ以テ期ト

粟稗ノ類ヲ以テ麥
ニ代用スルヲ得
(七六)第六十九條
工業ニ勉勵シテ食
費ヲ償フヘキ工錢
ヲ得ル者及ヒ其幾
倍ノ得ル者等ハ
其請ニ由リ領置シ
タル工錢ヲ以テ食
物ヲ購ヒ之ヲ給ス
ルコトヲ得但一日
金二錢ヲ過クルコ
トヲ得ス

定儀ニ服セサル者
ニハ其請ニ由リ領
置シタル工錢ヲ以
テ食物ヲ購ヒ之ヲ
給スルコトヲ得但
一日金五錢ヲ過ク
ルコトヲ得ス

(一〇〇)第七十條
在監ハ日用ノ雜費
(津澁補綴又ハ炊
用ハ薪炭其他一
身ニ係ル)ハ一人
日常諸費)

○卅四

キ所爲アルヘカラス

(二五)一 服役中其ノ作業ニ
關セサル他事ヲ談話
シ及服役セサル時間
タリトモ部外ノ役場
ニ至ルヘカラス

(二六)一 許可ヲ得スシテ物
件ヲ受授貸借スヘカ
ラス

(二七)一 監房ニ於テ異常ノ
事アレハ晝夜ニ拘ラ
ス直テニ看守所ニ通
聲スヘシ

(二八)一 病者アルキハ同房
ノ者共ニ介保シ看病
人タル者ハ切實ニ之
ヲ看護スヘシ

第四條 領置ノ貨物ハ其
名數ヲ簿冊ニ記載シ典
獄之ニ證印スヘシ

措テ問ハサリシ
ヨリ遂ニ這般ノ
椿事ヲ惹起シ前
述ノ如キ慘況ヲ
呈セシナランカ
爾后千七百九十
一年大變革ノ時
ニ至リ始テ繫獄
ナルモノハ人ノ
自由ヲ奪フ一ノ
刑罰ナルコトヲ悟
リ囚テ大ニ監獄
ヲ改良シ留置所
幼年獄等罪獄重
罪獄ノ四種ニ區
別シ稍ヤ其兩目
ヲ改メタリト雖
モ從來ノ弊習ハ
未タ全ク脱スル
ヲ得ス今其一ニ
ノ例ヲ學レハ在
監ハニ給スル飲
食物ノ不充分ナ
ルト寢床ノ如キ
ハ單ニ茅茨ノミ
ヲ以テシタルト

(世地上ニ) 苧
席ヲ設ク 苧
ハ紅蘿蔔ノ乾葉
ヲ煎テ汁ヲ
給ス凡一日ニ三
次トス夜ハ湯
ヲ給ス(湯
ニ至リ始テ繫獄
ナルモノハ人ノ
自由ヲ奪フ一ノ
刑罰ナルコトヲ悟
リ囚テ大ニ監獄
ヲ改良シ留置所
幼年獄等罪獄重
罪獄ノ四種ニ區
別シ稍ヤ其兩目
ヲ改メタリト雖
モ從來ノ弊習ハ
未タ全ク脱スル
ヲ得ス今其一ニ
ノ例ヲ學レハ在
監ハニ給スル飲
食物ノ不充分ナ
ルト寢床ノ如キ
ハ單ニ茅茨ノミ
ヲ以テシタルト

疾病
囚人急病アレハ
晝夜ヲ問ハス看
守者直ニ當直ノ
醫員ニ報シ藥液
ヲ給ス
毎日一次醫員病
囚ノ房ニ至リ之
ヲ診察ス急病重
病ハ此限ニ在テ
ス
凡藥液ヲ給スル
毎日三次トス重
病ニ非レハ三次
ノ内一次ハ再煎

ス若シ改心セハ
其限ニ滿タスト
雖モ兇シク之ヲ
出ス

第六則懲鞭
懲鞭ヲ加フルノ
法ハ先ツ其罪囚
ノ手足ヲ甘字架
ニ緊締シテ其臂
ヲ管ツ其數一十
ヨリ三十ニ至ル
懲鞭ハ罰式第
九號甘字架ハ
ニニリ)但懲鞭
ヲ加フル前監司
醫ヲシテ罪囚ヲ
診察シ其病ナキ
ヲ證記セシム

脫監逃亡ヲ企ル
者ハ之レヲ第一
則ノ罰ニ處シ度
ニ其偏袖ヲ淺絨
色ト爲ス再犯ノ
モノハ第二則ノ
法ヲ以テ之ヲ罰

一日金壹錢貳厘以
下トス

(九二)第七十一條
監房常置ノ器具
一貯水器並ニ飲器
木製

一睡壺 木製

一便器 木製

木製大小二種但
監房ニ圓圖ノ接
續スル者ニハ此
器ヲ用ヒス

一小帚 脚ノ種類
ヲ以テ製
作セシ軟
ナカルモ

(九七)第七十二條
浴場ノ定度ハ毎年
六月ヨリ九月マテ
ハ五日毎ニ一次十
月ヨリ五月マテハ
十日毎ニ一次トス
(テ)第七十三條

○卅五

領置ノ貨物ハ本人釋放
又ハ假出獄免幽閉假出
場ノ時之ヲ下付スヘシ

(三〇)第五條 領置物品中
保存ニ堪ヘ難キモノハ
本人ヘ告知ノ上之ヲ賣
却シテ其代金ヲ領置ス
ルコトヲ得

(三一)第六條 入監中外人
ヨリ差入タル貨物ニシ
テ領置スルモノモ亦第
四條第五條ノ例ニ依ル

(三二)第七條 總テ監房ニ
入ル、物品ハ典獄之ヲ
點檢シ其危險ノ虞アル
モノハ一切之ヲ禁スヘ
シ

(三三)第八條 入監后出房
セシメタル者ニ對シテ
ハ還房ノ際通身ノ檢査

或ハ看守其人ヲ得從テ囚徒ノ所過上其時ト場合トニ依リ大ニ寬嚴ノ差アリシ等ハ最モ其著キモノナリ然レモ爾后絶ヘス監治ニ注意セシテ以テ年々進歩シ第二王國ノ時ニ至リ尙一層ノ注意ヲ促シ創メテ監獄會議ヲ巴里府ニ開設シ以テ改良ノ事ヲ議シタリ是レ實ニ千八百十九年ノ事ニシテ其議員ハ上下兩院ノ議員現任判事檢事法學士獄吏等述者新聞記者放免者保護會社員等ヲ以テ組織シ討議評論ノ末左ノ事項ヲ

シ其兩袖ヲ淺絨色ト爲ス三犯四犯ニ至ル者ハ其髻偏ヲ剃ル監外ニ出役スル者竊ニ禁ルノ物ヲ包藏シ或ハ安ニ物品ヲ汚損シ虛病ノ稱スル者等皆之ヲ第一刑罰ニ處ス(九六)第七十四條 衣服雜具其他ノ物品ハ種湯ヲ用ヒテ之ヲ澀ヒ臭氣ヲ去リ蟲害ヲ防クヲ要ス但病者ノ物品ト混シテ之ヲ晒洗スヘカラス

第二章 疾病附死亡 (シ)第七十五條 在監人疾病ニ罹レハ病狀ノ輕重ヲ料リテ監房若クハ病室ニ於テ醫療セシム

第三條 已決囚及懲治人ノ髻ハ常ニ之ヲ短雜シ髻鬚アル者ハ常ニ剃除セシム但決者ハ此限ニアラス

婦女ノ梳髮ハ膏ヲ用ヒテ裝飾スルヲ許サス

(九六)第七十四條 衣服雜具其他ノ物品ハ種湯ヲ用ヒテ之ヲ澀ヒ臭氣ヲ去リ蟲害ヲ防クヲ要ス但病者ノ物品ト混シテ之ヲ晒洗スヘカラス

ナ爲スヘシ

(三四)第九條 通身ノ檢査ハ一人宛之ヲ爲シ他人ヲシテ見セシムヘカス但役場教誨堂運動場及浴室等ヨリ一時多人數ヲ還房セシムル場合ハ此限リニアラス

(三五)第十條 男子ノ檢身ハ看守長臨監シ看守之ヲ行ヒ女子ニ係ルトキハ看守長臨監シ女監取締之ヲ行フヘシ

(三六)第十一條 典獄看守長ハ日夜不時ニ監獄ノ内外ヲ巡視スヘシ但看守長ノ巡視ハ一晝夜三回以上タルヘシ

(三七)第十二條 典獄ハ看守及女監取締ノ警守受

議決シ尋テ之ヲ實施セリ

一 罰則改正ノ事

二 合房制ヲ廢スル事

三 監房内ニ光線ヲ導キ及空氣ノ流通ヲ善クスル事

四 監内ヲ清潔ニスル事

五 寢床及防寒具改良ノ事

六 食料給與法ヲ一定スル事

該會議ハ頗ル効果ヲ顯シ監治改良上補益ヲ與ヘシト淺少ナラザリト雖モ多年浸染ノ弊習容易ニ脱却セヌ要スルニ此等外部ノ改良ハ着々進歩セシト雖内部ノ改良即チ囚徒ヲ改過歸善セシ

ノ手續ハ獄官ノ門ニ審ナリ但病囚ヲ遇スルノ法其病體ニ移スト未ダ有移ラサル者ヲ同ハス皆同シ

江戶小傳馬何ニ在ル囚獄ノ制定ノ如シ其他小傳大取及長崎奈良等奉行若クハ代官ノ治スルトコロ皆囚ヲ獄リ大率子小傳馬何ノ獄制ヲ以テ定準トス大小藩亦囚獄ヲ設ケ當時自政ヲ爲スヲ以テ小異同アリト雖モ其大綱ヲ提スルハ徳川氏ノ制ニ外ナラス

四 員 毎月一日獄署ニシテ其兩袖ヲ淺絨色ト爲ス三犯四犯ニ至ル者ハ其髻偏ヲ剃ル監外ニ出役スル者竊ニ禁ルノ物ヲ包藏シ或ハ安ニ物品ヲ汚損シ虛病ノ稱スル者等皆之ヲ第一刑罰ニ處ス(九六)第七十四條 衣服雜具其他ノ物品ハ種湯ヲ用ヒテ之ヲ澀ヒ臭氣ヲ去リ蟲害ヲ防クヲ要ス但病者ノ物品ト混シテ之ヲ晒洗スヘカラス

第二章 疾病附死亡 (シ)第七十五條 在監人疾病ニ罹レハ病狀ノ輕重ヲ料リテ監房若クハ病室ニ於テ醫療セシム

第三條 已決囚及懲治人ノ髻ハ常ニ之ヲ短雜シ髻鬚アル者ハ常ニ剃除セシム但決者ハ此限ニアラス

婦女ノ梳髮ハ膏ヲ用ヒテ裝飾スルヲ許サス

(九六)第七十四條 衣服雜具其他ノ物品ハ種湯ヲ用ヒテ之ヲ澀ヒ臭氣ヲ去リ蟲害ヲ防クヲ要ス但病者ノ物品ト混シテ之ヲ晒洗スヘカラス

懲治場ニ在ル者ハ情狀ニ由リ其親屬ニ交付スルヲ得

(八八)第七十六條 病者ノ攝養ニ効アリ飲食物及ハ温ヲ取ル湯婆等ヲ用ユルヲ要スルトキハ醫士ヲシテ其旨ヲ考據シテ許否スヘシ

(九〇)第七十七條 傳染病侵蝕ノ犯アルトキハ其消毒豫防ヲ慎重ニスヘシ若シ在監人中傳染病者アルトキハ直チニ病性及ヒ感染ノ形狀ヲ詳悉シ醫師ノ診斷ヲ副ヘテ各所屬長官ニ報告スヘシ

死亡

(四二)第十六條 囚人懲治

(三九)第十四條 看守長ハ毎日二回以上各監房ニ就キ在監人ノ員數ヲ點檢シ毎日一回以上監房ヲ檢査スヘシ

(四〇)第十五條 囚人懲治人ノ放免期日ハ入監后典獄長ニ之ヲ調査シテ名籍簿ニ記入シ仍ホ本人ニ告知スヘシ

(四二)第十六條 囚人懲治

ムル等ノ點ニ至
テハ毫モ進歩ノ
巧ヲ見サリキ千
八百三十一年國
會ニ於テ囚徒ヲ
懲戒スルハ單ニ
肉體ヲ苦マシム
ルニアラスシテ
專ラ善良ニ誘導
シ法分ニ服從セ
シムルヲ在リト
ノ決議ヲ爲シ遂
ニトクビール及
セヘラレセノ二
名ヲ擧テ監獄改
正委員トナシ以
テ全國ノ監獄ヲ
改正シ就中一房
ニ多囚ヲ雜居セ
シムルハ監治上
大害アルヲ覺
リ一房一囚ノ制
ヲ立テ或ハ罪科
ノ種類ニ依リ其
居テ異ニセンヲ
ヲ企テタリキ然

於テ前月ノ囚員
ヲ照弄シ責保ノ
者若干人行刑若
クハ出園ノ者若
千人前月ヨリ禁
ニ在ル者若干人
新ク入禁スル
者若干人ト部分
シテ帳簿ニ作り
之ヲ町奉行ノ廳
ニ申報ス
囚人入禁ノ月ヨ
リ六ヶ月ヲ經過
シタル翌月ノ一
日其囚人身分
籍等ノ明細書ヲ
作り町奉行ノ廳
ニ申報ス町奉行
之ヲ閣老ニ報ス
小傳馬街獄舎及
淺野品川刑檻ノ
罪囚ヲ合算シ大
凡其數ヲ平均シ
テ一月ニ六百五
十員内外トス

フノミ
〔メ〕第九條
書信ヲ獄中ニ通
スル者ハ獄吏先
ツ之ヲ檢閲シ害
ナケレハ之ヲ聽
ス獄囚ノ答書モ
亦然リ但印紙一
枚ヲ與フルノ外
私紙ヲ用ルルヲ
サス（印紙ハ縦
横八寸ニシテ獄
印アル）
〔ユ〕已決者百日
以下ハ書信毎月
一次徒罪以上ハ
三月一次准流以
上ハ六月一次ヲ
聽ス但未決者ハ
此ニニアラス然
レモ印紙及檢閱
ノ法前文ニ同シ
其詳ハ監獄書信
條ヲ參照スヘシ

〔エ〕第七十八條
在監人死亡スレハ
典獄看守長醫師並
テ之ヲ檢屍スヘ
シ
未決者又ハ已決囚
ニシテ別故アリ得
ヒ訊問ニ係ル若死
亡シタルトキハ之
ヲ其裁判所ニ申報
スヘシ
〔エ〕第七十九條
死囚ノ親屬若クハ
故舊第三十三條ニ
記載シタル時辰ヨ
リ二十四時以内ニ
在テ遺骸ノ下付ヲ
請フトキハ之ヲ許
シ其者ヲシテ簿冊
ニ署名押印又タ花
押セシムヘシ遺骸
ヲ請フ親屬故舊ナ
キトキハ棺ニ入テ
仮葬シ其上ニ氏名
標ヲ延ツヘシ其標

人ニシテ釋放スヘキ者
アルトキハ典獄名籍簿
ニ照シテ其氏名等ヲ問
糺シ釋放スル旨ヲ言渡
スヘシ刑事被告人ニシ
テ放免保釋及責付スヘ
キ者アルトキ亦同シ

〔四二〕第十七條 領置ノ貨
物ヲ下付スルトキハ典
獄其名數ヲ領置簿ニ照
シテ其旨ヲ記シ受取人
ヲシテ證明セシムヘシ
〔四三〕第十八條 刑事被告
人ノ中共犯人アルキハ
其監房ヲ別異シ談話通
聲スルヲ得サラシメ
裁判所又ハ他監ニ引致
ノキモ同行セシムルヲ
得ス

ルニ内亂等テ起
リ爲メニ其事業
ヲ果ス能ハス然
レモ行政官ハ之
カ意ヲ繼キ終
始改正ノ事ニ從
ヒ爾后多年ノ經
驗ヲ積ミ故多ノ
改正變革ヲ經テ
終ニ今日ニ至リ
シナリト云フ
〔ユ〕（メ）佛國監
獄用郵便切手
現今使用スル
ヤ否ハ保シ難
シ

佛國內務省ハ中
央監獄准中央監
獄進警非懲治拘
留監及幼年監ニ
於テ特別ナル郵
便切手ヲ使用ス
ヘキ旨ヲ定メタ
リ蓋シ千八百三
十一年十月五日

於テ前月ノ囚員
ヲ照弄シ責保ノ
者若干人行刑若
クハ出園ノ者若
千人前月ヨリ禁
ニ在ル者若干人
新ク入禁スル
者若干人ト部分
シテ帳簿ニ作り
之ヲ町奉行ノ廳
ニ申報ス
囚人入禁ノ月ヨ
リ六ヶ月ヲ經過
シタル翌月ノ一
日其囚人身分
籍等ノ明細書ヲ
作り町奉行ノ廳
ニ申報ス町奉行
之ヲ閣老ニ報ス
小傳馬街獄舎及
淺野品川刑檻ノ
罪囚ヲ合算シ大
凡其數ヲ平均シ
テ一月ニ六百五
十員内外トス

〔エ〕第十條食料
各犯ノ食料小差
アリ懲役第五等
ノ者ハ一日ニ米
（白米）麥合ナ七
合第四等以上及
殊藝并ニ懲罰監
ノ囚ハ同ク五合
五勺經度寬役及
ヒ未決者ハ同ク
四合十歳以下男
女共ニ同ニ合七
勺（麥ハ挽キ割
熟ニ使ナリ又印
度米ノ如キ麥飯
ヨリ段シキ時ハ
麥ニ代用）食料
ハ未決已決ヲ論
セス皆官費ト爲
ス獄囚若シ其幼
孩ヲ携シテ願
ヒ情實ノ已ムラ
得サル者ハ之ヲ
聽シ亦官費ヲ以
テ之ヲ養フ

〔メ〕第八十一條
未決者ニ係ル信書
ハ定ルナシ但豫審
判事又ハ檢事ノ檢
閱經ルニ非レハ贈
答セシムルヲ得ス

〔四四〕第十九條 在監人ヲ
他監ニ移スルキハ其名籍
又ハ宣告書其他必要ノ
文書及領置ノ貨物ヲ具
シテ送致スヘシ
〔四五〕第二十條 在監人押
送ノ際送致スル貨物ハ
典獄ニ於テ目錄ヲ作り
其貨物並ニ目錄ハ押送
官吏ヲシテ保管セシム
ヘシ但金錢ハ破綻ノ憂
ナキ様嚴緘シ之ニ封印
ヲ捺スヘシ
〔四六〕第廿一條 特赦アリ
タルキハ典獄ハ速ニ其
旨ヲ所屬長官ニ申報シ
所屬長官ハ内務大臣ニ
申報スヘシ
〔四七〕第廿二條 特赦免幽
閉仮出獄ノ申渡ハ其裁

發布ノ規則普及
千八百三十六年
九月一日發布ノ
回達書ノ旨趣ニ
依レハ囚徒ノ通
信ハ總テ其監獄
署長ニ於テ之ヲ
檢査スヘシトア
リ而シテ囚徒ヨ
リ發スル書信ノ
用紙ニハ總テ界
紙ヲ用ユルコト
ナセリ就中中央
監獄ニ於テハ其
用紙ノ頭部又ハ
其欄外ニ監名及
ヒ通信上ニ關ス
ル簡單ナル命令
ヲ記載シタリ
開封ニテ送達ス
ルモノニ用ユル
郵券ハ左ノ如キ
利益ヲ與フヘキ
趣意ヲ以テ製シ
タルモノナリ

光格天皇寛政二
年(即チ紀元二
千四百四十四
年)第十世徳川家
齋(江戶海灣
中石川嶋ニ於テ
人足小奇場ヲ設
ケ無籍無頼ノ場
刑ニ處セテレ放
釋シ難キ者ヲ此
ニ移シ官ヨリ衣
食ヲ給シ搾油等
ノ役ニ服セシム
厥后同天皇享和
文化ノ際(即チ
千四百五十八年
ノ頃)ナリ今其年
月ヲ審カ(ニ至
トセス)ニ至
テ有結ノ者ト雖
モ答刑ニ處セラ
レタル后其親戚
故舊ノ下付スヘ
キ無キトキハ亦
此ニ移シテ作業
セシメ之ヲ懲治

監獄ニアル未決
者ヲ除クノ外各
囚ノ食料皆同シ
朝夕ハ鹽菜別ニ
一羹アリ晝飯ハ
七日ノ間ニ野菜
三次鮮魚一次鹹
魚或ハ乾魚三次
合シテ七次ト爲
ス(魚類之キノ
鶏ノ骨汁ヲ用テ
菜蔬ヲ煮テ之ニ
代ユ)

毎日ノ定額左ノ
如シ
一肉類 一野菜
一羹實 一鹽菜
價各十文内カ
一醬油 四勺
一茶 三勺
一薪 二百十勺
常食ノ外加給ノ
例左ノ如シ
一正月元日二餅

(ニ)第八十二條
懲治人及幼年ノ己
決囚其親屬故舊ニ
贈ル書ハ一月月
一次トシ一通ニ過
ルコト得ス

(メ)第八十三條
在監人ノ發スル信
書ハ典獄之ヲ檢閱
スヘシ若シ書中忌
諱ニ涉ル等ノ文意
アルハ通信ノ許
サス

(ヌ)第八十四條
外人ヨリ在監ハニ
贈リ來タル書ハ
典獄之ヲ檢閱シ適
正ノ事項ヲ陳ヘ又
ハ遷善ノ諭示ナ主
トシタルモノニ限
リ之ヲ本人ニ付與
ス若シ在監ハノ改
後ヲ妨ルモノト認
ルトキハ之ヲ付與
セス

可又ハ許可ノ監署ニ達
シタル時ヨリ二十四時
以内ニ之ヲ爲スヘシ
仮出獄ノ申渡ヲ受ケタ
ル者ニハ典獄其證票ヲ
與ヘテ最近ノ警察署ヘ
護送スヘシ

(刑五三) 重罪輕罪ノ刑ニ處セラレ
タル者獄則ヲ遵守シ後改
ノ狀アル時ハ其刑期四分
ノ三ヲ經過スルノ后行政
ノ處分ヲ以テ仮ニ出獄ヲ
許スコトヲ得(以下略)

(刑五四) 徒刑ノ囚ハ仮出獄ヲ許サ
ルト雖モ仍舊地ニ居住
セシム

(刑五五) 假出獄ヲ許サレタル者ハ
行政ノ處分ヲ以テ治産ノ
禁ノ幾分ヲ免スルコトヲ得
但本刑期限内特別ニ定メ
タル監視ニ付ス

(刑附三八) 假出獄ヲ許ス可キ者ア
ル時ハ典獄ヨリ其犯人ノ

第一囚徒ノ親屬
故舊ニ通信スル
爲メ監獄ヨリ發
スルトコロノ書
狀ニ粘附シタル
印紙ハ他人ヲ
之ノ見ルモ容易
ニ其出所ヲ知ル
コト能ハサラシム
然レトモ其親屬
故舊ニ在リテハ
其ノ出所ノ監獄
ナルコトヲ知得ス
ルノ利益アル事
第二 管理官ハ
囚徒ノ通信ニ於
ケル外決シテ此
ノ印紙ヲ他ニ用
ユルカ如キ事ナ
キ利益アル事
左レハ右ノ如キ
親屬及ヒ管理官
ニ關スル利益ノ
目的ヲ達センカ
爲メ左ノ方法ヲ
用ユルコト必要ナ

スルヲ旨トス若
シ役勤ヲ進退ス
ルトキハ對スル
ニ墨跡ヲ以テス
(墨刑ハ其左腕
ニ十字ヲ跡ス)
小可勤行一員
ヲ置キ之ヲ管守
セシム其親屬ス
ル者元締別定役
下勤定役醫員著
丁等水夫アリ
(八三) 服役ノ人
足ニ衣食ヲ給ス
ル左ノ如シ

衣服(即上衣) 絹
黄色(木綿)ヲ以
テ製シ(上衣ノ
背ニ波
紋ヲ染) 平民ト
別異ス
糧餉分テ三種ト
ス
玄米ト麥ヲ等分
ニシテ一日ニ付

一魚
一三月十一日
一七(十五)日
一素麩三碗
一九(廿二)日
一魚
一十二月廿五日
同上

病囚ノ食ハ醫ノ
言ニ從ヒ價直ヲ
論セス

(七九) 第十一條
衣裳類ハ棉布巴
ノ短ハ窄袖版引
ヲ用フ(婦女ノ
袖ヲ窄ス) 未決
者ヲ除クノ外皆
之ヲ着セシム
(獄衣ヲ染メ薄
シム) 獄衣ハ久
シム

(一七) 獄衣ニ番
號アリ墨字ヲ以
テ第幾番(獄
名)第

(一一一)
第八十五條
信書ヲ檢閱スルハ
先ノ直行ヲ願シ
次ニ逆讀斜讀又ハ
横讀シ嫌疑ノ文意
アリヤ否ヲ詳查ス
ヘシ

(一一〇)
第八十六條
在監ハヨリ發スル
信書ハ必ス信書紙
ヲ用ヒシメ典獄之
ヲ封シ封皮ニ其受
領スヘキ者ノ住所
氏名ヲ書シ米監獄
署ト記シ之ヲ送
ス但郵便祝ハ自辨
セシム

親屬故舊若クハ辨
護人ノ信書ヲ監獄
署ニ宛テ之ヲ差出サ
シムヘシ

第四章
接見

行狀及刑名入獄ノ年月ヲ
記載シ假ニ出獄ヲ許サレ
ンコトヲ内務司法兩卿ニ上
申シテ許可ヲ受ク可シ

(刑附三九) 假出獄ヲ許シタル時ハ
典獄ヨリ具證票シ犯人ニ
下付スヘシ

(刑附四〇) 假出獄證票ニハ左ノ條
件 記載ス可シ
(以下ノ項ヲ略ス)

(刑附四一) 假出獄ノ時ハ其親屬
豫メ其住所ヲ定メシメ出
獄ノ日與獄ヨリ其證票ノ
騰本ヲ添ヘ犯人ノ其住居
ノ地ノ警察署ニ護送シ特
別監視ヲ執行セシム可シ

(刑附四二) 特別監視ニ付スル者ハ
第一條ノ例ヲ適用ス

(刑附四三) 假出獄ヲ許サレタル者
ハ刑期滿限ノ日ニ至レハ
假出獄證票ヲ警察署ニ還
納シ警察署ヨリ證票ヲ出
シタル典獄ニ送送ス
可シ

第一項 中央監獄ヨリ他ノ監獄ニ來着シタル囚徒ハ速ニ其ノ監名ヲ記入シタル用紙ニ通信スヘキ事由ヲ記シ其ノ親屬故舊ニ之ヲ報知スヘシ但其ノ通信ヲナスニハ左ノ方法ヲ準據スルコトヲ要ス

第二項 囚徒ニメ若シ遠隔ノ地ニ通信セントスルトキハ其ノ國名ヲ知得スヘカラサル郵券ヲ粘付スル事ヲ要ス

第三項 政府ニ於テ監獄署ノ頭字ト(A P)ノ二字ヲ記載シタ

六合雜費料一日ニ付錢二十四文之ヲ以テ鼓及響油ニ充ツ以下同

右役付ノ者ニ給ス

(每房ニ役夫中ヨリ一人ヲ撰ミ保長トス俗ニ之ヲ世話人ト云フ又薪水ノコトヲ供ス俗ニ之ヲ卯時總稱シテ役付トナス)

玄米ト麥トヲ等分シテ一日ニ付八合

雜費料錢二十四文

右搾油ノ役ニ服スル者ニ給ス

玄米ト麥トヲ等分シテ一日ニ付五分

雜費料錢二十四文

包藏物ヲ豫防ス

(一三三) 第八十七條 在監人ニ接見セント請フ者アルトキハ典獄先ツ之ニ面接シテ其氏名族籍營業等ヲ訊ヒ其緣由ヲ詳悉シ已ムテ得サルノ事狀アリテ形跡ノ疑フヘキエトナキトキハ之ヲ許シ看守長看守並並密室ニ在ル者ハ但密室ニ在ル者ハ接見ヲ許サス

(四八) 第廿三條 特赦免幽閉 出獄ヲ申渡シ又ハ賞表ヲ授與スルハ別ニ定ムル方式ニ依ル但賞表ハ免役日若クハ日曜日ニ於之ヲ與フヘシ

(四九) 第廿四條 免幽閉ノ申渡ヲ受ケタル者ハ監獄近傍ノ地ヲ限り居住セシメ典獄之ヲ監督スヘシ但土地家屋ナキ者ニハ之ヲ貸與スヘシ

已テ得サル事故アリテ

ル直徑十五(サ)ンチメートルノ郵券ヲ調製スヘシ但千八百六十六年八月八日ノ規則ニ規定シタル雛形ニ從ヒテ調製スルモノナリ

故ニ(ムーラン)中央監獄ニ於テ用ユルトコロノ郵券ハ則チノ左如シ

(A) ノ字ハ於テ略字ナリ又

(P) ノ字ハ郵券ノ略字ナリ

(M) ノ字ハ(ム)トラン)ノ略字ナリ又(ロ)ヲ一ス)中央監獄ニ於テ用ユルトコロ

文 右平人足(平人ハ尋常ノ役ニ供スル者ヲ云フ)ノ者ニ給ス

遁逃センコトヲ謀リ若クハ竊盜シ賭博スルコトアレハ房外ノ外檻ニ縛シテ之ヲ懲ラヌ列藩亦往々徒場ヲ設クル者アリ其使ノ方法等固ヨリ異同ナキ能ハス今之ヲ略ス

流 移 流移人ヲ江戸ヨリ發進スル地ハ葦山代官ノ管轄スル大島八丈島三宅島新島神津島御藏島利島ノ七ヶ所トス而流移人ヲ送ルハ大

ル所以ナリ

獄衣更換ニ期限アリ(粗強弱ニ因テ豫メ換衣ノ期限ヲ定ム)

換フ安リニ之ヲ汚損スル者アレハ罰則ニ從フ

獄丁其管下ノ獄衣其檢査スルコト七日毎ニ三次トス

各犯非已ニ決スレハ之ニ獄衣ヲ與ヘ從前ノ衣服ハ獄官之ヲ領置シ放縱ノ日之ヲ還付ス

未決ノ貧囚獄衣ノ乞フ者アレハ之ヲ給ス

夏時ノ臥具ハ毛布一枚蓆一枚ト冬時ハ毛布二

タル囚徒ヲ集治監ニ押送ノ以前親屬故舊其囚徒ニ面會セント請フトキハ前條第一項ノ例ニ依テ之ヲ許ス但シ面會時間ハ五十分時ヲ過クルヲ得ス

第五章 差入品

(一一六) (一一七) 第八十九條 未決者及懲治人ニ其親屬故舊ヨリ書籍用紙衣服臥具又ハ飲食物(炊烹ラハモノニシテ一人一食ノ量ニ限ル)ヲ贈ラント請フトキハ之ヲ許ス但酒又ハ煙脚其他攝生ニ害アルモノハ此限リニアラス

(一二七) 第九十條 已決囚ニハ書籍用

一時限外ニ出シユトヲ請フトキハ典獄其事由ヲ取糺シテ許可スルコトアルヘシ

(刑附一四) 流刑ノ囚幽閉ヲ免シ地ヲ限り居住セシムル者ハ監獄近傍ノ地ヲ限り典獄ノ監督ヲ受ケシム若シ止ムコトヲ得サル事故アル時ハ典獄ニ請フヲ限外ニ出ルコトヲ得

(刑二一) 無期流刑ノ囚五年ヲ經過スレハ行政ノ處分ヲ以テ幽閉ヲ免シ島地ニ於テ地ヲ限り居住セシムルコトヲ得

有期流刑ノ囚三年ヲ經過スル者亦同シ

(五〇) 第廿五條 免幽閉中 重罪輕罪ヲ犯シタル者ハ其裁判確定ノ上免幽閉ヲ爲シタル所ノ監獄

ノ郵券ハ則チ左ノ如キモノナリ

第四項 丁年農業監幼年懲治監及ビ中央監獄ニ於テモ亦右ト同様ナル規則ヲ施行セリ又違警罪及懲罰非拘留監ニ於テ右ノ規則ニ從ヒ AP ナ

ル文字ト數字トヲ左記シタル郵券ヲ用ヒタリ而シテ其記シタルトコロノ數字ハ州獄ノ順次ニシテ第二ニ記シタルモノハ諸州ノ

率子春秋二期ト定ム

流移ニ處スヘキ囚人アレハ其發遣ノ時期ニ尤チ其事ヲ町奉行ヨリ葦山代官ニ報知ス葦山代官ハ

其時己ニ至レハ屬吏ヲシテ其船ヲ艤シテ之ヲ町奉行ニ申報セシム其發遣ノ日決スレハ約テ其十日日前ニ之ヲ獄署ニ告ク

ニ枚早辦一枚ト爲ス

包ミ辦トナシハ杉ノ半圓小ノ用フ

汚損ナケレハ之ヲ一室ニ各囚メ中ヲ掃除ス日暮又之ヲ出シテ各房ニ送ラシム

紙ノ外一切差入品ヲ許サス

第九十一條 假出獄免幽閉ヲ受ケタル徒刑刑ノ者親屬故舊ヨリ金錢衣服家具等ノ寄贈ヲ受ケタルトキ

ハ其旨典獄ニ申告セシムヘシ

ニ於テ直チニ其ノ刑ヲ執行スヘシ

刑附一五 流刑ノ囚幽閉ヲ免セラレタル者再ヒ罪ヲ犯シタル時ハ本刑期限内ト雖モ

島地ニ於テ直チニ其刑ヲ執行スヘシ

第五第廿六條 免幽閉ノ申渡ヲ受ケタル者其配偶者又ハ其他親屬ヲ招キテ同居シ又ハ結婚セント請フトキハ典獄其生計ノ方法ヲ取糺シテ許可スヘシ

刑附一三 徒刑ノ囚假出獄ヲ許サレタル者又ハ流刑ノ囚幽閉ヲ免セラレタル者家屬ヲ招キ同居スルヲ請フ時ハ之ヲ許スヲ得但其路費ハ自ラ之ヲ辨スヘシ

第五第廿七條 假出獄中重罪輕罪ヲ犯シタル者

順次ナリトス今一例ヲ示セハ即チ左ノ如キモノナリ



是レハアセブリツク州ノ監獄ニ於テ用ユルトコロノ郵券ナリ而シテ該州ハ州ノ順序ニ於テハ第五十九番ニ該當スル北部ノ州ナリ而シテ監獄ノ順序ハ郡ニ於テ第五ノ順次ニ位スル者ナリトス

シテ其親戚ニ報ス親戚ヨリ贈致スレハ其親戚ノ姓名ト物品ノ名數トヲ其囚人ニ通知ス

凡親戚ノ贈資ハ白米ハ一十斗(一)苞ニ四斗ヲ入ルヲ定メトス雜穀ヲ混スルモ妨ケナシ)金ハ二十兩ヲ限ルヲ得ス其他兩傘木履煙筒(竹ノ管ハ)ノ類モ除去ス又器發火具筆墨ハ聽ルサス僧侶ハ之ニ加フルニ法衣ヲ聽ルサス

百文ヲ給與シ放免ノ日右日給ノ百文ハ毎日ノ食費トナシ除キ其殘金ハ悉ク之ヲ還付ス

(七六)工藝精シカラサルモノ一等ニ進メハ之ヲ炊夫焚夫小使等ニ役使シ毎日ノ備錢ヲ通算シ放免ノ日其日給ト食費トナシ減シ其殘金ヲ與ルヲ前法ノ如シ但備錢ハ普通ノ備價四分ノ三ヲ以テ法トナス外役ノ備錢亦同シ然モ殊職者ハ此例ニアラス

(ノ)第九十四條 懲治人ニハ毎日二三時間讀書習字算術度量圖書等ノ科目中ニ就キテ之ヲ教フヘキモノトス

學科ハ懲治場ノ教場ニ於テ之ヲ研究セシメ其學業ノ進歩ヲ表スル爲メ就學ノ年月卒業ノ優劣及ヒ行狀ノ良否氏名年齢等ヲ簿冊ニ記載シ巡閱官吏ノ檢閱ニ供シ又其尊屬親ニ示スヲアルヘシ

第九十五條 各監房内ニ左ノ諸款ヲ揭示シ傍訓釋義シテ解シ易カラシムヘシ若シ文字ヲ識ラサル者アレハ入監ノ時ヨリ二

アルトキハ其裁判確定ノ上現ニ之ヲ管束スル所ノ典獄ニ於テ仮出獄ノ停止ヲ言渡シ證票ヲ取上ケ其旨ヲ所屬長官ニ申報シ所屬長官ハ内務司法兩大臣ニ申報スヘシ

シ之ヲ梳剃セシメ畢レハ之ヲ獄署糺問所ニ糺問所ハ糺問役ノ者臨時糺問シ若クハ死刑ヲ宣告スル所拘引シテ其延上ニ列腕セシム獄司(即石刀)當直ノ町奉行與力連班シテ其發遣スルトコノ嶋名ヲ宣告ス(凡加刑ニ處ス)當初其罪決スレハ唯流刑ニ處スル旨ヲ宣告シテ其發遣スル嶋名ヲ宣告セシム至此始メテ島名ヲ宣告ス俗ニ之ヲ島分ケト)島名宣告畢テ仍ホ入禁セシム

人卅人等ハ備フ可シ奇零ノ數ハ備フヘカラス以テ之ヲ談定ス其備錢前法ノ如シ但毎連ノ獄丁往テ之ヲ監督ス殊藝上級ノ者ハ日ニ百文中級ハ五十文下級ハ廿五文ヲ給ス其一等ノ取扱ハ他囚ト同シキヲ勿論ナリ

ヲ讀ミ聽カスヘシ
 揭示
 (二八)一在監人ハ常ニ教令ヲ謹守スヘシ
 (二九)一平日互ニ和順ヲ主トシ教誨聽聞ノ席ニ就クトキハ慎テ容姿ヲ正フスヘシ(未決監獄ナ)
 每朝父母若クハ其墳墓所在ノ方位ニ向テ禮拜スヘシ
 (三十)一每朝常用ノ諸器具ヲ清潔ニシ之ヲ排列シテ點檢ヲ受ケ及ヒ席壁圍圍等ヲ掃除スヘシ
 (三一)一窓壁若クハ物件ヲ汚損シ不淨器ノ外ニ唾キ貯水ヲ濫用スルヲ禁

シ
 (刑五六) 假出獄中更ニ重罪輕罪ヲ犯シタル者ハ直チニ出獄ヲ停止シ出獄内ノ日數ハ刑期ニ算入スルヲ得ス
 (刑五七) 刑期限内更ニ重罪輕罪ヲ犯シタル者ハ假出獄ヲ許サス
 (五三) 第廿八條 死刑ノ宣告ヲ受ケタルモノアルキハ他ノ者ト別異シ一房ニ一名ヲ拘禁シテ特ニ戒護ヲ嚴ニスヘシ
 (五四) 第廿九條 死刑ノ執行ハ午前十時ヲ過ルヲ得ス其執行中ハ看守ヲシテ嚴ニ刑場ノ門戸ヲ護ラシムヘシ
 參照
 (刑一二) 死刑ハ絞首ス規則ニ定ムル所ノ官吏臨檢シ獄内ニ於テ之ヲ行フ

官ヨリ流移人ニ給與スル資ヲ分ケ三等トス
 金二兩(時價ヲ以テ錢貨ニ兌換ス)以下同シ
 紙(半紙二帖)船中豫防藥(丸散丹類)
 右揚屋ニ禁スルモノ
 金一兩
 用紙(同上)
 船中豫防藥
 右揚屋ニ禁スルモノ
 金二分
 時服一領
 用紙同上
 船中豫防藥
 右有籍若クハ無籍ノ平民發遣ノ

至レハ醫ノ病症書ヲ裁判所ニ送ルヘシ
 看病人ハ輕罪人ヲ用フ
 病囚ハ諸事優遇スヘシ飲食ノ如キモ醫ノ禁セサル所ハ其嗜好ニ從テ之ヲ與フ若獄司怠リテ醫言ニ從ハス因テ死ニ至ル者アレハ罪獄同ニ的ス
 病囚死スレハ一醫之ヲ檢査シ獄司ニ報ス獄司具狀シテ之ヲ裁判所ニ告ク
 夜中ハ醫一員醫局ニ宿直ス醫局ノ使役ハ犯人ヲ用フルト雖モ夜間使役スヘキヲアレハ守卒及下男ヲ用フ

(二二)一監外ニ出タル時其途上ニ於テ全住ノ者ト交談シ及ヒ手ヲ交ヘ或ハ路人ニ雜語スルヲ禁ス
 (二三)一夜間ハ最モ鎮靜ヲ主トシ詭話或ハ發聲又ハ濫リニ起歩スルヲ禁ス但晝間ト雖モ放歌喧嘩又ハ高聲ニ誦讀スルヲ禁ス
 一許可ヲ得サル物品ヲ監房ニ置キ或ハ勝負ヲ競ヒ若クハ賭博類似ノ惡戯ヲナシ或ハ同所ノ者ニ汚辱ヲ被ラシメ猥褻ニ涉ルカ如キ所為アルヲ禁ス
 一服役中其作業ニ關セサル他事ヲ交談シ及ヒ休憩間部外ノ工場ニ至ルヲ

(刑一三) 死刑ハ司法卿ノ命令アルニ非ラサレハ之ヲ行フヲ得ス
 (刑一四) 大祀令節國祭ノ日ハ死刑ヲ行フヲ禁ス
 (刑一五) 死刑ノ宣告ヲ受ケタル婦女懷胎ナル時ハ其執行ヲ停メ分娩後一百日ヲ經ルニ非サレハ之ヲ行ハス
 (刑一六) 死刑ノ遺骸ハ親屬故舊請フ者アレハ之ヲ下付ス但式ヲ用ヒテ葬ルヲ許サス
 (刑附一) 死刑ハ其執行ヲナス裁判所ノ檢察官書記及ヒ典獄刑場ニ立會典獄ヨリ囚人ニ死刑ヲ執行ス可キヲ告知シタル后押丁ヲシテ之ヲ執行セシム但其期限ハ午前十時前トス
 (刑附二) 死刑ヲ行フ時ハ刑場ノ警戒ヲ嚴ニシ執行ニ關スル者ノ、外刑場ニ入ルヲ許サス但立會官吏ノ許可ヲ得タル者ハ此限ニ在ラス

日至レハ獄同
 (即チ石) 當直ノ
 出帯刀 町奉行與力並ニ
 管轄ヲ掌ル獄吏
 相莅テ當初其囚
 人ヲ押送セシ法
 應ヨリノ出監証
 書ニ照シ之ヲ出
 監セシメ町奉行
 ヨリ派出ノ與力
 同心ニ交付ス其
 與力同心之ヲ海
 口ニ護送シ(其
 船儀シテ龜島橋
 例東港町ノ船手
 屋敷ノ南岸ニア
 リ) 非山代官ノ
 屬吏(即手)ニ交
 付ス凡一船ニ非
 山代官ノ屬吏一
 名若クハ三名船
 司(即船) 隸屬ノ
 奉行 水手同心二名若
 クハ三名其囚人

處 刑
 (六一) 刑場ハ監
 場ノ一隅ニ設ク
 周圍其垣牆ヲ高
 クシ其門扉ヲ嚴
 ニス
 緊獄ノ囚罪己ニ
 決スレハ裁判所
 ノ檢使證書ヲ獄
 司ニ附ス獄司之
 ナ囚籍ニ照シテ
 決放シ其年月罪
 科附記ス
 已決者病死及刑
 死ノ遺骸ハ親戚
 乞フ者アレハ之
 ヲ與フ乞フ者ナ
 ケレハ官醫ノ解
 剖ヲ聽ス
 死刑ハ朝第十字
 ニ之ヲ行、其餘
 ハ十字ヨリ十二
 字ノ間ニ之ヲ行
 フ
 大祀令節國忌等
 ノ日ハ刑ヲ行ハ

禁ス (未決監ニハ
 此ノ款ヲ除
 ク)
 (二四) 一許可ヲ得
 スシテ衣食其他ノ
 物件ヲ受與貸借ス
 ルヲ禁ス
 (二七) 一監房ニ於
 テ異常ノ事アレハ
 晝夜ニ拘ラス直ニ
 看守所ニ通聲スヘ
 シ
 一日没后ハ發病ス
 ルモ其症急劇ナル
 ニ非レハ翌朝ニ至
 テ醫療ヲ乞フヘキ
 モノトス若シ劇症
 ナルトキハ直チニ
 看守所ニ通聲スヘ
 シ
 一獨居ノ者卒カニ
 病ヲ發タルハ監
 房ヨリ看守所ニ架
 スル所ノ響器繩ヲ
 引キ以テ之ヲ報ス

(刑附五) 死刑ノ宣告ヲ受ケタル婦
 女懷胎ト申スル者ハ醫師
 及穩婆ヲシテ之ヲ檢査
 セシメ果シテ懷胎ナル時
 ハ檢査官ヨリ同法卿ニ上
 申シテ其執行ヲ停メ産後
 一百日ヲ經テ更ニ同法卿
 ノ命令ヲ受ケ決行スヘシ
 (刑附六) 死刑ノ遺骸ハ一定ノ場所
 ニ埋ム若シ親屬故舊請フ
 者アル時ハ典獄之ヲ許可
 シ下付セサコヲ得
 (刑附七) 死刑ノ宣告ヲ受ケタル者
 執行ニ至ル迄何時ニテモ
 典獄ノ許可ヲ得テ其親屬
 故舊ニ接見スルコトヲ得
 (刑附八) 死刑ヲ執行シタル時ハ犯
 人ノ屬籍氏名年令職業住
 所及ヒ罪狀刑名ヲ記載シ
 テ左ノ各所ニ榜示公告ス
 一 刑ヲ宣告シタル裁判所ノ
 門前
 一 犯罪ノ地
 一 犯人住居ノ地

ノ宣告ヲ受ケタ
 ル海島ニ解送ス
 江戸ヨリ流移人
 ヲ發遣スル順序
 大率子此ノ如シ
 京都大坂中國西
 國ヨリ發遣スル
 地ハ薩摩五島隱
 岐壹岐天草等ト
 ス其給資押解ノ
 方法ハ皆江戸ヲ
 以テ定準トス其
 他沿海ノ藩モ亦
 流移ノ刑ヲ行フ
 者有其管轄ノ海
 島ニ發遣ス沿海
 ニ非ル藩ハ流移
 該ル罪囚ヲ其管
 轄内僻遠ノ山中
 ニ移從シ適應ノ
 業ニ就カシムル
 者モ亦之レアリ

ス又大風雨及非
 常ノ天災アレハ
 時ニ臨テ刑ヲ止
 ム
 官員附守兵
 一 獄司 一副司
 各々一名
 一 書記 一 醫師
 各々三名
 一 教師 男
 一 丁長 女
 各々適宜
 一 女監 女
 一 守卒
 一 授業師
 男 一 獄丁
 女 一 獄丁
 各々適宜
 教師以上ヲ判任
 トナス丁長以下
 ハ獄司之ヲ選ビ
 其管轄地ノシ許

ヘシ
 (二八) 一病者アル
 トキハ同房ノ者共
 ニ介保ニ力ヲ致ス
 ヘキハ勿論其看病
 人タラシムル者ハ
 切實ニ之ヲ看病ス
 ヘシ
 一 水火風震等ノ解
 放ニ遭フ者ハ其解
 放ノ時ヨリ二十四
 時内ニ監獄署又ハ
 警察署ニ其旨ヲ申
 出ヘシ
 右ノ諸款ニ違フ者
 及ヒ違フ者アルチ
 知テ告サル者又ハ
 官吏ヨリ犯者ヲ問
 フニ當リ之ヲ舉ケ
 サル者ハ其情狀ヲ
 量リ處分スヘキモ
 ノナリ
 年月日 某監獄署
 第一章 賞 譽

(五五) 第三十條 死刑ヲ執
 行スヘキ者同時ニ二人
 以上アルキハ之ニ前後
 ナ付シ一人宛執行シ其
 間他ノ受刑者ヲシテ刑
 場ニ入ラシムヘカラス
 (五六) 第三十一條 死刑ハ受
 刑者自衣着用ノ儘之ヲ
 執行スルコトヲ得
 (五七) 第三十二條 監房ハ看
 守長ノ立會アルニアラ
 サレハ開扉スルコトヲ得
 ス但在監人ノ在ラサル
 キハ此限ニ在ラス
 (五八) 第三十三條 囚人ノ
 監房ニハ疊ヲ敷クコトヲ
 得ス但病室及拘留囚ノ
 監房ハ此限ニアラス
 (五九) 第三十四條 密室ハ拘
 置監ニ設クヘシ

第二編
 第一章
 緒言

今天皇慶應三年(天長三年)先皇ノ年號ヲ用ユ紀元二千五百二十七年十月十四日征夷大將軍内大臣徳川慶喜(第十)上表シテ政權ヲ奉還セシメテ請フ十五日其請ヲ允シ是ニ至テ政權始テ朝廷ニ歸ス(後鳥羽治二年)後鳥羽朝ニ委テヨリ徳川慶喜之ヲ奉還スルニ至ル迄凡六百七十四年(其翌年年號ヲ改メ明治元年トス自時厥後囚獄ノコト分テ獄舎遇待(未決ノ未決已決病監懲

シヲ得テ之ヲ命ス 獄司疾病事故アレハ副司其事ヲ代理ス (一六九) 醫員ハ内外科各一名 藥者一名 役囚ノ休日亦官員ノ休日ニ同シ 當日第八字ヨリ十二字ニ至ル教師ノ講義アリ 總囚ヲシテ聽聞セシム 丁長ハ五丁ノ長タリ一丁十四名管ス之テ一連ト名ツク (一八九) 女監ノ長ハ尼及寡婦ノ行誼アル者ヲ選ブ 女監ハ其長ノ許シニ非レハ獄司ト雖モ濫入スル

(七)(一三三) 第九十六條 已決囚獄則テ謹守シ且改悛ノ行爲著キモノト典獄ニ於テ確認スルトキハ之ヲ賞譽スヘシ (一一二) 第九十七條 賞譽セシ者ニハ賞譽セシ毎ニ之ヲ表スル爲メ獄衣ノ左袖ノ表面ニ方二寸曲ノ淺葱色ノ布ヲ縫着スヘシ (七) 第九十八條 賞去ハ假出獄免幽閉又ハ特赦ヲ具狀スルノ考據ト爲スヲ得 (一一三) 第九十九條 賞表ヲ得タル者ニハ二ヶ月ニ一次親

闇室ハ暗ニ空氣ヲ通セシメ毫モ光線ヲ通セサラシムルヲ要ス 密室及闇室ハ一室一人ヲ限トス (六〇) 第三十五條 接見室ハ監舎ノ首部ニ設クヘシ (六一) 第三十六條 死刑場ハ監獄ノ一隅ニ設ケ墻壁ヲ以テ外見ヲ防クヘシ (六二) 第三十七條 各監房ノ鑰匙ハ彼此適用スヘキ爲メ其製式ヲ同フヘシ (六三) 第三十八條 監房ノ鑰匙ハ常ニ一定ノ場所ニ置キ看守長之ヲ監守スヘシ (六四) 第三十九條 看守所ニハ闇室ヨリ鐵線ノ類ヲ通架シ置キ發病等ヲ報

役(徒罪ヲ)流移ノ囚員(善ニ遷ニ付)ノ六門ヲ立テ一門チ一卷ト爲シ記注スルヲ左ノ如シ 獄舎 今天皇明治元年(即紀元二千五百二十八年)正月十七日監メテ大政官中七科ヲ置キ刑法科ヲ一ニ居ル二月三日刑法科ヲ刑法局ト改メテ閏四月廿一日刑法局ヲ改メテ刑法官トス囚獄ノ事仍ホ徳川氏ノ舊ヲ襲ヒ其所在ノ地方廳ニ委ス 京都 六角獄舎

ヲ得ス (一三四) 守卒ハ晝夜獄内ヲ監護シ炊夫等總テ犯人ノ使用スル者ヲ指揮ス (二〇九) 授業師ハ各工ノ練達スルモノヲ備フ 授業師ハ私ニ犯人ト談話シ且犯人ノ請托ヲ受ケ他人ノ贈答ヲ致スマシキノ由ヲ證書シ保人ノ押印ヲ具シ獄司ニ納ム其給金之ヲ世間ノ備錢ニ比スレハ優ナリ人ノ好マサル所ナルヲ以テナリ 獄丁ハ皆備夫ニシテ王中下ノ輩ニ分ツ役囚ヲ指揮スルニ鐵杖ヲ

屬故舊ニ接見及ヒ通信スルヲ許ス (一二四) 第一百條 已決囚若シ在監人ノ逃走ヲ密告又ハ捕得シ或ハ監獄ニ係ル水火災ヲ防禦シ人命ヲ救援シタル者アレハ命二十員以下ヲ賞與シ其賞金ハ監署ニ領直シ本人ノ請ニ由リ必用品又ハ食物ヲ購求スヘシ但第九十七條ノ賞表ヲ與フルノ限ニアラス (一二五) 第一百一條 未決監ニ在ル者前條ノ勞働アルトキハ之ヲ録シテ檢察官及ヒ裁判官ノ參考ニ供スヘシ 第一百二條 懲治人第一百條ニ適

スル用ニ供スヘシ (六五) 第四十條 監獄ニハ防火具ヲ備ヘ置クヘシ (六六) 第四十一條 燈火監房外ニ置キ在監人之ニ觸ルハルノ虞ナカラシムヘシ 第二章 役法及時限 (六七) 第四十二條 定役ニ服スヘキ入監人アルハ典獄醫師ヲシテ其身體ヲ診視ヒシメテ強弱ヲ分テ就業簿ニ記入シ其就役スヘキ業名ヲ指定スヘシ (六八) 第四十三條 男囚ノ監獄内ノ作業ハ春米瓦工煉化石工石工碎石鍛治工油榨工耕耘木挽抄紙工木工桶工糞工炊事

悲田院 (病囚及輕罪囚ヲ禁スル處)
 右京都府廳ノ所轄ニ屬ス
 東京
 小傳馬街獄舎
 淺草品川二病監
 石川島寄場
 右四ヶ所ハ一時鎮將府ヲ置クノ日姑ラク之レカ所轄ニ屬スト雖モ未タ幾クナラズシテ東京府廳ノ所轄ニ歸ス
 別ニ軍務官私問局ノ附屬アリ當時軍軍關係ノ犯人ヲ禁ス軍務官之ヲ管轄ス又京都刑法官所屬ノ鞠獄司中ニ附屬有リ其同ノ管轄スルトコロトス

用フ下男ハ獄署ノ雜事及他廳へ往復等ニ使用ス守兵ハ地方官ヨリ之ヲ出ス晝夜更番警備ス表門外二名各工場一名各獄舎ノ門一名監外ノ四隅各一名トス但監獄ノ大小ニ從ヒ適宜ニ之ヲ増減ス但監獄警備ノ間獄司ノ指揮ヲ從ハシム
 外人來ルモノアレハ門外ノ守兵其姓名及ヒ來意ヲ問ヒ繩鈴ヲ鳴シ獄丁ヲ呼ビ之ヲ案内セシム
 (五三)死刑申渡シ決放ニ至ルマテ守兵之ヲ看護ス

シタル勞動アルハ金貳拾五錢以下ヲ以テ適宜物品ヲ購ヒ之ヲ與フベシ
 第三章 懲罰
 (一)第三百三條 已決囚獄則チ犯ストキハ其輕重ヲ量ク左ノ例ニ從フヲ處罰ス
 一 絶信 親屬故舊ト書信接見ヲ絶ス
 (二)二屏禁 晝夜他ノ監房又ハ工場ト隔絶シタル監房ニ獨居セシメ服役時限表ニ照シテ坐作ノ役ヲ科ス
 (三)三減食 常食ノ半若クハ三分ノ二ヲ減シ鹽湯ニ品ノ外菜ヲ與ヘス
 (四)四閤室 閤室ニ入レ常食ノ半

掃除ノ内ヲ撰フヘシ
 女囚ノ作業ハ紡績裁縫機織洗濯ノ内ヲ撰フヘシ
 右ノ外各地方ノ便宜ニ依リ他ノ作業ニ服役セシメントスルキハ内務大臣ノ認可ヲ得ヘシ
 (六九)第四十四條 男囚ハ碎石開墾採礦土方石工耕耘運搬若クハ監獄ノ用ニ限り獄外ノ役ニ服セシムルヲ得其外役ニ服セシムルキハ鍊鐵ノ鎖ヲ用テ二囚毎ニ聯伴シ晴雨ヲ問ハス笠ヲ用テ其面ヲ掩ハシムヘシ
 外役ノ囚ハ一組十人以上二十人以下ト定メ看

十一月五日東京ニ刑法官及支廳ヲ置クニ及テ其支廳中又附屬ヲ設ケ捕亡司ノ吏員ヲシテ之ヲ守ラシム此ニ至テ軍務官私問局ノ附屬ヲ廢シ其囚人ヲ其支廳中ノ附屬ニ移ス明治二年(即紀元二千五百二十九)刑部省ヲ置カレ其省中ニ囚獄司ヲ設クルノ制ヲ定ム然レモ未タ實際施行セズ囚獄ノ事仍ホ其舊ニ因ル明治三年(即紀元二千五百三)正月二十日東京府廳所轄ノ小傳馬街獄舎淺草品川ノ二

出火及非常務ハ守兵ヲ増ス但隊メ近傍ノ屯所ノ隊長ハ約定スヘシ接守兵ハ犯人トシ話スル禁ス
 雜則
 各工ノ器械ハ之ヲ一庫ニ納メ朝夕出納ノ時丁長之ヲ監視ス其法毎朝各丁其管囚ヲ卒ヒ來リ出シテ之ヲ借ス取納ノ節ハ小使(囚人ヲ用)ヲシテ破損ノ有無ヲ檢査セシム
 獄中ノ官署ニ巡視簿ヲ置ク司獄官員毎月兩三次獄中ヲ巡視シ所存アレハ之ヲ簿ニ記シ獄司ト論斷ス其情實ヲ詳

若クハ其三分ノ二ヲ減シ鹽湯二品ノ外菜ヲ與ヘス仍臥具ヲ禁ス
 第四百條 絶信屏禁ハ有限若クハ無限ト爲シ減食閤室ハ晝夜ヲ限トス
 減食閤室七晝夜ニ滿ルモ改悛ノ狀ナキハ一旦之ヲ免シ更ニ之ヲ科スルヲ得
 (五)第三百五條 懲治人及十六歲未滿ノ已決囚獄則チ犯ストキハ其輕重ヲ量リ左ノ例ニ從テ處罰ス
 (六)一獨居晝夜一室ニ獨居セシム
 (七)二減食 常食ノ半以內ヲ減ス但菜ヲ減スルノ

守一人押丁二人以上ヲシテ之ヲ監セシム但島地ニシテ逃走ノ虞ナシト認ムル場合ニ於テハ此割合ヲ變更スルヲ得
 (七〇)第四十五條 定役ニ服スヘキモノ刑期五分ノ三ヲ經過シタルキハ典獄ニ於テ現ニ其監獄ニ在ル所ノ作業ノ中ニ就キ出獄后自活ノ道ヲ得ヘキト認ムルモノヲ指定スヘシ但刑期一年未滿ノ者ハ此リ限ニ在ラス
 (七一)第四十六條 定役ニ服スヘキ者ハ風雨積雪等ノ爲メ既定ノ作業ニ就ケシメ難キキト雖モ他ノ作業ニ就ケ休役セ

病監石川島異場
ヲ刑部省ニ屬ス
刑部省ヨリ刑部
權大録送部權大
佑(從前ノ捕亡
部)司ヲ廢シ逃
部(司)以下官
員數名及從來獄
署ニ勤仕スル者
德川氏ノ時ノ
獄舍同心ナル
モ)ヲ以テ四獄
司ノ事務ヲ行ハ
シム二月十七日
始メテ四獄司ノ
官員ヲ任シ現ニ
其事ヲ掌ラレム
左ノ如シ
正一員(正ハ長
官)正ハ長
官ヲ云
フ當時正ヲ任
セス權正ヲ任
テ正ノ事ヲ行
ムハシ
權正一員
以上委任

シテ之ヲ長官ニ
呈ス
始メテ入獄ノ者
ハ裁判官ヨリ其
鄉貫姓名及ヒ罪
犯ノ見込ヲ記シ
テ獄官ニ送ル獄
官更ニ其鄉貫姓
名ヲ本犯ニ證シ
テ之ヲ四籍ニ記
シ(本書ハ別ニ
シ)之ヲ藏貯ス
次ニ肥其瘠長短
及重量ヲ記シ黒
子癩痕アレハ亦
之ヲ記ス再犯及
准流以上其他老
頑ノ者ハ更ニ其
寫眞圖ヲ取リ置
ク可シ(逃亡ノ
ノ要ニ)次ニ其
供ス(次ニ其
衣服ヲ檢査シ匿
物アレハ之ヲ領
置ス未決者再ヒ
其衣服ヲ着セシ

限ニアラス
(七)第百六條
獨傾ハ七晝夜以內
減食ハ三日以內ト
ス
第百七條
未決者及ヒ拘留ノ
刑ヲ受ケシ者教令
ニ順ハス或ハ同監
ヲ刑者煽惑シ又ハ
其他ノ規則ヲ犯ス
トキハ所犯ノ重輕
ヲ量リ第百六條第
百五條ニ準擬シ減
食スルヲ得
(十一)第百八條
賞表ヲ有スルモノ
處罰ヲ受クルトキ
ハ賞表一例又ハ數
個ヲ褫奪ス
(九)第百九條
無期徒刑ノ囚徒逃
走シ若クハ獄舍獄
具ヲ毀壞シ又ハ暴
行脅迫ヲ爲シ其他

シムヘガラヌ
(二七)第四十七條 科程ノ
了否ハ正午ト罷役前ト
ニ於テ毎日二回之ヲ檢
査スヘシ
(七三)第四十八條 毎日囚
人ヲシテ作業ニ就カシ
ムルニ際シ悉ク之ヲ監
房外ニ整列セシメ看守
長及看守女監取締點檢
ヲナスヘシ遷房スルキ
モ亦同シ
(四七)第四十九條 在監人
ノ起床ヨリ就寢ニ至ル
迄ノ動作時限ハ別表ニ
之ヲ定ム但作業ニ依リ
已ムヲ得サル場合ニ於
テハ內務大臣ノ認可ヲ
得テ其時限ヲ伸縮スル
ヲ得

大佑三員、權大
佑二員少佑二員、
權少佑一員
大令史十一員
少令史十九員
以上判任トス
使部九十員
監門十一員
壯番人四員
(小傳馬街獄舍
周圍外ノ東西見
張所ニ在テ看護
スル者ヲ云フ)
以上等外吏
明治三年(紀元
己ニ上文ニ注ス
ルモノハ更ニ注
セス以)
下傲之
三月間房中名主
及役付ノ者ヲ停
メ輕囚若クハ所
犯強盜盜ニ非ル
者ヲ選ミ一房毎
ニ一人ヲ命シ間
顯トナス明治三

メ已決者ハ之ヲ
領置シテ獄衣ヲ
着セシム(長短
スル尺ハ圖式第
十三號囚籍ハ第
十四號)犯人ノ
衣服諸品ハ之ヲ
一庫ニ領置ス庫
内ニ數百ノ戸棚
ヲ設ケ蓋上ニ番
號ヲ記ス囚人ノ
衣物ニモ亦番號
ヲ附シテ之ヲ鎖
ス
罪已ニ決シ役場
ニ入ル者ハ裁判
官ヨリ處決ノ證
書ヲ獄署ヘ送ル
其式左ノ如シ
某府管内某町
住身分
徒幾年 何某
支何才
罪文申渡全文

重罪輕罪ヲ犯シタ
ル片ハ三月以上五
年以下兩脚又ハ一
脚ニ鉄ヲ施シ仍ホ
鐵丸ヲ屬シタル鐵
索ヲ其鉄ニ貫キ腰
間ニ纏帶セシメ終
帶ノ所ニ下鍵ス但
監房ニ在ルモ書間
ハ之ヲ施スモノト
ス
若シ再ヒ重罪ヲ犯
シタル片ハ五年以
上十年以下前項ノ
例ニ照シテ處罰ス
鐵丸ノ量ハ二百目
以上一貫目以下ト
シ被罰者ノ體力ニ
應シテ之ヲ施ス丸
ハ索尾ニ屬シ地上
ヲ轉ハスモノトス
其外役ニ服スル片
ハ鐵丸ヲ除キ二人
聯袂ノ法ニ從フ
(八)第百十條

(七五)第五十條 起床還房
就役罷役就寢其他ノ動
止ヲ令スルハ鈴若クハ
拆ヲ以テシ全監一齊ニ
動止セシム
第三章 工錢
(七六)第五十一條 各種ノ
工錢ハ其他普通ノ傭工
錢ニ照シ各自ノ技能ト
就役時間トニ應シ一日
若干ト定ムヘシ
(七七)第五十二條 免役日
ニ於テ囚人ヲ炊事掃除
病者ノ看護其他監獄ノ
用ニ使役スルトキハ科
定外ノ工錢ヲ與フヘシ
(七八)第五十三條 在監人
ニ與フヘキ工錢ハ毎月
ノ首ニ於テ其前月ノ總

計金額ヲ本人ニ示スヘシ

第四章 給與

(七九) 第五十四條 囚人ノ衣類ハ赭色懲治人ノ衣類並ニ刑事被告人ニ貸與スル衣類ハ淺葱色ニシテ總テ筒袖トシ長短二種ニ分ツ男ノ通常服ハ長衣就役服短衣トシ女服ハ總テ長衣トス

(八〇) 第五十五條 囚人ノ蒲團ハ赭色懲治人及刑事被告人ノ蒲團ハ淺葱色トシ各自ニ貸與シ二人以上合着セシムルヲ得ス

(八一) 第五十六條 刑事被告人ノ着用スル衣類ニ

減食或ハ閤室ノ罰ニ處スヘキモノアルハ醫師ヲシテ診視セシメ身體ニ妨ナキヲ證シテ后之ヲ行フヘシ

第一百一條 屏禁減食閤室又ハ獨愼ノ罰ニ處レタル後ハ典獄若クハ看守長時々其動靜ヲ觀察シ狀況ニ由リ醫師及教誨師ヲシテ之ヲ問ハシムルヲアルヘシ

(一二) 第一百十二條 罰則ニ處セラシタル者改悛ノ狀著ルシキトキハ之ヲ免スルヲ得

(一三) 第一百一十三條 仮出獄免幽閉ヲ受タル徒刑流刑ノ者監署ノ命令ニ違背

右申渡舉 年號干支月日 官名姓名 獄官證書ヲ照シテ役場ニ入ルヲ法ノ如クハ但限滿テ之ヲ放免スルハ獄司ノ專任タリ

獄官證書ニ就テ役場ノ年月ヲ算シ滿期其年内ニ在レハ之ヲ早見箱ニ入ル若シ後年ニ在ル者ハ之ヲ別箱ニ藏貯ス

(早見箱圖式第一十五號ニアリ)

一月間ニ數人ノ放免アレハ放免期日ノ月初ニ在ル證書ヲ上トシ以下順序ヲ追テ納メ置ヘシ

放免ノ節ハ丁長

年四月小傳馬街本銀街材木街ノ地主ニ賦課スルモノヲ蠲除シ一切官費ヲ以テ之ヲ辦理ス

(其地ノ賦課スル目ハ徳川氏囚獄ノ部ニ審ナリ)

明治三年八月刑死 (農首及軀) 其親戚ヨリ乞フモノアレハ下付スルヲ聽ス其下付スヘキ親戚ナキモノハ大學東校醫員ノ請ニ因テ解剖スルヲ聽ス

囚獄司官員ヲ任シテヨリ專テ優恤ヲ旨シ徳川氏執柄ノ日ノ倒惡ナル弊習ヲ刺除改正スルモノ亦

シタルトキハ七日已下之ヲ拘置スルヲ得 (畢)

シテ時季ニ適セス又ハ汚穢シテ衛生上ニ害アリト認ムルトキハ之ヲ貸與ス

(八二) 第五十七條 在監人ノ衣服ノ外襟及蒲團ニハ白布ヲ縫着シ之ニ其者ノ番號ヲ墨書スヘシ

(八三) 第五十八條 在監人ニ貸與スル衣類雜具左ノ如シ

通常服

- 一 單衣
- 一 袴
- 一 綿人
- 一 襦袢
- 一 就役服
- 一 單衣
- 一 袴
- 一 綿人

其囚ヲ引テ監獄ノ守兵所及ヒ選卒屯所ニ至リ戒テ曰ク汝ノ而箱各所ノ兵卒皆之ヲ知ル若シ再ヒ法ヲ犯セハ直ニ之ヲ捕フヘシ今后惡心ヲ改メ善事ヲ行フヘシト畢テ其囚ヲ其本籍ニ交附シ其由ヲ裁判所ニ告クヘシ

未決者入獄ノ節初犯若クハ再三犯ヲ結スハ獄吏ノ專任タリ若シ再三犯ナレハ之レヲ裁判所ニ告ク初犯ノ者ト獄ヲ同居セシメス其惡事ヲ誘導スルヲ恐レテナリ火災非常ノ節ハ

甚多シ宜シク後ニ記載セル部門ト徳川氏囚獄ノ部トニ參照シテ其沿革スルトユロヲ見ルヘシ明治四年 (即紀元百三十) 七月刑部省ヲ廢シ司法省ヲ置キ囚獄司ヲ以テ之ニ屬ス八月囚獄司ヲ廢シ其事務ヲ盡ク東京府廳ニ屬ス是ヨリ先キ囚獄司ノ管スルトコロハ唯東京ノ囚獄ニトテ其他ハ皆所在ノ地方廳管轄スルモノトス此ニ至テ東京ノ囚獄ハ其府廳ノ管轄ニ歸ス然レ囚獄ノ法則等

ニ至テハ司法省ノ掌ルトコロト
 明治五年(即紀元二千五百三十二年)十二月監獄則及圖式ヲ(圖式ハ)各地方廳ニ頒布ス左ノ如シ(各地方)ニ處待シ及懲役ニ之ヲ施行シ其他圖式ニ載スルカ如キハ監獄創建ノ日(編者)ニ待ツ(曰フ)監獄則ハ下段ニ詳ナルヲ以テ是ヲ略シ以下ハ當時ノ達令ニ就テ簡略其要ヲ提記スルモ(ホ)ナリ

獄丁衆囚ヲ卒テ之ヲ他處ニ避ク守兵ヲシテ之ヲ監護セシム
 病囚ノ飲食等臨時ノ入費ハ醫ノ証書ヲ取ルヘシ
 監獄表門ノ開閉ハ刻限ノ條ヲ參考シ日ノ出沒ニ從フ但日中ト雖モ出入ノ外ハ其扉ヲ合シ貫木ヲ施ス只其鎖鑰セサルノミ
 監獄内ニ書庫アリ多ク佳書ヲ藏シ以テ囚人ノ誦讀ニ供ス
 囚人ノ故郷遠地ニアラハ入獄ノ后其妻 生計ナク飢餓スヘキヲ訴レハ獄司ヨリ管轄廳ヲ經由シ

- 一 襦袢
 - 一 股引
 - 一 婦女ニハ股引ニ代テ前垂ヲ貸與スルヲ得
 - 一 雜具
 - 一 蒲團
 - 一 蚊燭
 - 一 莞筵
 - 一 木枕
 - 一 帶
 - 一 禪
 - 一 手巾
 - 一 籠
 - 一 笠
 - 一 履物
- 以上ノ貸與品ハ地方ノ便宜ニ依リ之ヲ斟酌取捨シ澣濯補綴シテ其用ニ充ルヲ得此他草鞋用紙ハ之ヲ付與ス

獄ニ改メ司法省周圍内ニ禁獄人ノ拘留舎ヲ設ク監倉課ノ官員之ヲ管理ス(各地)ニ禁獄舎ヲ設ケサル間ハ其犯人ノ宅舎ニ於テ禁獄ト相等シキ處置ヲナサシム(リ)同十一月二日司法省及各裁判所屬ノ監ヲ除クノ外全國未決已決ノ兩監ヲ内務省ノ統轄ニ歸ス(以下略ス)

テ其地方官ニ傳達スヘシ
 全國中前年罪囚ノ總數各役區別ノ人員諸入費ニ至ルマテ明細ニ之ヲ表ニ記シ毎歲二月限リ各府縣ヨリ司法省ヘ出スヘシ(役囚)出入表ハ圖式第十六號死刑以下五刑ノ裁判并ニ牢死等ノ總數ハ行刑表ニ記スヘシ

- (八六) 第五十九條 病者ニ貸與スル衣類雜具ハ醫師ノ意見ヲ問ヒタル上典獄ニ於テ變更又ハ増減スルヲ得
- (八七) 第六十條 病者ノ食料ハ醫師ノ診斷ニ依テ之ヲ増減スヘシ
- (八八) 第六十一條 病者ノ攝養ニ効アル飲食物又ハ温ヲ取ル湯婆等ヲ用ユルヲ要スルハ醫師ヲシテ其旨ヲ證明セシメ典獄之ヲ考檢シテ許可スルヲアルヘシ
- (八九) 第六十二條 囚人及懲治人作業ニ勉勵シテ

始メテ功)五月
ヲ竣ス
廿八日小傳馬街
未決監ノ禁囚ヲ
其新監ニ移シ小
傳馬街舊監ヲ以
テ懲治人ノ病監
トナス
(以下略ス)

(リ)同八年十二
月十八日市ヶ谷
未決監石川島已
決監ヲ警視廳ニ
屬ス(是迄東京
府廳ノ管
スル處
ナリ)

同年十二月廿四
日司法省周圍新
監倉成ル監倉課
官員之ヲ管守ス
其建築方法明治
五年十二月頒布
スルトコロノ様
式ノ如シ因テ從
前省内ニ在ル監

(ウ)凡役囚父母
ノ喪ニ逢フ者七
日夫及兄弟妻子
ノ喪ハ三日各休
役セシム
凡懲役一年以上
ノ者病ニ罹リ休
役スレハ一年毎
ニ五十日ハ限内
ニ算入シ五十日
以外ニ過レハ病
愈ルノ后仍ホ其
欠役ヲ償ハシム
懲役一百日以下
ノ者十日毎ニ二
日ハ算入シ二日
ニ過レハ其役ヲ
償ハシム但屢次
ニ及フ者ハ前後
通計合算シテ乘
除ス若シ出監シ
テ責付スル者ア
ル時ハ限内ニ算
入セス

食費ヲ償フニ足ルヘキ
工錢ヲ得ル者ニハ其請
ニ由リ領置シタル工錢
ヲ以テ食物ヲ購ヒ之ヲ
給スルヲ得但種類
分量ハ典獄豫メ制限ヲ
設クヘシ

(九〇)第六十三條 工錢ヲ
以テ食物ヲ購給スルハ
一月十回以下ニシテ一
回金三錢ヲ過ルヲ得
ス但其購求費ハ領置工
錢ノ半額ヲ過クヘカラ
ス

(九二)第六十五條 監房常
具左ノ如シ
一木椀
一箸
一飯器

倉ヲ廢毀ス(是
ヨリ未決監ニ燈
火ヲ置ク制ヲ設
ク)

明治九年(即紀
元二千五百三
十六年)二月
三日司法省周圍
内監倉及各裁判
所屬ノ監倉ヲ内
務省ノ總轄トナ
シ東京ハ警視廳
自餘ハ其所在ノ
便府縣廳ニ司管
セシム
遇待(未決ノ)明
治二年(即紀元
二千五百二十
九年)三月十
七日全國ノ罪囚
有籍無籍ヲ論セ
ス其衣食ヲ給與
ス六月八日ニ至
リ有籍者ノ給與

- 置ノ器具左ノ如シ
- 一貯水器並ニ飲器 木製
- 一唾壺 木製又竹製
- 一便器 木製大小二種但
監房則圍ノ接續スルモ
ノニハ此器ヲ用ヒス
- 一小箒 草ノ種類ヲ用ヒ
製作セシ軟ナルモノ
- 一洗手盆 木製

第五章

衛生及死亡

(九三)第六十六條 監獄ハ
常ニ清掃シ不潔ナラザ
ルヲ要ス
監獄内ノ廁圍並ニ便器
ハ度數ヲ定メテ掃除シ
常ニ清潔ナラシムヘシ
(九四)第六十七條 病者ノ
居室身體衣類臥具等ハ

ヲ停ム但京都東京大坂ハ仍ホ徳川氏ノ舊ヲ襲ヒ有籍無籍ヲ論セス官費ヲ以テ給與ス

〔七九〕明治三年(即チ紀元二千五百二十年)囚獄司ニ於テ禁囚ニ給スル衣食ノ製ヲ定ム左ノ如シ

夏時ハ單衣(淺葱)色木綿ヲ以テ製ス冬時モ亦タ同シ

冬時ハ綿袍罪囚ノ貧困ナルモノニハ之レヲ貸與ス

〔以下略ス〕
明治三年六月禁囚ヲシテ酷暑ヨリ殘暑ノ候ニ至ル迄ノ間毎日晝

四ツ時ヨリ夕七ツニ至ル迄外檻ト内檻トノ間地ニ藁席ヲ敷キ涼ヲ納レシム(他者ト混同接話スルヲ禁ス)

〔以下略ス〕
〔七九〕衣食未決ノ貧囚獄衣(淺葱)ヲ乞フ者アレハ時衣ヲ貸與ス

暑中ハ單衣一領トシ春秋ハ裕一領襦袢一領トシ冬時ハ綿入ヲ加ヘ三領トス單衣ハ三日毎ニ之ヲ洗ヒ襦袢ハ五日毎ニ之ヲ洗フ

〔以下略ス〕
食料

特ニ清潔ニ爲スヘシ
〔九五〕第六十八條 刑事被告
人及定役ニ服セサル囚人ハ毎日一時以內監房外ニ於テ運動ヲ許ス

〔九六〕第六十九條 衣類臥具雜具其他ノ物品ハ種質ニ由リ時々熱湯ヲ用ヒテ之ヲ洗ヒ又ハ大氣ニ晒シ臭氣ヲ去リ虫害ヲ防クヲ要ス但病者ノ物品ト混一シテ之ヲ晒洗スヘカラス

〔九七〕第七十條 入浴ノ定度ハ毎年六月ヨリ九月迄ハ五日毎ニ一次以上十月ヨリ五月迄ハ十日毎ニ一次以上トス

〔九八〕第七十一條 刑事被告
人又ハ定役ニ服セサル囚人及拘留囚ノ鬚髮ハ不潔ナラサル様梳理セシムヘシ但鬚髮ヲ剃刈セント請フ者アルハ典獄之ヲ許可スルヲアルヘシ

〔九九〕第七十二條 髮ヲ短薙セサル者ノ監房ニハ木梳一箇ヲ備ヘ置クヘシ

〔一〇〇〕第七十三條 刑事被告
人ノ親屬故舊ヨリ洗濯ノ爲メ其衣類ノ下付ヲ請フトキハ本人ノ承諾ヲ得テ典獄之ヲ許可スルヲアルヘシ其密室監禁者ニ係ルトキハ當該裁判官ノ充許ヲ經ヘキモノトス

〔一〇一〕第七十四條 傳染病

(ニ)未決者ノ食料
ハ一人一日ニ付
白米(米)麥合セテ
四合十歳以下男
女共ニ同ク二合
七勺トス(麥ハ
ヲ用ユ炊熟ニ便
ナリ又印土米ノ
如キ麥價ヨリ卑
キ時ハ麥ニ
代用スヘシ)

(ワ)獄囚若シ其
幼孩ヲ携フコト
願ヒ情實ノ已ム
ヲ得サル者ハ之
ヲ聽ルシ貧困ナ
レハ官費ヲ以テ
之ヲ養フ監倉ニ
在ル未決者ヲ除
クノ外各囚ノ食
料皆同シ以下畧
ス

入浴期(夏時ハ
湯ハ)水冬時ハ

流行ノ兆アルキハ其豫
防ヲ慎密ニスヘシ若シ
在監人中傳染病者アル
トキハ直チニ隔離室ニ
移シ其消毒ヲ嚴ニシ病
性及感染ノ形狀ヲ詳悉
シ典獄ヨリ所屬長官ニ
報告シ且其旨ヲ市町村
長及警察署ニ通知スヘ
シ

(二〇二)第七十五條 傳染病
流行ノ際ハ飲食物ノ差
入及購給ヲ停止スルコ
トヲ得

(二〇三)第七十六條 傳染病
流行地ヲ發シ若クハ其
地方ヲ經過シタル者新
ニ入監スルキハ一周日
以上他ノ者ト離隔シ其
携有スル物品ハ消毒ヲ

(九七)毎年五月
ヨリ十月迄毎月
十二次十二月ヨ
リ四月迄ハ六次
一人ニ付定費五
拾錢

雜費

一四ニ付一日ノ
定價七厘トシ之
ヲ以テ毎日炊用
及衣類ノ洗濯並
病囚藥等ノ炭
薪其他必需ノ小
費ニ充ツ

右衣食ヲ始メ定
價額ヲ定ムト雖
モ地方ニ因リ物
價昂低ノ一様ナ
ラサルヲ以テ甲
品代價有賤アル
キハ乙品代價ノ
兩足ヲ補フハ各
地ノ適宜ニ任ス
(以下略ス)

未決已決病監明

行フヘシ

(二〇四)第七十七條 死亡者
又ハ刑死者アルキハ其
年月日時ヲ記シ典獄ヨ
リ親屬ニ通知スヘシ

刑事被告人死亡シ又ハ
囚人及懲治人ニシテ裁
判所ノ訊問中ニ係ル者
死亡シタルキハ之ヲ其
裁判所ニ申報スヘシ

(二〇五)第七十八條 在監人
病死シタルキハ醫師ノ
診案ニ據リ病症及其因
由並ニ死亡ノ年月日時
ヲ名籍簿ニ記載スヘシ

若シ變死シタルキハ醫師ノ
檢案ニ據リ死亡ノ因由
及其年月日時所死狀等
ヲ名籍簿ニ詳記スヘシ

(二〇六)第七十九條 死者ノ

治三年二月小傳
馬街舎内揚坐敷
ニ禁スルノ別ヲ
廢シ其房ヲ以テ
重罪人ノ病監ト
ス

(以下略ス)

懲役 徒罪ヲ
合獄ス
明治元年大寶ノ
制ニ基キ刑徒ヲ
復ス東京ハ石川
島寄場ヲ以テ徒
場トス男監アリ
女監アリ工作場
アリ其方法仍ホ
徳川氏ノ舊ヲ襲
フ(中略)明治三
年正月以來漸次
徳川氏ノ制ヲ改
メ醫局ヲ設ケ患
者ヲ護養シ神學
佛學ノ師ヲ招キ
徒刑人ヲ教導セ
シム

(以下略ス)

親屬若クハ故舊ニ其遺
骸ノ下付ヲ許シタルキ
ハ其者ヲシテ簿冊ニ署
名捺印セシムヘシ
監署ニ於テ遺骸ヲ假葬
スルキハ棺ニ入テ之ヲ
埋メ其上ニ面三寸長三
尺五寸ニ過サル氏名標
ヲ建ツヘシ

(二〇七)第八十條 在監人ノ

遺骸ハ假葬シタル后ト
雖モ下付ヲ請フ者アル
キハ之ヲ許ス

(二〇八)第八十一條 在監人

死亡シ監署ニ領置ノ貨
物アルトキハ親屬ニ下
付ス刑死者ノ貨物モ亦
同シ

親屬遠地ニアツテ物品
ヲ送付スルニ入費ヲ要

凡ソ徒罪ニ處セ
ラレシ本場ニ押
送セラレタル者
ハ老幼強弱ヲ分
チ身體ニ應スル
トコロノ役使ヲ
命スル右ハ之ヲ
以テ其罪科ヲ贖
ハシムルノ趣意
ナレハ場中ノ制
規ヲ遵守スヘシ
其制規左ノ如シ

制 規

徒黨ヲ企ル
工作ヲ惰ル
病ヲ保ル
徒場ヲ逃走スル
竊盜ヲスル
賭博スル
爭論鬪歐スル
右七項ノ所行ヲ
嚴禁ス若シ違ヒ
スルニ於テハ必
其罰アリトス
(以下略ス)

(二〇九)第八十二條 假葬シ

タル死亡者死刑者ノ遺
骸ニシテ滿三ヶ年ニ至
ルモ引取人ナキキハ更
ニ合葬スルヲ得但合
葬シタルトキハ其墓標
ニ石ヲ用ユヘシ

第六章

書信及接見

(一一〇)第八十三條 在監人

ヨリ發スル信書ハ書信
紙ヲ用ヒシメ典獄之ヲ
封緘遞送スルモノトス
但郵便稅ハ自辨トス

(一一一)第八十四條 官司ノ

訊問ニ由テ發信ヲ要ス

已決者ノ監
 已決者ノ監制ハ
 未決者ノ監ト異
 ナルナシ但暗室
 一二ヲ其旁ニ造
 テ獄法ニ違ヒ或
 ハ伴テ疾病ト稱
 スルモノヲ懲ス
 暗室中ニ鐵網孔
 ナ穿テ空氣ヲ通
 シテ光線ヲ通セ
 ス

ニ當リ郵便稅ヲ自辨ス
 ル丁能ハサルキハ監獄
 費ヲ以テ支辨スヘシ
 (一一三)第五十五條 信書ヲ
 檢閲スルハ先直行順讀
 シ次ニ逆讀斜讀又ハ横
 讀シ不正不良ノ文意ア
 ルヤ否ヲ詳查スヘシ
 (一一三)第八十六條 在監人
 ニ接見セント請フ者ア
 ルキハ典獄其氏名身分
 住所職業及緣由ヲ詳悉
 シタル上之ヲ許スモノ
 トス
 接見ノ時間ハ三十分時
 ナ過クルヲ得ス但死刑
 執行以前及集治監又ハ
 仮留監ニ押送以前ニ係
 ル囚人ニハ特ニ一時間
 ヲ接見ヲ許スヲ得

物アレハ之ヲ頭
 置ス着衣ヲ領置
 シテ制服ヲ着セ
 シム(以下略ス)
 食堂
 每獄ノ旁ニ食堂
 ナ設ケ役囚ヲシ
 テ會食セシム若
 シ其食堂ナキモ
 ノハ之ヲ運動工
 役場中ニ食セシ
 ム若シ犯人ノ混
 淆ヲ忌ムモノハ
 食堂ヲ異ニス
 (十) 女監
 女監ハ建築ヲ別
 ニシシ男監ト相
 接セズ其往來ヲ
 峻阻ス役場運動
 場廁所浴場炊場
 等ノ如キモ亦他
 監ト同セス
 (十一)懲治監
 此監亦界區ナ別
 ナ他監ト往來セ

接見ヲ許シタルモノ若
 シ接見ヲ請ヒシ旨趣ニ
 違フ談話ヲ爲シタルカ
 又ハ姿貌其他形狀等ヲ
 以テ相通スルノ形跡ア
 ルトキハ之ヲ停止スヘ
 シ
 接見ノ際ハ在監人男子
 ニ係ルトキハ看守長看
 守立會女子ニ係ルキハ
 看守長女監取締立會フ
 ヘシ
 (一一四)第八十七條 辨護人
 トノ接見ハ接見室ニ於
 テノ談話ニテ事實ヲ盡
 シ難キトキニ限り訊問
 所ニ於テ之ヲ爲サシム
 ルヲ得
 病囚トノ接見ハ危篤ノ
 際ニ限り病室ニ於テ之

シメス拘置人ヲ
 遇スル他監ニ比
 スレハ稍寛ナル
 ヘシ
 二十歳以下懲役
 満期ニ至リ惡心
 未タ悛ラサル者
 或ハ貧窶營生ノ
 計ナク再ヒ惡意
 フ按ムニ嫌アル
 モノハ獄司之ヲ
 懇諭シテ長ク此
 監ニ留メテ營生
 ノ業ヲ勉勵セシ
 ム(二十一歳以
 上ト雖モ逆
 意アル者ハ亦タ
 此ニ留ムルヲアリ)
 (以下略ス)

チ爲サシムルヲ得
 (一一五)第八十八條 在監人
 接見ノ時限ハ午前八時
 ヨリ午后四時迄ノ間ト
 ス

第七章

差人品

(一一六)第八十九條 刑事被
 告人ニ差入ルヘキ飲食
 物ハ酒及烟艸ヲ除キ監
 獄内ニ於テ炊烹ヲ要セ
 サルモノニシテ一日三
 回一人一食ノ量ニ限ル
 (一一七)第九十條 總 差入
 品ハ看守長立會看守ニ
 於テ之ヲ檢査シ毒氣酒
 氣又ハ包藏物其他通謀
 ノ媒介トナルモノナキ
 ヤ否ヲ精檢スヘシ但飲
 食物ノ檢査ニハ醫師ヲ

シテ立會ハシムヘシ
 (一一八)第九十一條 檢査ノ
 爲メ解纏シタル衣類臥
 具アルキハ監獄ニ於テ
 之ヲ原形ニ復スヘシ
 (一一九)第九十二條 免幽閉
 ヲ受ケタル者親屬故舊
 ヨリ金錢衣服臥具等ノ
 寄贈ヲ受ケタルキハ其
 旨ヲ典獄ニ申告セシム
 ヘシ

第八章

教誨

(一二〇)第九十三條 教誨ハ
 免役日又ハ日曜日午后
 又ハ平日罷役后又ハ休
 役間ニ於テ之ヲ行フヘ
 シ
 (一二二)第九十四條 免役日
 及日曜日ノ教誨ハ教誨

堂ニ於テシ休役間又ハ
罷役后ノ教誨ハ被教誨
者ノ居所ニ就キ之ヲ爲
スモノトス

第九章

賞譽

- (一一三) 第九十五條 監獄則
ニ依リ賞譽セシ者ニ與
フル賞表ニハ曲尺方二
寸ノ淺葱色ノ布ヲ用ヒ
賞譽セシ毎ニ之ヲ與ヘ
上衣ノ左袖肩臂間ノ表
面ニ縫着スルモノトス
- (一二三) 第九十六條 賞表ヲ
有スルモノニハ左ノ優
遇ヲナスモノトス
- 一 第五十八條ニ定メタル
衣類雜具ハ成ルヘク良
品ヲ貸與ス
- 二 信書ハ一ヶ月ニ二通ニ

- 次之ヲナスヲ許ス
- 三 入浴ハ尋常囚人ニ先キ
タ、シムルヲアルヘシ
- 四 表二箇以上ヲ有スル
モノハ仍ホ作業ノ勞働
稍輕キモノヲ課シ且飯
米ノ割合ヲ十分ノ五ニ
増加ス
- 五 賞表三箇以上ヲ有スル
者ニハ仍ホ將來生計ノ
爲メ作業ノ變換ヲ請ハ
シムルヲ得
- 六 賞表一箇ヲ得タル者ニ
ハ監獄則第二十八條ニ
定メタル外菜ヲ一週ニ
一回其二箇ヲ得タル者
ニハ二回其三箇以上ヲ
得タル者ニハ三回増給
ス但其價ハ一回一錢ニ
過クルヲ得ス

(二二四)第九十七條 囚人及懲治人左ニ掲ケタル所爲アルキハ金二十五錢以下ヲ以テ之ヲ賞譽スルヲ得但賞表ヲ與フルノ限リニアラス

一 在監人ノ逃走セントスル者ヲ密告シタルキ

二 人命ヲ救援シ及逃走者ヲ捕得シタルキ

三 監獄ニ係ル水火風災ヲ防禦シタルキ

(二二五)第九十八條 刑事被告人ニシテ前條ノ所爲アルキハ之ヲ錄シテ所屬長官ニ申報シ仍ホ等該才判官ノ參考供スヘシ

第十章
懲罰

(二二六)第九十九條 減食ノ受罰者ハ其罰期中別房ニ入レ置クヘシ

(二二七)第一百條 懲罰ヲ受タル者ノ居房ハ其罰期終ルモ仍ホ懲罰ヲ受ケサル者ト別異スヘシ但改悛ノ情著シキトキハ合居セシムルヲ得

(二二八)第一百一條 犯則者ニシテ事未タ發覺セサル前ニ於テ司獄官吏ニ自首シタルトキハ其懲罰ヲ全免又ハ減輕スルヲ得

數犯俱發シタルトキハ一ノ重キニ從ヒ處罰スヘシ

(二二九)第一百二條 懲罰ニ處セラレタル者才判事件

ニテ出廷スルトキハ當日ニ限り其執行ヲ中止スヘシ但中止中經過セシ日數ハ懲罰期限ニ算入スヘカラス

(一三〇) 第三百三條 兩脚ニ欽ヲ施ス者改悛ノ狀顯ハレ其施欽期限ノ半ヲ經過シタルトキハ一脚ノ欽ヲ免除スルヲ得

(一三一) 第三百四條 欽ヲ施シタル者改悛ノ狀最モ顯著ニシテ其施欽期限ノ四分ノ三ヲ經過シタルトキハ仮ニ其欽ヲ免除スルヲ得

(一三二) 第三百五條 仮ニ欽ヲ免除シタル者其罰期內更ニ懲罰ヲ受クルトキハ直チニ之ヲ復シ其仮

免中經過セシ日數ハ施欽期限ニ算入スヘカラス

(一三三) 第三百六條 懲罰ニ處セラレタル者アルトキハ典獄若クハ看守長時々其動靜ヲ窺察シ教誨師ヲシテ之ヲ問ハシムヘシ

附則

此細則ニ於テ市町村長トアルモノ市町村制ヲ施行セサル地方ニ於テハ戸長之ニ當ルヘシ

(畢)

(佛)(五四) 死刑執行法

佛國ニテハ死刑ヲ存在ス刑法ニ曰ク凡ソ死刑ニ處スル者ハ其頭首ヲ切斷ス死刑執行ノ前日大檢事ヨリ已決囚溜所ノ獄司ニ明日死刑囚ヲ行刑人へ引渡スヘキ指令狀ヲ授ク又大檢事ハ之ト同時ニ護衛兵ノ刑場ニ出張スヘキヲ其筋へ通知ス死刑ハ公場ニ於テ行フ即チ已決囚溜所ノ監門前ニ於テス近日新クニ議論アリ死刑ハ公場ニ於テセス獄舎

内乙第十五號

監署雜則並ニ書記看守長以下分掌例及傭人分課例別紙ノ通り相定メ候條此百相達候事明治十四年三月卅日 雜則 第一條 官吏傭人ヲ問ハス漫リニ在監人ト談言シ又ハ其聽得ヘキ所ニ於テ檢束上ニ係ルヲ辨論シ若クハ雜話等ヲ爲スヲ禁ス 第二條 授業手及押丁ヲ傭フニハ必ス保人ノ押印ヲ具シタル証書ヲ納レシムヘシ但証書ニハ監署ノ規則ヲ遵奉シ特ニ

附錄

内務省訓令第二十九號

廳府縣 集治監 仮留監 看守及監獄傭人ノ分掌例 左之通改ム

明治廿二年六月廿六日

内務大臣伯爵松方正義

第一章

看守ノ職務

- (一三四) 第一條 晝夜交番シテ警守受持場ヲ巡警スヘシ
- (一三五) 第二條 看守長若クハ看守副長ノ立會ヲ受ケ在監人員ノ點檢ヲ爲スヘシ
- (一三六) 第三條 看守長若クハ看守副長ノ立會ヲ受ケ監房ヲ檢査シ其常置

内ニテ行フヘキ法ノ草案ヲ起セ

死刑ニ立會フヘキ官吏ハ其地ノ警察官及上等裁判所ノ書記ト立會ニ警察官ハ即時ニ死刑ノ明細書ヲ認メ畢テ死刑囚在籍地ノ町村役場ニ死亡ノ届ケヲナス町村長ハ直ニ死亡証書ヲ登錄ス右死亡証書ハ尋常ノ死亡証書ト異ナラス殊ニ死刑ノ事由ヲ記載セ

在監人ノ囑託ヲ受ケ他人ニ通信シ或ハ物件ノ贈答ニ媒介セサルヲ詳記セシムヘシ 第三條 官廳若クハ人民ヨリ服役ノ囚徒ヲ工事ニ備役セント求ムルコトアルキハ便否得失ヲ考ヘ條約ヲナシテ其求ニ應スヘシ 第四條 在監人死亡シ仮葬シタル遺骸ヲ改葬セント監倉ニ請フ者アルトキハ之ヲ許可シ其旨ヲ警察官ニ通告スヘシ 掌例 一在監人ノ名籍ヲ調理シ囚徒ノ携有

器具等ヲ點檢スヘシ (一三七) 第四條 在監人ノ卿貫、氏名、年齢、罪質刑名、等ヲ記憶スルハ勿論日々ノ行狀ヲ視察シ其ノ事項ヲ手帖ニ詳記シ看守長若クハ看守副長ノ檢閱ニ供スヘシ (一三八) 第五條 在監人ノ役業ヲ督勵シ其科程ノ行否ヲ點檢スヘシ (一三九) 第六條 服役者ニシテ其作業ニ關セサル他事ヲ交談シ又ハ器具等ヲ交換シ或ハ漫リニ部外ノ工場ニ到ルカ如キ所爲ナカラシムヘシ (一四〇) 第七條 新ニ入監スルモノアルキハ其身體衣服ヲ搜檢スヘシ其入

若シ二囚アリテ
同時ニ死刑ニ處
スルハ先ツ犯
罪ノ尤モ重キ者
ヲ他ノ一囚ノ眼
前ニ於テ死刑ニ
處ス
死刑囚臨終ノ身
構ヘト死刑執行
者其補役ト共ニ
之ヲ行フ而シテ
身構ヘトハ両手
兩腕ヲ縛シ襦袢
ノ襟ヲ切リ去リ
兩足ノ運働ヲ禁
スルヲ云フ
臨終宗旨ノ儀式
ハ獄舎ノ説教師
之ヲ司ル右ノ説
教師ハ死刑囚ノ獄
舎ニアル時ヨリ
始メ死刑執行ノ
當日ニハ其囚徒
ヲ行刑臺ノ下迄
引導ス

物ヲ檢收シ工業ニ
關スル現用ヲ辨シ
簿計其他ノ署務ヲ
分掌ス
看守長
一看守授業手押丁
ノ勤惰ヲ監督シ囚
徒ノ出入増減病故
及ヒ其犯則ノ有無
ヲ稽查シ監房内外
ノ洒掃ヲ査閲シ飲
食ノ配與器具ノ點
檢等ニ臨監ス
二服役ノ囚ニ課ス
ル工業ノ科程ヲ典
獄ニ稟議シ其作業
ヲ督勵ス
看守
(一三四)
一晝夜交番シテ受
持場ヲ巡警シ及ヒ
監門ヲ守リ監外ニ
押發ノ囚徒ヲ戒護
シ病囚ノ醫治ニ立
會ヒ日々監中ノ器

監后監房ヲ出入スルト
キ亦同シ
(一四一)第八條 監門ヲ守リ
其出入者ニ注目シ漫リ
ニ通行セシムヘカラス
(一四二)第九條 監房ノ開閉
ヲ掌リ其鎖否ヲ点檢ス
ヘシ
(一四三)第十條 工場器械庫
其他ニアル物件排列ノ
整否ヲ注視シ器具等ノ
散失ナキ様嚴密取締ヲ
ナスヘシ
(一四四)第十一條 炊場浴場
等ヲ巡視シ火災ノ虞ナ
キ様嚴密取締ヲナスヘ
シ
(一四五)第十二條 獄則違犯
者又ハ應禁物藏匿等ア
ルトテ認知シタルハ

行刑ノ暫時前ヨ
リ巡查及騎馬ノ
護衛兵ハ各其士
官ノ指揮ニ依リ
行刑臺ノ周圍ヲ
護衛シ見物人ヲ
シテ行刑臺ニ接
近セシメス
行刑終リ埋葬人
死囚ノ死体ヲ片
付ケシ后ニ退散
歸營ス
〔白〕〔五四〕
白耳義國ノ刑法
尙ホ死刑ヲ存ス
其條ニ曰ク凡死
刑ハ其首ヲ切斷
ス
頭首切斷ノ制ハ
「ギョキ一ヌ」ノ
器械ヲ用ユ
死刑ヲ行フニハ
大檢事ノ命令ヲ
要ス

具ヲ點檢ス
(一三九)
二服役ノ囚徒作業
ニ關セサル他事ヲ
交談シ或ハ路人ニ
聲語シ或ハ漫リニ
部外ノ工場ニ入り
或ハ押丁等ヲシテ
囚徒ト相杵ルハノ
狀ナカラシムルヲ
要ス若シ犯ス者ア
ルハ看守長ニ具
狀スヘシ
(一三八)
三文字ヲ書スル能
ハサル囚徒ノ爲メ
ニ願訴ノ書面ヲ代
書ス
庸人分課例
教誨師
(一六一)
一改過遷善ノ道ヲ
講説シテ囚徒ヲ教
誨ス
醫師

嚴密ニ取糺シ其證據ヲ
明舉シテ看守長若クハ
看守副長ニ申告スヘシ
(一四六)第十三條 密室監禁
者及屏禁室閤室獨愼者
ノ動靜ハ特ニ之ヲ視察
シ其狀況ヲ看守長若ハ
看守副長ニ具申スヘシ
(一四七)第十四條 戒具ハ日
々點檢シ不時ノ使用ニ
支障ナカラシムヘシ
(一四八)第十五條 食物ノ配
與獄衣其他給與品及差
入品等ノ受渡ニ立會シ
不正不良ノ所爲ナカラ
シムヘシ
(一四九)第十六條 在監人ノ
接見及教誨ノ席ヲ立會
ヒ其舉動ヲ注視スヘシ
(一五〇)第十七條 病者ヲ醫

死刑ハ死刑宣告
 狀中ニ掲載シタ
 ル地所ノ公場ニ
 於テ執行ス
 死刑執行ニ立會
 ノ官吏ハ重罪裁
 判所ノ書記ナリ
 而シテ其書記ハ
 死刑場ニ出席シ
 死刑宣告本狀ノ
 未紙ニ死刑見届
 明細書ヲ認メ畢
 テ帳簿ニ登録シ
 テ自ラ調印シ又
 帳簿ノ紙端ニハ
 登録ノ事由ヲ記
 載ス書記ハ死刑
 后廿四時間内ニ
 必要ノ箇條ヲ認
 メ死刑囚ノ身分
 取扱人ニ送り死
 亡ヲ記載セシム
 右ノ証書中ニハ
 死刑ノ事ヲ掲載

(一六九) 一囚徒ノ疾病ヲ診
 察治療シ其廢篤疾
 若クハ重病急症ニ
 至レハ診斷書ニ處
 方箋ヲ添ヘ典獄ニ
 致スヘシ
 (一七) 二病囚ノ氏名病性
 徵使治否及處方ハ
 調治簿ニ詳記スヘ
 シ
 (二〇三) 三毎朝一次各監ヲ
 巡リ囚徒ノ飲食衣
 類ヲ看視シ健康ニ
 害アリト認ル事ア
 ルトキハ改良ノ意
 見ヲ典獄ニ具狀ス
 ヘシ
 (一七九) 四診察手術ヲ施ス
 トキハ病者ニ向テ
 攝生ノ方法ヲ示ス

治ニ立會ヒ其舉動ヲ注
 視スヘシ
 (二五二)第十八條 在監人中
 ニ急發病者アルトキハ
 直ニ看守長若クハ看守
 副長ニ申告スヘシ
 (二五二)第十九條 水火風震
 等非常ノ變災ニ際シテ
 ハ最モ取締ヲ嚴ニシテ
 監人ヲ避ケシムルノ準
 備ヲナシ上官ノ指揮ヲ
 待ツヘシ
 但事急遽ニ出テ上官ノ
 指揮ヲ待ツノ違ナキト
 キハ救護ノ爲メ一時房
 外ニ出スヲ得
 (二五三)第二十條 反獄逃走
 等アルトキハ非常ノ合
 圖ヲナシ直チニ鎮壓捕
 獲ノ手配ヲナスヘシ此

死刑執行者ハ俸
 給ヲ與ヘ大檢事
 ノ管轄ニシテ司
 法省所屬トス
 數人同時ニ處刑
 スルノ場合ハ法
 律ニ明文ナキヲ
 以テ大檢事至當
 ノ處分ニ任ス
 死刑囚臨終ノ行
 裝ハ別ニ法律ノ
 明文ナシ故ニ死
 刑執行者便宜ノ
 處分ニ任ス
 死刑ノ宣告アレ
 ハ直ニ其罪囚チ
 別室ニ移シ格別
 ニ監督ヲ嚴ニシ
 晝夜共ニ看守シ
 利器等ハ一切取
 上ケ罪囚ハ毎日
 散步シ或ハ親屬
 ト面會スルヲ許
 シ獄司ハ毎日巡
 見ス

(二〇九)授業手
 一服役ノ囚徒ニ農
 業工藝等ヲ教ヘシ
 ム
 (一九三)(一九四)
 押丁
 一囚徒監房出入ノ
 際其身帶衣服ヲ搜
 檢シ服役者ヲ督使
 シ控繩戒護等ニ從
 事ス
 (一八九)女監取締
 一女監ヲ監視シ婦
 女入監ノ際ハ典獄
 ノ臨監ヲ得テ其身
 體衣服ヲ搜檢ス
 (一九二)
 二飲食ヲ配與シ及
 女囚ノ作業ヲ督勵
 ス

場合ニハ直ニ上官ニ報
 告スヘシ
 但事急遽ニ出テ欄キ難
 キトキハ直ニ追跡スル
 ヲ得
 (二五四)第二十一條 在監人
 ノ頭髮、身體、衣服、ニ
 注目シ若シ垢染破損セ
 シ等ノモノアルトキハ
 直チニ看守長若クハ看
 守副長ニ申告スヘシ
 (二五五)第二十二條 監房、
 炊場、浴場、廁圍、工場
 等ノ掃除ニ立會ヒ不潔
 ナカラシムヘシ
 (二五六)第二十三條 押丁授
 業手ノ在監人ニ接スル
 狀態ヲ視察シ若シ相狃
 ル、モノアルヲ認ムル
 トキハ直チニ看守長若

説教師ハ其罪囚
ト自由ニ交通シ
其秘密ノ依託ヲ
受ケ死刑執行當
日ニハ罪人ト同
伴シテ刑場ニ至
リ臨終式ニ與フ
死刑執行ノ當日
ニハ大檢事ノ職
權トシテ刑場ノ
靜謐ヲ保全スル
ヲメニ鎮臺兵ノ
護衛ヲ促ス

〔普〕(五四)

死刑尙存ス刑法
ニ曰ク凡ソ死刑
ハ斬首ス然レモ
千八百六十六年
以來千八百七十
八年皇帝ニ對シ
發砲シタル者一
人ヲ死刑ニ處セ
シノミ
死刑ハ檢事ヨリ

クハ看守副長ニ申告ス
ヘシ

(二五七)第二十四條 監内ノ
異狀ヲ見聞スルトキハ
直ニ看守長若クハ看守
副長ニ申告スヘシ押下
ヨリ報告又ハ在監人等
ヨリ密告ヲ得タルトキ
モ亦同シ

第二十五條 在監人ノ押
送ヲ掌リ其押送中ハ在
監人ノ路人ト聲語シ又
ハ之ヲ侮笑シ又ハ步行
ヲ紊シテ行人ヲ妨クル
等不都合ノ所爲ナカラ
シムヘシ

(二五八)第二十六條 在監人
ヨリ願訴ヲナサントス
ル者アルトキハ直チニ
看守長若クハ看守副長

ニ申告スヘシ若シ封書
ヲ出ストキハ直ニ看守
長若クハ看守副長ニ致
スヘシ

(二五九)第二十七條 文字ヲ
書スル能ハサル在監者
ノ爲メニ願訴ノ書面ヲ
代書シ且之ヲ本人ニ讀
ミ聽スヘシ

第二章

教誨師ノ職務

(一六〇)第二十八條 典獄ノ
指揮ヲ受ケ專ラ已決囚
及懲治人ノ教誨ニ從事
シ又懲治人及十六才未
滿ノ已決囚ニ讀書算術
習字等ノ學科ヲ教授ス
ヘキモノトス
(一六一)第二十九條 新ニ入
監スル已決囚若クハ懲

奏シ皇帝ノ親裁
ニ依テ決行ス
死刑ハ獄内ニ於
テ之ヲ行フ
死刑立會ノ官吏
ニ關スル事治罪
法第四百八十六
條ニ見ヘシ
死刑見届書及罪
人死亡証書ヲ認
ムル者ハ裁判所
書記ナリ死刑執
行者ハ其都度備
ヒ入ル者ニシ
テ嘗テ試験セシ
者ニ限ル而シテ
其試験ハ人ヲ戰
斷スルニ非ス專
ラ手ノ利キシ者
ヲ撰ムニアリ
數人同時ニ處刑
スル場合ニ於テ
ハ罪科ノ輕キ者
ヲ先ニ行フ
死刑囚ニ對シテ

説教師ハ其罪囚
ト自由ニ交通シ
其秘密ヲ依テラ
受テ死刑執行當
日ニハ罪人ト同
伴シテ刑場ニ至
リ臨終式ニ與テ
死刑執行ノ當日
ニハ大檢事ノ職
權下シテ刑場ノ
留監ヲ保全スル
ヲメニ鎮臺兵ノ
護衛ヲ促ス

〔普〕(五四)
死刑尙存ス刑法
ニ曰ク凡ソ死刑
ハ斬首ニ然レモ
千八百六十六年
以來千八百七十
八年皇帝ニ對シ
發砲シタル者一
人ヲ死刑ニ處セ
シノヨ

死刑ハ檢事ヨリ

クハ看守副長ニ申告ス
ヘシ

(二五七)第二十四條 監内ノ
異狀ヲ見聞スルトキハ
直ニ看守長若クハ看守
副長ニ申告スヘシ押下
ヨリ報告又ハ在監人等
ヨリ密告ヲ得タルトキ
モ亦同シ

第二十五條 在監人ノ押
送ヲ掌リ其押送中ハ在
監人ノ路人ト聲語シ又
ハ之ヲ侮笑シ又ハ步行
ヲ紊シテ行人ヲ妨グル
等不都合ノ所爲ナカラ
シムヘシ

(二五八)第二十六條 在監人
ヨリ願訴ヲナサントス
ル者アルトキハ直チニ
看守長若クハ看守副長

奏シ皇帝ノ親裁
ニ依テ決行ス

死刑ハ獄内ニ於
テ之ヲ行フ

死刑立會ノ官吏
ニ關スル事治罪
法第四百八十六
條ニ見ヘシ

死刑見届書及罪
人死亡証書ヲ認
ムル者ハ裁判所
書記ナリ死刑執
行者ハ其都度備
ヒ入ル、者ニシ
テ嘗テ試験セシ
者ニ限ル而シテ
其試験ハ人ヲ戰
斷スルニ非ス專
ラ手ノ利キシ者
ヲ撰ムニアリ

數人同時ニ處刑
スル場合ニ於テ
ハ罪科ノ輕キ者
ヲ先ニ行フ

死刑囚ニ對シテ

ニ申告スヘシ若シ封書
ヲ出ストキハ直ニ看守
長若クハ看守副長ニ致
スヘシ

(二五九)第二十七條 文字ヲ
書スル能ハサル在監者
ノ爲メニ願訴ノ書面ヲ
代書シ且之ヲ本人ニ讀
ミ聽スヘシ

第二章
教誨師ノ職務

(二六〇)第二十八條 典獄ノ
指揮ヲ受ケ專ラ已決囚
及懲治人ノ教誨ニ從事
シ又懲治人及十六才未
滿ノ已決囚ニ讀書算術
習字等ノ學科ヲ教授ス
ヘキモノトス

(二六一)第二十九條 新ニ入
監スル已決囚若クハ懲

臨終服ノ制規ナシ唯タ斬リ易キタメ襦袢一枚ヲ着セシム而シテ遺骸ハ其親屬ニ下付スルコトヲ得但式ヲ用井テ葬ルコトヲ許サス臨時宗旨ノ儀式ハ其宗旨ノ僧之ヲ行フ死刑ハ監獄内ニ於テ行フ別ニ懲戒ナシ

(英)(五四)
英國死刑存廢論
死刑説ヲ保持スル論者ノ説ニ曰ク死刑ハ謀殺罪ノ如キ兇惡ノ犯罪ヲ威嚇スルニ緊要ニシテ且多少ノ功力ヲ有スルハ吾人ノ疑ハサル所ナリ然レ

治人アルカ又ハ賞表ヲ受クヘキ者アルキハ其者ニ對シ特ニ教誨ヲナスヘシ其出獄スルトキモ亦同シ

(二六二)第三十條 在監人ノ起居動靜勤怠及其行狀ノ良否ハ時々其狀ヲ具シテ典獄ニ報告スヘシ

(二六三)第三十一條 監房ヲ巡回シ脩身齊家ノ講談ヲナシ又揭示條項等ヲ解説スヘシ

(二六四)第三十二條 懲治人ノ就學年月卒業ノ科目學業ノ優劣等ヲ簿冊ニ記載シ典獄ノ檢閱ニ供スヘシ

(二六五)第三十三條 在監人ノ賞罰ニ付典獄ヨリ意

凡荷蘭國立法ト題スル書中ニ云ル如ク死刑ニ關スル眞個ノ問題ハ死刑ノ犯罪ヲ威嚇スル効力終身禁錮即チ無期禁錮ノ如キ嚴刑ヨリモ大ナリヤ否ヲ証明スルニ在リ而シテ死刑ハ犯罪者ノ生命ヲ絶滅スルヲ以テ一回之ヲ實行スル片ハ最早其罪ヲ改メシムルニ由ナシ況ンヤ犯罪者ノ悔悟ノ舉動如何ヲ見ルカ如キニ於テヤ故ニ近年歐米諸國ニ於テハ死刑ヲ宣告スルモ之ヲ實行セサルニ至レリ然レモ此處置タル徒ニ

見テ問フコトアルトキハ之ニ報答スヘシ

(二六六)第三十四條 獄則處分ヲ受ケ受罰中ノ者アルキハ其房所ニ就キ教誨ヲ加ヘ又其狀況ヲ視察シテ典獄ニ報告スヘシ

(二六七)第三十五條 受罰者ニシテ改悛ノ狀顯著ナルヲ認知セシキハ典獄ニ具狀スヘシ

(二六八)第三十六條 授學上及教誨上ニ要スル書籍器具ヲ管理シ散失破損セサル様注意スヘシ

(二六九)第三十七條 特赦免幽閉仮出獄仮出場仮免懲罰ノ言渡又ハ賞表授與式ニ立會フヘシ

法律ヲシテ其効
用ヲ失ハシムル
者ニシテ寧ロ之
ヲ廢止スルノ優
レルニ如カサル
ナリ又謀殺罪
ヲ犯ス者ヲ目撃
スルニ之ヲ他ノ
犯罪者ニ比スレ
ハ大率癡狂ノ質
アル者ニ於テ在
リ癡癡ト否トヲ
辨スルノ難キハ
世人ノ既ニ了知
スル所ナリ然ル
ニ其難キニモ係
ラス癡癡ノ質ア
ル犯罪者ヲ死刑
ニ處スルハ世既
ニ之ヲ採ラス又
歐米諸國ノ實行
スル所ヲ見ルニ
死刑ヲ以テ犯罪
ヲ威嚇スルノ説
ハ實際ニ於テ大
ニ反對スル者ト

第三章
醫師ノ職務
(二七〇)第三十八條 典獄ノ
指揮ヲ受ケ在監人ノ疾
病ヲ診察治療シ醫治ニ
關スル一切ノ事務ニ從
事スヘキモノトス
(二七一)第三十九條 常ニ監
内一般ノ衛生事項ニ注
目シ其方法ヲ考究シテ
意見ヲ典獄ニ具申スヘ
シ若シ衛生上ニ關スル
事項ニ付典獄ヨリ諮問
ヲ受ケタルトキハ之ヲ
詳查シテ報告スヘシ
(二七二)第四十條 在監人ヲ
診斷シタルトキハ其氏
名病性徵候治否及處方
ヲ調治簿ニ詳記シ典獄
ノ檢閱ニ供スヘシ

謂フヘシ
〔五四〕
歐洲中死刑ヲ保
持スル國
千八百八十一年
ノ調製ニ係ル英
國政府ノ統計ニ
依レハ歐洲中死
刑ヲ保持スル國
左ノ如シ
奧地利、佛蘭西、
西班牙瑞典、那
威丁抹、バ、リ
ヤ伊大利、日耳
曼北邦、北米合
衆國、奧太利亞
等并新蘭土、米
國並ニウエー
ルス、愛耳蘭土
國、蘇格蘭土國
英國及ケールス
〔五四〕
歐洲中死刑ヲ廢
弛シタル國
荷蘭國、フイ
ン

(二七三)第四十一條 已決囚
新ニ入監スルトキハ其
身體質ヲ檢査シ其體質
ノ強弱等ヲ典獄ニ具申
スヘシ
(二七四)第四十二條 各監房
及工場等ヲ巡回シ在監
人ノ飲食物及衣類等ヲ
注視シ衛生上ニ害アリ
ト認ムル事アルトキハ
改良ノ意見ヲ典獄ニ具
申スヘシ
(二七五)第四十三條 流行病
及傳染病發生ノ兆アル
カ又ハ該患者アルトキ
ハ直チニ典獄ニ稟議シ
其病症及感染ノ形狀ヲ
詳悉シ豫防消毒ヲ執行
スヘシ
(二七六)第四十四條 減食又

ランド米國、米
 國合衆國中チカ
 シロイト島及
 メイン州此他死
 刑ヲ廢弛シタル
 國ハ葡萄牙及
 伊太利ノ内タオ
 ガニ一洲ナリ
 瑞典、此國ハ一
 且死刑ヲ廢
 シ又タ再ヒ
 設ケタリト
 云フ
 「五四」死刑ニ代
 プルノ刑罰
 英國ニ於テハ死
 刑ニ處セラレタ
 ル犯罪者ノ過半
 ハ皆十終身禁錮
 ニ代ヘタリ葡荷
 牙國ハ禁錮二十
 年ミチカハル洲
 ウイテコンシ

○九十
 ハ監室等ノ懲罰ニ處セ
 ラルヘキ者ヲ診察シ其
 身體ニ妨ケナキヤ否ヤ
 ナ詳記シ其證明書ヲ典
 獄ニ差出スヘシ
 (二七七)第四十五條 在監人
 中ニ急發病者アルノ報
 知ヲ受ケタルトキハ直
 ニ其居處ニ就キ診察治
 療スヘシ
 (二七八)第四十六條 服役ス
 ヘキ囚徒ノ疾病快復ス
 ルトキハ其堪ユヘキ役
 業ノ種類ヲ指定シ典獄
 ニ具申スヘシ
 (二七八)第四十七條 患者攝
 生ノ爲メ特別ノ衣食物
 品等ヲ要スルトキハ事
 由ヲ詳記シ典獄ニ具申
 スヘシ

洲等ハ禁錮七年
 ヨリ二十年日耳
 義那威瑞典ニ至
 テハ米國或ハ英
 國ヨリモ其結果
 ヲ現ハシ禁錮二
 十年三十五年ニ
 處ス元來長期ノ
 禁錮ハ特別ノ取
 扱ヲナスヘキモ
 ノニシテ決シテ
 犯罪者ヲシテ單
 身以テ幽靜ナラ
 シムヘカラス之
 ニ反シテ短期ノ
 禁錮ハ一房一囚
 ナ法トシ道徳上
 緊要ノモノナリ
 長期ノ禁錮ヲ受
 ケタル犯罪者ニ
 一房一囚ノ法ヲ
 用ユルハ恰モ其
 性命ヲ寸斷スル
 カ如クニシテ死

(二八〇)第四十八條 施療上
 危険ノ恐アル手術ヲ施
 ストキハ其旨ヲ典獄ニ
 具申シテ許可ヲ受クヘ
 シ
 (二八一)第四十九條 患者廢
 篤疾若クハ危篤ニ至レ
 ハ診斷書ニ處方箋ヲ添
 ヘ之ヲ典獄ニ差出スヘ
 シ
 (二八二)第五十條 在監中病
 死又ハ變死シタモノア
 ルトキハ典獄並ニ看守
 長ト俱ニ驗屍シ其死亡
 ノ原由及病症死狀等ヲ
 詳記シ死亡證書又ハ檢
 案書ヲ添之ヲ典獄ニ差
 出スヘシ
 (二八三)第五十一條 患者若
 シ死后ニ解剖ヲ請フモ

刑ニ異ナラサル
ナリ故ニ一國ノ
政府タル者又ハ
死刑廢弛説ヲ主
張スル者ハ長期
ノ禁錮ヲ受ケタ
ル犯罪者取扱法
ニ於テハ尤モ其
腦力ヲ費シタリ
然レモ是ノ如キ
犯罪者ニハ囚獄
ノ構造ヲ區別シ
テ之レニ入ル、
ノ説タルニ過キ
ス
無罪者ヲ刑ニ就
カシムルノ恐ヲ
説ク
死刑ハ一トタヒ
實行スル時ハ后
ニ至テ之ヲ改メ
ソト欲スルモ改
ムルヲ能ハサル
性質ヲ有スル者
ナレハ爲メニ裁

判上ノ誤ヨリ無
罪者ヲ死刑ニ處
シ後ニ其過誤ヲ
見テ之ヲ改メン
トスルモ既ニ死
ニ就キタル者焉
ソ蘇生スルヲ
得ンヤ誠ニ危険
ノ刑罰ト謂フヘ
キナリ
千八百七十四年
ベルシルウアニ
ヤ洲二人アリ彼
ノ將ニ死ナント
スルニ當リ天ヲ
仰テ懺悔シテ曰
先年ルイスナル
者謀殺罪ヲ以テ
タイドフイルニ
於テ絞罪ニ處セ
ラシタルカ其謀
殺罪ヲ犯シタル
ハ彼ニアラスシ
テ我ナリ然ルヲ
彼ニ其罪ヲ飯シ

ノアルトキハ速ニ之ヲ
典獄ニ具申スヘシ
(一八四)第五十二條 在監人
中作病ヲ搆ヘ診察ヲ乞
フモノアルトキハ看守
長若クハ看守副長ニ申
告スヘシ
(一八五)第五十三條 差入飲
食物アルトキハ之ヲ檢
査シ其可否ヲ典獄ニ具
申スヘシ
(一八六)第五十四條 看病者
ノ適否ヲ監視シ意見ヲ
ルトキハ直ニ典獄ニ具
申スヘシ
(一八九)第五十五條 醫療器
械並ニ書籍等ヲ管理シ
散失破損セサル様注意
スヘシ
(一九〇)第五十六條 患者ノ

日表及月表ヲ製シ典獄
ノ檢閱ニ供スヘシ
(一八九)第五十七條 看守押
丁志願者ノ體格ヲ檢査
スヘシ
第四章
女監取締ノ職務
(一九九)第五十八條 看守長
ノ指揮ヲ受ケ女監ノ戒
護其他婦女ノ取締ニ關
スル一切ノ事務ニ從事
スルモノトス
(一九二)第五十九條 看守ノ
職務第一條乃至第二十
四條及第二十六條第二
十七條ハ本職ニモ之ヲ
適用ス
(一九三)第六十條 病監ニ於
テ治療中ノ未決患者ヲ
看護スヘシ

我ハ今日迄其罪ヲ免レ今ヤ天命ヲ以テ死スルコソ幸福ナリ嗚呼上帝我カ罪ヲ宥サレタマヘト又千八百八十年ロナエルストルニ於テピヤソンナル者死刑ニ處セラレタレモ世人ハ異口同音ニ皆ナ無罪ナルヲ唱道セリ殺人罪ヲ犯ス者ハ癡癡者ニ多キ事殺人罪ヲ犯ス者ハ多少癡狂ノ質アル者ナリ英國ニ於テ殺人罪ヲ犯シタル者ノ一割七分ハ癡癡ナリキ然ルニ他ノ犯罪者ノ癡癡ナ

ルハ一般二厘五厘ニ過キス法學士ハ殺人罪ヲ犯ス者ヲ幽閉スルヲ拒マサルモ之ヲ絞首スルコトハ大ニ排斥ス然レモ英國ノ法律タルヤ病理論ニ考ヘ道理ニ參セス反テ法官ヲシテ死刑ニ處スルカ或ハ無罪放免スルカノ二途ニ出ルノ外ナカラシム故ニ英國ニ於ケル死刑存廢論ハ強ク廢弛スヘシト云フニアラサ

(二九三)第六十一條 作業器械及素品製品ノ受渡ヲ爲スヘシ

第五章

押丁ノ職務

(二九四)第六十二條 看守ノ助手トナリ新ニ入監スル者ノ身體衣服ヲ搜檢スヘシ入監后監房ヲ出入スルキモ亦全シ

(二九五)第六十三條 看守ノ指揮ヲ受ケ監外押發ノ在監人ニ戒具ヲ施シ又ハ控繩戒護ニ從事スヘシ

(二九六)第六十四條 死刑者アルキハ上官ノ指揮ヲ受ケ其執行方ニ從事スヘシ

(二九七)第六十五條 看守ノ

助手トナリ監房ノ檢査ヲナスヘシ

(二九八)第六十六條 看守ノ指揮ヲ受ケ監門及監房戸扉ノ開閉ヲ爲スヘシ

(二九九)第六十七條 看守ノ立會ヲ受ケ食物ノ配與獄衣其他授與品及差入品ノ受渡ヲ爲スヘシ

(三〇〇)第六十八條 上官ノ指揮ヲ受ケ病監ニ於テ治療中ノ未決患者ヲ看護スヘシ

(三〇一)第六十九條 上官ノ指揮ヲ受ケ刑死者及死亡者ノ死體取片付方ニ從事スヘシ

(三〇二)第七十條 看守ノ立會ヲ受ケ作業器械及素品製品ノ受渡ヲナスヘシ

便宜ナルハ敢テ
疑ハサル所ナリ
又死刑ヲ廢スル
モ必スシモ家國
ノ安寧ヲ妨碍ス
ルトハ斷言セサ
ルナリ

(露)
露國ノ死刑附特
別裁判

露國ニ於テハ千
七百六十三年女
帝ニルサベウト
ノ時代ニ當リ常
事犯ニ係ル死刑
ヲ廢セリト雖也
軍律上ニハ尙之
ヲ存セリ又特別
ノ場合即チ天
皇陛下ノ身体ニ
關スル重罪犯ヲ
處スルニ當テハ
依然死刑ヲ用フ
名テ特別裁判ト
云フ而テ其裁判

所ハ常置セス特
別裁判ヲ要スル
重罪犯アルニ際
シ一時政府ニ於
テ尤モ高等ナル
人ヲ撰テ其裁判
官ニ任シ臨時開
廷スルモノニシ
テ其員數僅ニ六
人ヲ以テ組織ス

(二〇三)第七十一條 工場及
其他ニアル諸器具其他
ノ物件ヲ排列シ看守ノ
點檢ニ供スヘシ
(二〇四)第七十二條 獄具及
消防具等ヲ監守シ毀損
紛亂セサル様注意スヘ
シ

(二〇五)第七十三條 在監人
ノ頭髮身體衣服ニ注目
シ若シ垢染破損セシ等
ノモノアルキハ直チニ
看守ニ申告スヘシ

(二〇六)第七十四條 獄則違
犯者又ハ應禁物藏匿等
アルト認知シタルキハ
直ニ看守ニ申告スヘシ
(二〇七)第七十五條 監内ニ
異狀アルキハ直チニ之

テ上官ニ申告スヘシ在
監人ヨリ密告ヲ得タル
キモ亦同シ

(二〇八)第七十六條 在監人
ノ行狀ノ良否ヲ認知シ
タルキハ之ヲ手帖ニ記
シ置キ看守ニ申告スヘ
シ

(二〇九)第七十七條 炊場浴
場等ニ於テハ火災ノ虞
ナキ様注意スヘシ

第六章

授業手ノ職務

(二一〇)第七十八條 工業掛
員ノ指揮ヲ受ケ農業工
業等ヲ教授スヘシ

(二一一)第七十九條 受業囚
ヲ督勵シ科程ノ了否ヲ
注視スヘシ

(二一二)第八十條 授業上ニ

要スル器械雜具ヲ整理
シ取扱上及保存方ニ注
意スヘシ

(二二三)第八十一條 役業ノ
科程及工錢料定上ニ付
テハ意見ヲ工業掛ニ開
申スヘシ

(二二四)第八十二條 役業ノ
廢設及改良方ニ付意見
アルハ之ヲ典獄ニ具
申スヘシ

(二二五)第八十三條 役業ヲ
怠ルカ又ハ指導ニ從ハ
サルモノアルハ速ニ
看守長ニ申告スヘシ

(二二六)第八十四條 器具ノ
新調及修繕ヲ要スルト
キハ其買入又ハ修繕方
ヲ工業掛ニ申立ツヘシ

(二二七)第八十五條 毎月受

業囚ノ勤怠及技藝ノ優
劣進否等ヲ調査シ之ヲ
看守長ニ具申スヘシ

在監人動作時限表

月名	時限	起	床	監房掃除	就	役	午	飯	罷	役	還	房	就	寢	服役時間合計
一月	前六時	六時	一時	一時	前七時	七時	十二時	十二時	後三時三十分	五時	五時	後八時	八時	七時	七時
二月	六時	六時	一時	一時	七時	七時	十二時	十二時	四時	五時	五時	八時	八時	八時	八時
三月	五時卅分	五時卅分	一時	一時	六時卅分	六時卅分	十二時	十二時	四時	六時	六時	八時	八時	八時	八時
四月	五時	五時	一時	一時	六時	六時	十二時	十二時	四時卅分	六時卅分	六時卅分	八時	八時	八時	八時
五月	五時	五時	一時	一時	六時	六時	十二時	十二時	五時	七時	七時	九時	九時	九時	九時
六月	四時	四時	一時	一時	五時	五時	十二時	十二時	五時卅分	七時卅分	七時卅分	九時	九時	九時	九時
七月	四時	四時	一時	一時	五時	五時	十二時	十二時	五時卅分	七時卅分	七時卅分	九時	九時	九時	九時
八月	四時卅分	四時卅分	一時	一時	五時卅分	五時卅分	十二時	十二時	五時	七時	七時	九時	九時	九時	九時
九月	五時	五時	一時	一時	六時	六時	十二時	十二時	四時卅分	六時	六時	八時	八時	八時	八時
十月	五時卅分	五時卅分	一時	一時	六時卅分	六時卅分	十二時	十二時	四時	五時	五時	八時	八時	八時	八時
十一月	六時	六時	一時	一時	七時	七時	十二時	十二時	四時	四時	四時	八時	八時	八時	八時
十二月	六時卅分	六時卅分	一時	一時	七時卅分	七時卅分	十二時	十二時	三時卅分	四時	四時	八時	八時	七時	七時

一就寢後及翌朝ノ寺門ヲ余ノ外ハ囚人ニシテ服役セザル者懲治人及刑務長官ハ之ニ本表ヲ適用ス

跋

予の文壇は友笠原正進君職を監獄に奉むるを茲に數年終始一日は如く身は忘るを以て摯實、剛毅、耐忍能く其本務を盡す故に其獄事も曉通するのみならず明けし矣而して君は平素匿名を以て意見は監獄雜誌に記載せしむる予も亦嘗て職を監獄に奉し當時君が芳名を欽慕せしも如何せん匿名なるを以て書を寄するに由なく荏苒日を送りしか君も亦予と同一の心情なりしならん偶々一書を以て予に惠する予披て之を見るに一見舊知の如く將來共に獄務に關して研究する處あらんことを約す爾來屢々文信を以て交誼を爲すも未だ聲咳に接せず常に以て憾とあす故に一たび面語して君が抱負する處は説を聞くと欲す然りと雖も山海を隔ると職務は繁劇あるとに依りて其は意を果さず頃日一片は郵信君が旅寓

の地よこ來る繼て之を見れば君か編纂に係る大日本監獄管理法便覽と題せる稿本か予は恰も警咳に接すると思を爲し盥水嗽口之を讀めは我國昔時比監獄に關する制度及記載之に加ふるに維新後より比監獄法及三段に別ち初世中世及現世と爲す之に附するに泰西監獄法拔要及以て之而して其比較比方法編纂比順序誠に當を得肯綮及誤らす之及一讀すれば監獄比沿革及窺知するを得るに至る嗚呼君ハ獄務に映掌する比傍此比良書及編纂せらる誠は監獄比爲めは賀む可き比至るに今や稿本及返還するに望み不文及顧み以一言及卷尾に記して以て君か編纂比勞及慰むと云爾

明治甲午綠陰深處に於て

山崎末吉謹識

明治廿七年八月廿一日印刷
明治廿七年九月三日發行

(非賣品)

高知縣士族

笠原正進

香川縣高松市大字西新通町
八拾四番戶寄留

吉阪周造

香川縣高松市大字濱町
百六拾八番戶住士族

吉阪活版所

香川縣高松市大字兵庫町
六拾五番戶

發行兼印刷者

印刷所

明 佩 浪

明 佩 香

香 非 香

即 即 廿 廿 平 平 入 入 且 且 甘 甘 自 自 自 自 自 自 備 備

六 餘 正 講 義
香 川 縣 高 級 師 範 大 學 吳 惠 儀

吉 規 岳 規 浪

百 六 餘 人 播 可 註 上 卷
香 川 縣 高 級 師 範 大 學 吳 惠 儀

吉 規 岳 規 浪

八 餘 四 香 只 卷 四
香 川 縣 高 級 師 範 大 學 吳 惠 儀

香 川 縣 高 級 師 範 大 學 吳 惠 儀

其 實 品

777H-68

